

# 会報

第 79 号

国立大学協会

昭和 53 年 2 月

医学教育の特殊性とは……………吉利 一和 3

**事業報告**

● 諸会議議事要録 (52年10月~12月)……………7

理事会 (11.15)……………7

同 (12.22)……………16

第61回総会 (11.16)……………23

第28回事務連絡会議 (11.18)……………42

第1常置委員会 (10.24)……………47

同 (11.16)……………55

同 (12.12)……………56

第2常置委員会 (11.15)……………59

同 (12.8)……………64

第3・第4常置委員会合同委員会 (11.14)……………68

第6常置委員会 (11.14)……………75

同 (12.12)……………79

医学教育に関する特別委員会 (11.14)……………81

教養課程に関する特別委員会 (11.15)……………86

同 (12.23)……………90

教員養成制度特別委員会 (11.8)……………96

特別会計制度協議会 (12.22)……………97

就職問題懇談会 (12.22)……………100

第61回総会国立大学協会事業報告書……………102

● 諸 会 合……………107

---

## 要 望 書 等

---

国立大学の授業料の改訂について	109
昭和53年度国立大学関係予算について	110
国立大学協会会長談話	110
大学院問題について	111

---

## 資 料

---

学費について（事務連絡）	113
学費について（事務連絡第2）	114
昭和54年度大学入学者選抜の日程について	114
国立大学の授業料について（その1）	115
国立大学の授業料について（その2）	123
昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ	130

---

## そ の 他

---

学長等の異動	131
寄贈図書	132

☆ 窓 ☆ 江州商人 小倉榮一郎 108  
有珠山噴火とマグマ 横山 泉 130

# 医学教育の特殊性とは

吉利 和

医学教育というものは、他の分野とちがった特殊なものであるという、大抵の人はそれを肯定するようである。これは実際に医学に関係している立場の人についても、また医学以外の専門分野に関係する人の場合にも、ニュアンスはちがっても共通にみとめられることである。しかし本当に多くの人が同じようにこのことを是認しているのだろうか。

私自身多年医学教育に関係してきたと自分で思っているし、他人もそう認めてくれているが、では本当に医学教育はまったく特殊なものであろうかと自らに問うてみると、その中味はまことに複雑であることを感じている。一体医学教育の特殊性とはどういうことであるか？ また特殊であるから、どうしようというのであろうか？ とくに大学教育の中で医学教育の占める位置をどう考えて、その特殊性の論議の中から何を求めようとしているのであろうか？

これらのことは、長い間私にとっては大変わかりにくいことであった。現在国大協の中には「医学教育に関する特別委員会」がある。この委員会は昭和42年につくられたもので、私自身もはじめは専門委員として、現在は委員として関係が深い立場にある。こういう委員会ができたことには、医学部に生じた紛争が大きくなり、その内容にかなり特殊なものがあって、大学一般の問題とは切り離して論じた方が実情にあったからであろうが、しかし今日もなお医学部のかかえている問題には、判りにくいことが多く、他学部のことと一緒に論じない方がいいという考えは存在しているようである。

しかし医学部の問題が特殊であるからといって、他の学部の人はこれに関係せず、医学関係者の間での論議にまかせるということだけでは、この問題に対する正しい解答は得られないであろう。特殊な問題であっても、やはり大学の問題としての取扱いが必要であり、大学共通の立場からの理解なり対策なりがなければならぬはずである。医者のことは医者にまかせておけ、わからぬ者は口出しするなということと似た発想でこのことを論ずることは正しくないであろう。

以上のべたことだけからもお気づきの方が多いと思うが、医学教育の問題が特殊だということは、その教育の理念とか技術上のことで特殊だということと、もう一つは大学



教育における医学部というものの存在そのものが他のものと異質であるということが一緒に考えられているようである。

そして医学教育の特殊性を論ずるという人たちは、この二つのことを、自分に都合のいい時に、都合のいい点だけをとりあげて議論していることが多いように思われる。これではいつまでたっても、正しい方向にむかないことになる。

医学教育ということを論ずるのには、医学教育そのものの理念にかかわることももちろんあるであろう。医学教育とは、医学という学問の体系をいかにして知らせるかあるいは理解させるかということに解されるのが正しいといわれるが、一方では医師という職業人を養成するというプロセスだというきわめて実証的な解釈もなりたつ。この点においてもたしかに医学には特殊な問題があるであろう。しかし教育学という立場からみれば、やはりその教育学の原理なり一般論を医学に適用するということは可能であるし、何も医学だけが特殊だとはいえないとも考えられる。現に医学教育学会を主として指導している人たちの考えは、教育学一般についての考え方を医学教育の場にあてはめたいということのようであり、医学教育の特殊性ということ正面きって論ずることと必ずしも一致してはいないようである。

具体的に医学教育の特殊性を論ずるさいに一番多くとりあげられているのは、医学部における教育ということであろう。事実、専門課程の修業年限ということ一つとりあげても、医学・歯学のみが4年となっていて、はっきり他とちがっているし、大学院も医学関係では修士課程がなくていきなり博士課程である。教養課程でも医学進学課程は他とちがっているところが多い。これらは直接医学部のことではなくても、医学部に密接した部門での特殊性である。これらを広げると、医学部卒業後の研修のことまでとりあげられて来て、いかにも医学部のみが問題なのではなく、医学教育全体の問題であるかのように見えてくる。しかし、これらは、わが国の医学教育というものの中心になっている大学医学部というところに問題があるということからはじまっていることもまたまちがいのないことであろう。

もう一つ、医学部には附属病院というものがついている。ここでは、教官の数にくらべて、非教官の数がきわめて多く、他の学部にくらべて大変なちがいを示している。大学全体の管理という点からみると、このことは大変やりにくいことで、不均衡があまりにも著しいことがその原因とされる。大学全体の立場からみると、このような不均衡は困るので、医学部あるいは少なくとも附属病院だけは大学から切り離すという議論が出るが、不均衡なものもかかえながらの管理ということを考え直すべしということにもなる。

ところが、反対に医学部ないし附属病院の立場からみても、分離論がしばしば主張さ

れることがある。それは他学部と同列で扱われてはこまるという立場からであるが、両方ともに分離を主張するならば、問題は解決されそうに思われるのに、そうならないのが現状である。それは、分離することによって得られる利点にくらべて、理念の上からの不利な点が一方から主張されるからである。医学は他の多くの分野との共同や援助をうけることによって、よりよき教育や研究上の成果が上がるであろうし、一方大学側からみて、切り離すことによって、医学の教育研究は大学の理念と相容れないものだという立場をとることになるからであろう。

医学教育の関係者の間では、医学教育の一般目標を明確にしようという論議がしばしばなされているが、その論と大学の一般目標とのつながりが必ずしも明確ではない。わが国では、大学の目的については学校教育法第52条というのがあり、はっきりしているようであるが、現在の医学部やまたその附属病院の一般目標はこれとよく一致するであろうか。医学部の中でも、ある種の学問分野では、大学一般の教育目標によくあうことはたしかであるが、どうも臨床の中のある種のもの、この理念にあてはまりにくいのではないかと思われるところもある。

本誌第77号に川上正光学長（前東工大・現長岡技科大）が「日本の将来と大学の使命」という論文を書いておられ、日本人の独創性の貧困さを嘆かれ、その根源は大学における教育にあるとしておられる。教えられるところ大変多いものである。

ひるがえって医学部の教育を見ると、たてまえば学校教育法にのべられている大学の目的に沿うものであるであろうが、実際には、いかにして新しい知識を学生におぼえこませるかということと、医療技術の基本的なことに習熟させることである。医学部を卒業した者の具備すべき条件は、年々複雑になりつつある。「医学部を出ても、注射1本うてない」という非難をうけないために、大学は学生の実習に力を入れる。「アメリカの医学部学生は、日本の医者よりもはるかによく知っており、また基本的な技術を身につけているのではないか」という批判もある。最近のわが国の医学教育は、ベッドサイドの教育つまり臨床実習に大いに力を入れて、その時間割は大変なもので、医学部学生にはデートのひまもないというアメリカのやり方に近づこうとしている。

とくに最近では医師国家試験の出題傾向がむつかしい方向に進んでいるし、この国家試験のガイドラインなるものが示されており、医学部では在学中に少なくともこれだけは教えこむべきものとして示されている。そして医師国家試験の合格率が低い大学は、マスコミで大いに叩かれる。そういう大学に職を奉ずる者は、肩身が狭い思いをする。国民は、医学についての新知識を身につけ、すぐれた技術をこなす医師を求めているという。それも本当であろうが、今のやり方がそれに一番適したものであるかどうかは、よくよく研究する必要があるであろう。

大学というところは、獨創性を發揮できるように教育するのであり、つめこみの teaching は眞の education ではないことは正しい。それでは、医学部というところは、この理念に沿ってないというべきであろうか。

一方患者の立場というのがある。医学以外の専門分野でのすぐれた学者でも、どんな医師が望ましいかと尋ねると、獨創的な考えや研究業績のある人よりも、親切で腕のたつ医者がほしいという。

医学教育、とくに大学医学部での教育については、今でもやはり何となくわりきれないものが入りまじっているようである。医学部は特殊であるから、他の学部と別に扱えという主張はくり返しのべられているが、いつまでも論議が空転している。その空転をとめるためには二つの考え方がありうる。

一つは、医学部での教育を大学の枠から解放して、新しく医師養成機関をつくることである。中国では医学院といって大学一般と別になっているというし、欧米でも医学部は他の学部とは別に扱われて、医学校 (medical school) となっているところが多い。これは学部というよりは、ある種のテクニシャンとしての医師をつくることに重点をおいたものである。日本でも、他の学部とは別に扱うことが考えられないであろうか。「大学」でない機関をつくるということは大変なことであろうか。あるいは医学部はすべて単科大学とするか。さらには附属病院というものを医学部に附置しないで、臨床教育は学外の病院に依頼するか。どれをとりあげても大変な変革であろう。これの及ぼす影響はかなり大きいものである。

第二は、大学教育の理念にたちかえって、他の学部と同じように医学部ももっぱら基礎的研究と教育を中心に改組し、医師養成はその卒業後に別に考えてもらう。

\*

医学教育は特殊だということを主張すれば、極限はこの二つとなる。しかし多分多くの人はそこまで行かなくても、現在の大学機構の中で医学部だけを特別に扱うような形をとることを考えるのであろう。そのさいに、予算とか人事とか、いろいろの面で有利になりそうな方向にゆれ動くというのが現状ではあるまいか。研究の獨創性とか、大学の自治というようなことが中心だとやや後の方向に近づき、大学人としての義務とか、すぐれた業績があまりなくて、そのことに負い目を感じる時には、前の方向に傾くことになる。

しかしいずれの方向にゆれ動いても、この二つの極端のどちらにも行きつかずに、往ったり来たりしているというのが医学教育の特殊性の内容であろう。特殊性ということは、逃げ口上であっては困る。前向きにならなければならないと思う。

(筆者 浜松医科大学長)

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会議事要録

日時 昭和52年11月15日(火) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

岡本副会長

今村, 白淵, 畑, 岡本(舜), 香月, 齊藤,  
北村, 林, 石塚, 佐野, 若槻, 須田, 小  
坂, 山田, 芦田, 武谷, 池田, 蟹江各理  
事

広根(第3), 山岡(第4), 佐々木(第5)

各常置委員長

藤沼監事

(大学入試センター)

加藤所長, 田保橋管理・事業部長

向坊会長主宰のもとに開会。

会長より開会の挨拶に続き, 理事の交代につ  
いて次のとおり報告があった。

(新任) 齊藤 進六(東京工大)

(前任) 川上 正光(同)

また, 本日の入試問題に関する議事に関連し,  
後刻大学入試センターより加藤所長, 田保橋管  
理・事業部長が出席される旨紹介があった。

### 園議事

#### I 会務報告

会長より以下の事項について報告された。

##### (1) 神戸商船大学長の逝去について

去る10月12日に後藤神戸商船大学長が急逝さ  
れた。ここに謹んで哀悼の意を表す。大学葬  
が去る11月5日行われたが, 生憎私は海外出張

中のため, 神戸大学長にお願いして会長として  
の弔辞を代読していただき, また花輪をお供え  
したのでご報告する。

##### (2) 大学入試センターとの連絡協議会について

去る10月17日大学入試センター所長からの申  
入れにより, 連絡協議会を開催して, 共通第一  
次入試の実施期日の繰り下げ, 高等学校説明会  
の状況, その他について協議を行った。これに  
ついては, 後刻若槻第2常置委員長からご報告  
願う予定である。

##### (3) 川上副会長の退任について

去る10月23日川上副会長が東京工業大学長を  
任期満了のため退任され, さらに同月25日新た  
に長岡技術科学大学長に就任されたが, ついて  
は東京工業大学長を退任されると同時に理事な  
らびに副会長を辞任されることになったので,  
本日はのちほど副会長の互選をお願いする。

##### (4) 国大協宛要望書について

前回理事会以後国大協宛提出された要望書  
は, 資料4(省略)のとおりであり, 関係委員  
会に送付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り, 引続き協議に  
移った。

#### II 協議

##### 1. 副会長の互選について

副会長の互選に当り, 会長より次のことが諮  
られた。

副会長の互選については、従来1名は旧設総合大学、もう1名はその他の大学からという慣例があるが、これに従うことにするかどうか。また、この慣例に従う場合、どのような選出方法がよいであろうか、お諮りしたい。

これについて協議の結果、従前の慣例に倣うこととし、投票により選出が行われた。

開票の結果、香月理事（千葉大学長）が得票多数をもって副会長に選任された。

なお、副会長は慣例として、教職員の厚生等、研究所、科学技術行政各特別委員会及び大学運営協議会等の委員になることになっており、新副会長にこれらの委員を委嘱することが了承された。

## 2. 東京工業大学の所属常置委員会について

会長より、副会長の選出に伴う東京工業大学の所属常置委員会のことについて諮られ、これについては、従来の例に倣い新任の副会長がこれまで所属していた第2常置委員会に入ることが決定された。

## 3. 各委員会委員長報告と協議

### (1) 第1常置委員会（総合大学）

北村委員長より次のように報告があった。  
前回の理事会でも報告したように、本委員会では、新設大学の博士課程設置について、これまで主として連合大学院の問題を検討してきた。その後去る10月24日には総合大学院の問題について検討し、その結果、ほぼそれぞれの問題点が明らかになった。それで、このほか旧設大学の博士課程の整備の問題も含めて大学院問題についての総括的意見をとりまとめ、来年3月までに与えられるという大学院問題懇談会の最終報告が出される以前に要望書を提出したいと

考えている。

なお、連合大学院構想のうち、農林水産系連合大学院については、関東ブロック及び中・四国ブロックからそれぞれ概算要求が出されているが、これについては文部省の概算要求の中にその創設準備費が計上されている。このことについて、昨日、農学連合大学院設置準備委員会委員長である川村東京農工大学農学部長から「農林水産系連合大学院の創設について」という要望書が国大協会長宛に提出され、この新しい連合大学院が早期に実現されるよう格別の配慮を要請してきている。これは、この概算要求が通るように国大協としてバック・アップしてほしいという趣旨と思われるが、この連合大学院構想についての問題点としては、①総じて概算要求額が少ない、②参加大学と連合大学院との所轄の上で問題がある、③参加大学への予算配分に問題がある、④学位授与権の為だけになる恐れがある、⑤専任教官の比率が低すぎる、⑥旅費の支給をどのようにするか、⑦特別な設置整備費の必要性がある、などのことがあり、また概算要求を通すために国大協が要望を行うことについても疑義があるので、この要望書については本委員会ですらに検討をしたい。

次に、専門的教育研究補助職員の処遇改善について検討するため、このたび第6常置委員会と合同して専門官制度問題小委員会を設けることになったが、その第1回の会合が昨日（11月14日）行われた。これについては第6常置委員会の方からご報告をお願いしたい。

### (2) 第3常置委員会（農学）

広根委員長より次のように報告があった。  
前回の理事会以来、本委員会では引続き第4常置委員会と合同で学寮問題の検討を続けてき

た。そして、今度の総会には、昨年夏に実施した学寮に関するアンケートの「集計報告」と学寮のあり方についての見解を示した「今後の学寮のあり方（参考資料）」の二つの資料を提出し、これまでの調査研究の結果を報告したいと考えている。なお、これらの資料はその内容に微妙な点があるので、その取扱いは慎重にしなければならない。その取扱いは総会で決定されることになるが、第3・第4常置の合同会議では、前者の「アンケートの集計報告」は取扱注意ということにして学長までに配付することにしたと考えている。後者の「今後の学寮のあり方」の方は参考資料ということで提出することになっている。この学寮のあり方についての見解は、足かけ3年にわたり小委員会を設けてその協力のもとにまとめたものであるが、学寮問題は複雑多岐であるので最終結論には至っていない。しかし、各大学における検討のための参考になると思い、中間的なまとめとして総会に提出し、ご意見を伺ってさらに検討を進めたいと考えている。なお、この資料の取扱についても前者と同様に取扱注意ということにしたい。

以上のように処置したいと考えているがよろしいであろうか。（了承）

次に、学生の就職問題であるが、これには種々問題がある。その一つは「指定校制の問題」である。これは企業側が社員募集に際して、特定の大学の学生しか就職試験を受けさせない、いわゆる“排他的指定校制”について、これは社会的公正を欠くことになるので、これは是正を図ろうというものである。これの具体的方策について、去る6月の就職問題懇談会で文部省側から、このような実態を各大学団体が把握し、これを文部省、さらに労働省に連絡し、労

働省から企業側に是正指導を行って貰うという案が示され、各大学もこれを了承した。しかし、その後文部大臣がこの問題について業界側に積極的に働きかけ、業界側もこれに協力する姿勢を示したので、この案は実施を見送ることになった。

第二は学生の就職状況についてである。これについては昨今新聞紙上等でかなり悲観的な見通しが伝えられていたが、第3常置から各大学にお願いした「学生の就職の見通し」についての実情調査で見る限りそのような状況は見られず、前年並ないしは少し上向き加減のようであった。ただ、求人傾向としては大企業からの求人が減ったとか、女子学生に対する求人が落ちこんだとか、セカルス・営業関係の求人が多いとかいった特徴が現われている。これは、去る9月23日に開かれた、就職問題懇談会での各大学団体からの報告でも大体同じような結果であった。

第三は就職事務開始時期の問題である。これに関しては、就職問題懇談会で各大学団体が申合せをしながら毎年決定してきたが、現在は10月1日求人求職のための学生と企業との接触開始、11月1日選考開始という協定となっている。しかし、この就職協定は53年度以降については更に検討するというようになっており、国立大学の工学部長会議からは8月推せん開始、9月選考開始にされたいという要望も出ているが、第3常置としては現行の10月—11月より多少繰り上げて9月—10月にする案を提案したい考えである。しかし、この10月—11月の線は2年間実施されて定着化しつつあり、また企業側の動向からしても、53年度も大体今年と同じ様に落ち着くのではないかと思われる。

### (3) 第4常置委員会

山岡委員長より次のように報告があった。

学寮問題については、ただいま第3常置委員長からご報告のあったとおりである。今回まとめた「学寮に関するアンケートの集計報告」は、国立大学の学寮についての全貌を伝える初めての資料であり、貴重な報告であると思っている。これは学長までの配付資料であるが前向きの方で利用していただきたい。今一つの「今後の学寮のあり方」については、小委員会が苦勞してまとめたもので、ほぼ妥当な見解と思われるが、合同会議としての結論には至っていない。しかし、各大学の参考にはなると思うので十分利用していただきたい。

次に第4常置関係として、6月の総会で採択された4件の要望（大学保健管理施設の増設・充実についての要望書、国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書、大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書、学生部関係職員の待遇改善に関する要望書）についてであるが、これについては53年度文部省概算要求にある程度反映されていると思うが具体的にはまだきいていない。それで本日午後文部省でその点を確かめたい。明日の総会で詳細をご報告申し上げたい。

### (4) 第5常置委員会

佐々木委員長より次のように報告があった。

今年予定していたマレーシアの5大学副学長招へいについては、前理事会でご報告申し上げたとおり、5人のうち4人が都合で来日できなくなり、国大協としての招待は取り止めとなった。しかし、文部省の招致としてマレーシア理科大学副学長一人が来日され、幾つかの大学を訪問された。今回中止となったマレーシア大学

副学長招致については、文部省で予算措置をしていただいて来春に繰り延べて実施することになっているが、先方の大学の事情によると5大学の副学長が全部来日することはむずかしいようである。そうすると今回と同じような結果となる恐れもあるので、その辺をよく詰めなければならぬと考えている。

なお、前回お招きしたタイ国から、日本の学長を招待したい旨申し出があった。これは航空運賃は自前で滞在費だけ先方支弁というもので、その時期としては、12月—1月頃が適当であるということであった。しかし、その話が進行している際にクーデターが起こり、その話は現在は中断している。

次は留学生に関する問題であるが、文部省の留学生課長から、国費留学生の選考が今月29~30日に終り、12月中旬にこれらの留学生の各大学への配分が行われるので、その受入れについて何分のご協力を願いたいとの依頼があったので、お伝えしておく。

### (5) 第6常置委員会

今村委員長より次のように報告があった。

(大学財政小委員会関係)

第一に、大学財政問題については、その調査研究の結果がお手許の資料7（省略）に示されているような目次によってまとめられつつある。これについては年内に小委員会としての最終検討を行い、必要な手続をとって来春には公表したいと考えている。

(給与問題小委員会関係)

次に給与問題についてであるが、前総会直後に、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望

書」を関係方面に提出し要望したが、これについては8月9日に人事院勧告が出され、これによって、従来最も問題となっていた「人材確保法」の施行による義務教育教員との間に生じた、いわゆる「逆転現象」は解消されることとなる。この教官の待遇問題に関連し、とくに助手の待遇改善を図るため、その検討資料を得る目的で過般「助手の任用に関する調査」と「助手の職務の実態に関する調査」の二つの調査を実施したが、現在その集計が終了内容分析を進めている段階である。その問題点が明らかになったら第1常置とも連絡して検討を進めたい。

また同じく、給与問題小委員会で検討されている週休二日制の問題は、各大学から前期・後期それぞれの「週休二日制の試行結果」をお知らせいただいたが、現在これの整理・分析がなされている。今後それにもとづいて検討を行っていきたい。

#### (専門官制度小委員会関係)

国大協が例年提出している「予算に関する要望書」の要望事項の一つとして「専門的教育研究補助職員の処遇の改善」ということがあるが、これの実現を促進するためには何らかの具体案の提示が必要ではないかとの提議があり、一方、文部省においてはこの問題の解決の一策として専門官制度の新設を来年度概算要求で要求している。このような事情からこの問題に本格的に取り組むことになったが、この問題は給与問題だけでなく制度問題にも関わるので、第1常置と第6常置の合同小委員会で検討することになり、昨日その第1回の会議を行った。なお、この小委員会の委員長には前田東北大学長が就任された。

#### (定員問題小委員会関係)

現在とくに報告する事項はない。

#### (学費問題小委員会関係)

国立大学の授業料値上げが問題になりそうな形勢にあるので、これに対応するため学費問題検討のための小委員会を設け、4人の委員で作業を進めてきた。その結果まとめられた原案を第6常置で若干修正を加えたのがお手許に配付した「国立大学の授業料について(案)」である。これは内部での検討資料であって公表の考えはない。この考え方の骨子となっているのは、教育の機会均等の立場から授業料は安い方がよい、また授業料に対して受益者負担の考え方をとるべきではないという従来の国大協の考え方を踏襲したものである。

このあと同小委員会の畑委員長より同案の内容の概要について説明があった。

#### (6) 医学教育に関する特別委員会

北村委員長より次のように報告があった。

医学部に修士課程を設置することについて、現在、文部省では具体案をつくっているが、これについて五十嵐医学教育課長は、具体案を詰めた上で国大協に相談するということである。

次は、教育関連病院に関することであるが、これには幾つかの問題がある。たとえば新設の医科大学・医学部病院のベッド数の不足(大学設置基準では800ベッドだが新設大学の場合は600ベッド)、教育関連病院への補助金の不足、また教育関連病院では人事の面で大学の支配を受けるのではないかという危惧をもっていること、などである。これについては、設置している県病院自体の問題もあろうが、補助金を増額すること、また学生の世話をねがう先生の名称



についても、たとえば客員教授といった肩書にすることなど、差当ってこの辺から文部省に提案していきたいと考えている。

#### (7) 教養課程に関する特別委員会

武谷委員長より次のように報告があった。

本委員会では教養課程に関する現状と問題点について検討するために、幾つかの大学の教養部改革案をもとにケース・スタディを行った。次回より問題の焦点を絞って教養課程問題の検討をすすめていきたい。

#### (8) 教員養成制度特別委員会

須田委員長より次のように報告があった。

本委員会で検討を続けてきた「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」の原案ができたので、去る8月にこれを各大学に送付して意見照会を行った。その回答をもとに小委員会ならびに特別委員会でさらに検討を加え、本日配付の冊子のように取りまとめた。各大学からは種々意見が寄せられたが、これは最後の「あとがき」に集約して載せることにした。

なお、それらの意見の中に教員養成カリキュラムの問題に関して障害児生徒に関するものを入れるべきであるとの指摘があったので、新たに一項を設けてこれを追加した。一般大学における教育実習に関して、原案では、教員に就職する意思のない者にはこれを実施する要はないのではないかとの趣旨を述べたが、この点については、教育実習を契機として教員を志願するようになる者があることを考慮し、可能な限り教育実習を体験する機会を保証することが必要である、というように改めた。その他適宜字句修正をして全体を整え、成案をまとめたので、これを今度の総会にかけた上で公表したいと考

えている。

以上の説明に関連し、教育実習については種々重要な問題があるので、今後この問題についてさらに検討してほしい旨の意見が述べられた。

#### (9) 第2常置委員会

初めに、若槻委員長より次のとおり述べられた。

共通第一次入試に関し、高校関係者から、これを12月に実施することに対し、これの繰り下げを求める声が強く、入試改善会議より実施期日について再検討を要請してきた。については本日、この要請をどのように取扱うかについて後ほど協議願いたい。なお、このことに関し大学入試センターより加藤所長と田保橋管理・事業部長においでいただいている。

以上の挨拶ののち、入試問題に先立って「大学の履修課程に関するアンケートについて」の報告があった。

#### (大学の履修課程に関するアンケートについて)

大学の履修課程の弾力化については、今年5月各大学に対し、提案Ⅰ「他大学において既修した科目の単位認定について」及び提案Ⅱ「学部3年修了時に優秀な学生に大学院入試受験資格を与えること」の二点についてご意見を伺った。しかし、この調査では回答を大学全体で一本としてお願いしたこともあり、各学部ごとの正確なデータが掴みきれなかった。そこで去る8月に再び今度は学部別のアンケート調査を実施した。

その調査結果は資料6に詳細が報告されているが、概略を述べると、提案Ⅰについては、学

部によりその比率はまちまちであるが、全体の85%が賛意を表明している。傾向としては、工学部、理学部および教育学部に賛成の比率が高く、逆に法学部、経済学部、医学部および教養部ではその比率が低くなっている。なお、今回のアンケートでは他大学を卒業または中退して1学年に入学した学生の実態についても調査をした。提案Ⅱについては、賛成意見もあるが、概して各学部とも調査項目の全般にわたって反対ないし消極的な回答が寄せられた。

なお、提案Ⅰについては、大方の学部の賛成が得られたので要望書をまとめたが、今回の総会には間に合わないので次回の春の総会に提出したい。

#### (共通第一次試験に関する諸問題について)

去る10月17日、入試センターとの間で連絡協議会が行われ、高校関係者側から要望の出ている諸問題について協議を行った。高校側の要望を集約すると、

- ①共通第一次試験の出願・実施期日を繰り下げること
  - ②二段階選抜を廃止すること
  - ③第二次学力試験の科目数を減らすこと
- の三点であるが、このうち、二段階選抜については、ていねいな試験(論述式の学力検査、面接、小論文等)を実施するための止むを得ない措置ということで、また科目数については今後経験を積むことによって減少に努めるということで、一応高校側に了承が得られているが、共通第一次試験の出願・実施期日についてはその繰り下げを求める高校側の主張は強く、初年度においては少なくとも1月以降に繰り下げよと

高校側が共通第一次入試の12月実施に反対す

る論拠としているのは、9月出願・12月実施では、早期の進路決定、受験勉強の開始を強いられることになり、また授業計画、あるいは文化祭などの学校行事等に悪影響を及ぼし、高校教育の正常な発展を阻害することになる、というものである。

このことについてセンターと協議をしたが、結論としては54年度については既定の期日に実施し、その結果を見た上でさらに検討することとした。共通第一次の出願・実施期日については、もともと私立大の入試スケジュールを配慮し、国立一期校の3月3日試験、3月20日発表という日程を逆算して、入試改善会議で決定されたものである。

しかしながら、高校関係者側からの12月実施反対の要求は強く、10月25日に開かれた入試改善会議で再びこの問題が取り上げられ、また国会においてもこれが論議され、文部大臣は善処するとの答弁を行った。そして、大学局が考えた試案ということで、過日新聞紙上に1月13・14日第一次試験実施、3月25日合格発表という記事が掲載された。入試改善会議でこのことが論議されたが、私大側は合格発表を3月25日にする入試のプログラムが全面的に替ることになるので、これを変更しないようにしてほしいとのことであった。また公立大では、冬休み中ならば受験場が借りられるが、1月になるとその確保がむずかしくなるとして難色を示しているようである。国大協としては、この期日については総会で決めたことであり大幅な変更はむずかしく、また若干の繰り下げを行うにしても公立大学、私立大学側の賛成が得られないと困難である。それでこの問題をどう処理したらよいか。今度の総会では、共通入試について高校側から要望された3つの事項のうち、二段階選

抜の廃止と第二次試験科目の削減については今後の検討課題ということにするとしても、実施期日の問題については何らかの具体的な対応をしなければならぬと思われる。それでこの問題について、総会において第2常置でこれを検討するようにとの合意が得られれば処置しやすいと思われる。

以上のように委員長から述べられ、引続き加藤所長から次のように述べられた。

当センターでは、去る9月16日から全国7ブロック8カ所で高校関係者に対する共通第一次学力試験実施の説明会を行ったが、その印象としてはさきほど若槻委員長から述べられたように、第一次入試の実施期日、二段階選抜、二次試験の科目数、の3点についてのご意見が多かった。その中でも特に実施期日についての意見が強く出た。これについての詳細は資料の1と2（省略）をご覧ください。

第一次入試の実施期日については、もし、公立大と私立大の了承が得られるならさらしてもよいと思われるが、これはセンターだけで決められることではないので、本日まで相談申し上げるわけである。

なお、高校関係者への説明会で提起された問題点のうち、足切りについての質問に対しては、理念上足切りはないが、第二次試験で論述式の学力検査、面接、小論文等を実施し、ていねいに行うためであれば止むを得ない、また危険を避けるため、これを行う場合にも3倍を下らないようにとする歯止めを考えている、と説明している。次に第二次試験の科目数については、全大学の平均は2.9科目であって、初年度でこの数字は各大学の努力の現われであると思うと答えた。これに関して、同じ学部でも大学

によって出題科目が異なるのは困るという意見が聞かれた。これについては、各大学それぞれの沿革があり、その特質が異なっていることからくることであると答えた。全般的にみて、説明会において高校側は、足切り、科目数について強い懸念をもっているようであったが、これは年を追って改善されるであろうと述べておいた。

当面の最大の問題である実施期日の問題については、この日程は入試改善会議の意見に従って定めたもので、当センター独自で処置できないので、過日国大協との連絡協議会で協議をお願いしたわけである。

以上のことが述べられ、ついで共通第一次入試実施期日について、次のような意見が交された。

- 実施時期の問題については、国大協としては再検討の立場をとった方がよいと思う。3月20日合格発表というのは、もともと文部省が私立の入試の関係を考慮した上で決めたことであり、それを基準に第一次試験を12月23・24日と決めたわけであるから、もし文部省で合格発表の期日が多少ずれてもよいというのであれば、私立、公立関係の問題はあるが期日を限定せずに第2常置で検討してもらったらどうだろうか。
- 12月実施については積雪の問題も考慮されて決められているが、その具体的なデータはあったのだろうか。
- 実施時期の設定の要件として積雪問題があるが、これの正式のデータはない。今度これの具体的なデータを取ったが、1日（今日と昨日の積雪量の差）に30センチ以上降雪する日数を過去20年間のデータの上からみると、12

月下旬にはこのような例はない。北陸では1月中旬及び下旬が最も多いが、12月23・24日頃も危険性は決して少なくない。ただしこれも地域によってかなりの差異があり一概にはいえない。

雪国の高校からは、降雪上問題のある1月を避けてほしい、また積雪で足が奪われたときにはどのような措置を講ずるつもりかという質問があったが、これについては部分的には再試験を行うことも考えている、またそのための日数も試験所要日数の中に組み込んであると答えた。

- 北海道大学では、過去数年間の積雪による受験障害の発生頻度を調査したが、それによると、12月～2月までほとんど違いがみられなかった。なお、実施時期については、3月20日合格発表で共通一次を1月13・14日に繰り下げるということでは困る。1月中旬に繰り下げると合格発表日は少なくとも3月25日にして貰わなければ支障が生ずる。
- 新潟鉄道管理局で積雪による列車の遅延時間を調べたデータがあるが、その結果によれば、12月下旬～1月までならいつ実施しても危険度は同じである。したがって再試験は考慮しておいた方がよい。
- 降雪災害等によって一斉受験ができない場合、まず最初の手立としては開始時間の繰り下げを考えたい。その次の段階として部分再試験という具合に考えていきたい。

それから実施期日についてであるが、コンピュータ処理の面からは、1月上旬くらいまでの繰り下げなら3月20日合格発表という線を動かさなくても実施は可能である。仮に3月20日の線をずらすとなると、その分第一次試験期日もずらすなければならない。ただ

センターとしては、現在受験者総数を30万人と予想しているが、45万人までなら処理上問題は無い。ただ、実際には何人受験することになるか確定できないので、1、2回経験を通してみないとはっきりしたことは申し上げられない。

- 大学側の問題として、1月中旬から2月にかけては多忙な時期になる。
- 1月中旬以降になると卒論や卒業試験で大学側の仕事も忙しくなることは、承知しているが、高校側の要望もご理解願いたい。
- 合格発表日を3月20日に固定し、共通一次の実施時期を1～2週間ずらすことで高校側の障害が除かれるのか。
- 高校側は建前としては3月の授業が終ってからということであるが、実際問題としては年を越してからということに主眼がある。それは、学校の諸行事が大体年内に終ることになっているからである。それで1月中旬ということになればそういう心理的不安が和らぐことになる。
- センターの人員をふやすなどして3月20日の線を動かさないようにできないか。
- センターの処理日数については、センターの人員・電算機をふやしても、各試験地区への輸送の問題などがあり日数を縮めることはむずかしい。したがって、実施期日を1月に繰り下げると、現行の3月20日合格発表を多少ずらすとしても、なお各大学の二次試験の処理日数についてかなりの努力を願ひ15日間程度にさせていただかなければならない。センターとして協力できるとすれば、不測の事態を見込んであるプラス・アルファの部分の削ることになる。
- 共通入試の実施は高校教育の正常化が大きい

な眼目であるので、高校側の意向は尊重しなければならぬ。足切りと科目数のことは入試の本質に関わる問題であるが、実施期日の問題は本質的な問題ではないので、もしこれが高校教育の支障になるというなら、技術的に骨が折れる点があっても、できるかぎりそのような声を取り入れていく姿勢をもちたい。なお、そのために余り窮屈な日程を組むと、万一事故などが生じた場合支障が生じることになるので、この際9月入学などのことも考慮に入れる必要がある。

- 3月25日合格発表案が認められればよいが、共通一次を土曜・日曜以外の日に実施することはできないか。
- 受験場等の問題から入試期日は土曜・日曜のぞましい。

現在1月13日・14日という案が有力なようであるが、合格発表期日を3月25日まで繰り下げることが認められるならばそれほど問題なく、実施は可能と思う。

概ね以上のような意見が交されたのち、会長より次のような提言があり、了承された。

いろいろご意見を伺ったが、大多数の意見として、実施期日の繰り下げについてはできるだけ努力するというのであったと思う。それで、その検討方を第2常置にお願いすることとし、総会でもそのように諮ることとした。

#### 4. 特別委員会委員の交代について

学長の交代による特別委員会委員の選任が行われ、次のように決定された。

(教員養成制度特別委員会)

(新任) 安藤 格 (大阪教育大)

(前任) 高橋 陸男 (同)

#### 5. その他

##### (1) 学長懇談会の運営について

会長より、今度の総会の2日目午後開催される文部省主催との学長懇談会の運営については、例年のとおり議長は会長、副会長が交代で当り、懇談事項は予めメモを提出していただく方法で処置したいがよろしいかと諮られ、異議なく了承された。

##### (2) 互助年金制度について

丁子事務局長より、財団法人文教協会による互助年金制度について説明があった。

### 理事会議事要録

日時 昭和52年12月22日(木) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

岡本、香月副会長

今村、白濁、前田、畑、岡本(舜)、斉藤、

北村、林、佐野、若槻、小坂、山田、芦

田、武谷、蟹江各理事

広根(第3)、山岡(第4)、佐々木(第5)

各常置委員長

(大学入試センター)

加藤所長、田保橋管理・事業部長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに、会長より次のような挨拶があった。

今回は、第2常置委員会関係の入試日程について先般各大学よりご回答いただいたアンケート結果の取扱いと、本日午前中に行われた特別会計制度協議会における昭和53年度概算要求についての現時点での報告ならびにそれ等についてのご協議と、さらに第1常置委員会関係の大学院問題の件についてご審議願いたい。なお、入試問題の審議に關し、後刻大学入試センターより加藤所長、田保橋管理・事業部長において願うことになっている。

会長より以上の挨拶が行われた後、引続き以

下の事項について会務報告が行われた。

## 議 事

### I 会務報告

#### (1) 山口大学長の逝去について

去る12月4日、中村山口大学長が急逝された。謹んで哀悼の意を表す。去る12月19日に行われた大学葬には、私に代って小坂岡山大学長に出席していただき、会長としての弔辞を捧呈し、また花輪をお供えしたのでご報告申し上げます。

#### (2) 大蔵省主計局長、主計官との懇談等について

去る12月5日、来年度予算編成に関連し、岡本、香月両副会長、今村第6常置委員長とともに大蔵省に赴き長岡主計局長等に面談し、来年度の研究教育予算及び定員の問題について国大協の意見を申し述べ、配慮方を要望した。また授業料改訂の問題についても意見の交換を行った。さらに同日この問題について文部省に赴き木田事務次官と懇談、また砂田文部大臣とも面談して強く要請した。

なお、大蔵省に赴いた折の約束により、翌12月6日、今村第6常置委員長、畑学費問題小委員長を煩わし、再度、文部省担当主計官に会い、授業料について国大協の考え方を詳細に説明した。

#### (3) 授業料改訂についての要望書の提出について

諸般の情勢にかんがみ、授業料についての要望書を早急に関係方面に提出する必要が認められたので、去る12日に開催された第6常置委員会に両副会長ともども私も出席し、要望書の作案を協議し、翌13日、この要望書を携えて、木田文部事務次官ならびに吉瀬大蔵事務次官と面談し、国立大学授業料の増額改訂について慎重

な配慮をされたい旨強く要請した。このことについては文書をもって各大学長にご報告申し上げてあるが、以上経過をご報告申し上げるとともに改めて了承をお願いする。(了承)

#### (4) 国大協宛要望書について

前回理事会にご報告した以後、国大協宛提出された要望書は資料5(省略)のとおりであり、それぞれ関係委員会にお届けしたのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り、引続き協議に移った。

## II 協 議

### 1. 昭和54年度入試日程について

初めに若槻委員長から54年度の入試日程に関し次のような報告があった。

第2常置委員会では、先の総会で検討を要請された昭和54年度大学入学選抜の実施期日繰り延べについて、その試案作成のための資料として、各大学に対し「共通第一次学力試験に伴う第二次試験の処理日数について」(1.第二次試験から合格発表までに必要と考えられる「最小限の日数」、2.第二次試験の所要日数)のアンケート調査を行った。その結果は資料7のとおりであり、アンケート1.に対する回答は、殆どの大学は現行国立一期校で行っている入学選抜期間の15日以内に収まっているが、16日間を要するとの回答が4校、また17日間というのが7校あった。

そこで12月8日(木)に委員会を開き、アンケート調査をもとに入試の日程(共通第一次、第二次、合格者発表)について検討した結果、資料6(次頁表)のとおり、第1案、第2案及び第3案の三つの試案を本日の理事会に提出することとなった。

		共通第一次学力 試験 期 日	第 二 次 試 験 開 始 期 日	合格発表期日	問 題 点
原 案		12月24・25日	3月3日から	3月20日まで	
新 聞 報 道 案		1月13・14日	3月10日から	3月25日まで	
試 案	第 1 案	1月14・15日	3月7日から	3月23日まで	一部の大学の処理 日数短縮
	第 2 案	1月13・14日	3月6日から	3月23日まで	試験場確保
	第 3 案	1月6・7日	3月3日から	3月20日まで	正月休暇

(第1案について)

まず、共通第一次試験は、予想される受験者の総数からいって国立大学だけで試験場をまかなうことはむずかしく、私立大学等の施設を試験場に借りる必要があるが、54年度の1月14・15日は日曜及び祭日に当たるため、試験場の確保という観点からいって第1案は都合がよい。

次に、私立大学とのかけもち受験に関連して納付金の問題がある。現在、私立大学の多くは納付金の納入猶予期限が3月23日となっていて、共通第一次試験を1月中旬に実施すると、その後の試験処理日数を原案のとおりとすると、その合格発表期日はこの納付金の期限内には収まらない。合格発表日を3月23日とするためには、第1案においては全体の試験処理日数を更に1日間短縮する必要があり、これについては各大学における第二次試験の処理日数を原案の17日間から16日間以内としなければならず、17日間と回答された7大学には1日縮めていただく措置を講ずる必要がある。

(第2案について)

第1案と異なる点は、共通第一次試験を1月13日・14日の土曜・日曜に行うこと、第二次試験から合格発表日までの日数をアンケートの回答の中の最長日数の17日としたことである。この案は、試験の処理日数の上では問題はないが、土曜日の試験場借用について私立大学の協

力が得られるかどうか、試験場の確保という点でやや不安がある。

(第3案について)

これは第2案より1週間早めて1月6・7日、土曜・日曜に実施する案である。この案ならば、入試センター・大学双方の日程を無理に縮めることなく、また私立大学の納付金の問題も起こらない。ただ、問題点としては、1月中旬以降に共通第一次試験の実施を望む高校側の期待に応えられないこと、また、正月早々ということで、その勤務に関し大学職員組合等との問題もあり、大学内のコンセンサスを得る上で困難が予想される。

以上が第2常置委員会が試案について検討した際の概略であるが、その後、日本私立大学連盟会長より文部省大学局長宛「入学手続時における学生納付金の取扱いについて」として、「国立大学の合格発表日が3月20日以降に繰り下げられることもあり得ると仄聞するが、私立大学としては国立大学の入学試験の期日等について干渉するものではないが、その期日の決定にあたっては学費の重複負担の問題について十分留意されたい」旨の通知が出された。そこでこのことに関して、私は加藤入試センター所長とともに私立大学連盟の村井早稲田大学総長と懇談を行った。その席上、村井総長は、「早稲田大学の場合、入学式を4月1日にやることに

なっているので、納付金の期限を延期することはできない。また、早稲田、慶応等では国立大学とのかけもち受験が多いため、例年定員の約3倍の合格者の発表をしているが、この点からも国立大学の合格発表日が私立のそれにずれ込むことになるのは困る」との強い意向を示し、私立大学側の歩み寄りを期待することはむずかしいという感触であった。また、一部の私立大学では納付金の納入猶予期限が3月22日となっている大学もある。

このような事情から、国立大学の合格発表日を少なくとも3月22日まで繰り上げざるを得なくなった。仮に共通第一次入試に係る処理日数をこれ以上短縮することが無理ならば、第1案、第2案共各大学における第二次試験の処理期間（試験の翌日から起算して合格発表の日まで）を更に1日短縮して、第1案では15日間、第2案では16日間にしていただかなければならないことになる。したがって、第1案では16日間と回答された4校には1日間、17日間の7校には2日間、それぞれ詰めていただき、第2案では17日間と回答された7校のみ1日詰めていただくことになる。

以上、試案について幾つかの問題点を挙げたが、これに関し、入試センターより受験者数、試験日程についてご説明をいただくことにしたい。

次いで、加藤所長より次のような説明があった。

共通第一次入試について、まず試験場の確保という観点から申し上げると、第1案（1月14・15日）の場合、初年度は両日とも休日に当たっていて、私立大学の施設を借りやすい。しかし、第2案（1月13・14日）は土曜・日曜で、

土曜日の私立大学の施設借用はむずかしいため、公立高校を試験場に借りなければならない。その場合、高校の教室は受験者の収容単位が私立大学に比べて小さいため、それに伴って試験監督官の増員が必要となってくる。

共通第一次学力試験にどれほどの受験者が予想されるか、都道府県別の受験者数の推計は資料3（省略）のとおりである。これは、私立大学を受験する学生の半数を国立大学も受験するものと想定して出した数字である。これをもとに試験場の設定を考えなければならないが、この点で試験の日程によっては問題の出てくる県があり、とくに神奈川県（横浜国大、横浜市大）では問題になる。

共通第一次入試の実施期日が原案の年末ならば郷里に帰って受験するであろう浪人が、休明けの1月に実施ということになると、予備校や私立大学の入試の関係から東京方面に集中することになり、東京都と神奈川県を合わせ約9万人の受験者がふえることになる。その分、地方の受験者数が減ることになるが、その点を十分踏まえて試験場の設定をしなければならない。また比較的規模の小さな大学では、教室が小さいため受験者数に比してどうしても試験監督官の不足という問題がある。この現象は特に公立高校を試験場とした場合には顕著で、これらの問題も考慮しつつ試験場を設定しなければならない。

第3案は、原案の入試要項と実質的には同じことになる。共通入試を冬休み中に実施するということなら、センター内部による処置で日程を動かすことなく、合格発表日を原案どおり3月20日とすることができる。

次に、入試センターから各大学へのお願いであるが、試案の第1案及び第2案では、センタ



一から各大学への共通第一次入試成績の返送期間が原案よりも縮まっているので、センターへの成績請求を速やかにしていただくようお願いしたい。

以上、会場確保の観点からご説明申し上げたが、もう一点積雪の問題もある。1月中旬に共通入試実施ということになると、降雪による障害発生の危険度が高くなるので、受験生の足の確保ということもあるが、試験問題用紙等の輸送についても万全を期する必要がある。また雪の問題で危険が予測される大学は、事前に再試験用の問題も送っておかなければならないと思っている。

なお、今回の試行テスト約6万人の受験生に対し、600通以上の受験票の間違い、誤記があった。これは受験者総数のほぼ1%に当たるが、ミスの訂正には各受験生個別に折衝しなければならないため、これの負担が相当大きなものになる。先日の高校との連絡協議会でも試験場確保への協力とともに、この点について協力を要請してあるが、各大学においても、できるだけミスを少なくするようご協力を賜りたい。

加藤所長より以上のことが述べられ、ついで入試の日程について以下のような意見が交された。

- 各大学の出願受付期間を1日縮められないだろうか。それから、成績請求開始日から二段階選抜実施大学への成績報告最終日までで縮められる日はないだろうか。
- 足切りを実施する大学が少なければ縮められるが、その予測がつかないのでむずかしい。第二次試験の出願受付期間は、原案では10日間あったものを、今回の試案では7日間に縮めている。これは、各大学が募集を開始

したのち、受験者が普通郵便で願書を投函し、つつがなく当該大学に届く、その日数を考慮して決めたものである。

- 各大学からセンターへの成績請求を、一括ではなく、二度に分けて出すということではどうだろうか。最終締切日を決め、消印有効とすれば、出願受付期間を1日程度は詰められると思う。
- 願書受付を平均点公表前から開始してもよいのではないか。志望校を変更する意思のない者は平均点公表以前から願書を出してもらい、平均点をみてから志望校を決める者は公表後に出してもらおうようにする。
- 平均点公表後に出願する制度になっているので、公表以前からの願書受付はできないが、公表と同時にすれば出願受付期間7日間は動かさなくとも2日間繰り上げることができる。
- この部分は原案より3日間縮めてあり、安全度はなくなっている。足切り実施校では、出来るだけ早く内申書等の検討を済ませて、第一次試験の結果がセンターからの通知で判り次第判定が下せるようにしておいていただきたい。
- 出願の期日が2日間繰り上げられるとして、他にどんな問題があるだろうか。
- 共通第一次入試を1月13・14日に実施する場合には高校を試験場として借りなければならないが、高校の収容単位は小さいため、1教室2名の監督官のうち1名を臨時職員発令で公立高校の協力を得るとしても、なお福島県、神奈川県、埼玉県などでは相当数監督官が不足する。特に神奈川の場合は14・15日案でも問題となる。その場合、他県から監督官の応援ができるかどうか考えなければならな

い。これは私立大の受験者の半数が国・公立大学を受験するものと想定した場合で、この数値が20%程度に下がれば、その必要はなくなると思われる。なお、13・14日実施ということになれば、高校側には、試験準備のために金曜日午後から休校を申し入れることになる。

次に将来、試験の日数、日程を確定させるという問題が残されているが、原案で共通第一次入試を土曜・日曜としたのは、共通入試の業務に携わる教職員の超勤手当を計上するためである。これについて第1案の場合には、日曜・祭日ということで、第2案に比べて一日分の超勤分約4億円の支出ができないという問題がある。

- 14・15日共通第一次実施案の出してきた背景は、入試の改善を目指した最初の試験を行うに当って、これをぜひ成功させたいということから、試験場確保に都合がよい点を配慮したためである。
- 雪による事故を考えると、第二次試験の受験生への連絡日数がこれではきついのではないだろうか。
- 通信手段を考えると、受験生への連絡は普通郵便では間に合わない地域があることは確かである。
- 第一次試験の成績は、センターに請求してからどのくらいで回答がもらえるのか。
- たとえば最も処理の早い磁気テープ方式なら、1万人分の処理に半日はかからない。パンチミス等の照合がネックになるのではないかと思う。
- 第1案については、第二次試験の処理日数を17日間とする7校に対しこれを16日間にして貰うよう説得する必要があるわけだが、第

二次試験の出願受付開始を平均点公表日として締切日を2日間縮め、更にあと1日間どこかで縮められるかについて各大学の意見を伺ったらどうだろうか。

- 各大学がそれぞれ他大学の事情が判らないまま意見を聞いてもまとまらないと思う。これは理事会で決定した方がよい。
- 第二次試験の処理日数が17日間の大学に1日縮めて貰い、第1案については3月21日、第2案については3月20日合格発表としてはどうであろうか。
- 第1案の14・15日案の場合でも、神奈川県と福島県では試験監督官の応援は必要である。
- 追試験、再試験はどのような形式で行い、人数はどのくらいと予測しているのだろうか。
- 追試験の適用は厳密にしたい。したがって数としてはわずかであろう。また、その実施については現場の判断によって決めてもらうが、ブロックごとに当番校をお願いするようにしたい。再試験で最も大きなものは全受験生対象ということになるが、当面の問題としては雪による場合である。その場合は部分再試験ということになると思うが、できれば学長の責任で試験開始時間を1時間程度延ばすなどの措置をとり、できるだけ再試験は避けられるようにしたい。

次に、共通入試の関係資料は膨大な量で、その保管には困難が予想される。なお、保管経費、警備費用については入試費用として積算し概算要求を出している。

- 第二次試験の処理日数については、公立大学においてもアンケート調査を行ったが、所要日数が17日間という大学が何校かあるとい

うことで、公立大学協会では、最終的には1月11日の国大協理事会の決定をまって1月12日に決定するが、できるかぎり国大協に歩調を合わせるよう努力したい、ということであった。

- この共通入試の日程繰り下げについての決定は、今月24・25両日に実施される共通入試の試行テストの結果をみてからにしてほしい。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、会長より第1案及び第2案について以下のようなとりまとめが行われ、ついで理事会としてはこの二案のいずれかにすることとし、これについての各大学の意見も徴したうえ、最終的に1月11日の理事会で決定したい、と提案され、了承された。

- (1) 第1案は、第二次試験の出願受付開始を各科目別平均点公表日として出願締切を2日間繰り上げ、また第二次試験の処理日数が17日間の大学には1日縮めて16日間としていただき、3月21日に合格発表とする。

この場合の問題点は、超勤手当が2日間に対し1日半しかつかないこと、また幾つかの地区で若干の試験監督官の応援が必要になってくることである。

- (2) 第2案は、出願締切を2日間繰り上げること、7大学に対し第二次試験の処理日数を1日短縮する点では第1案と同じで、合格発表日は3月20日となる。

この場合の問題点は、幾つかの地区で試験場の確保及び試験監督官の配置上の困難が第1案より強まることになる。

## 2. 昭和53年度概算要求の状況等について

午前中行われた特別会計制度協議会において

文部省より説明があった現段階における昭和53年度概算要求の状況について、会長より次のような説明があった。

定員については、新規需要についても極力振替によって対処し、増員を厳に抑制するという厳しい方針が出されている。

授業料については、現在文部省と大蔵省の間で折衝中であるが、50%の値上げ案が内示される形勢にある。

なお、授業料等の値上げについては、大蔵省の諮問機関である財政制度審議会の全委員の賛成があったということで、国立大学関係予算は誠にきびしい状況である。また今回閣議決定された昭和53年度予算編成方針には、経済政策面に比重がおかれていて、人材の養成あるいは学術振興等に言及されておらず、この点は誠に遺憾といわざるを得ない。

そこで会議終了後、内々で相談した結果、次の二つのことを行ってはどうかということになった。その一つは、明日大蔵省原案の内示が示された段階で、文部省に対し、今回の授業料の50%値上げはその幅が大きすぎるので、極力抑える努力をするよう要請する。いま一つは、このことを世論に訴えるため記者会見を行い、会長談話の形式で次の3項目を提示することにする。①大蔵省の予算大綱ならびに財政制度審議会の答申ともに、国家百年の大計である人材の養成、学術の振興に一言も言及されていないのは遺憾である。②大学の基準経費が据え置かれていることは実質的減額と同じで遺憾である。③授業料が一挙に50%アップされることは余りにも大きすぎるので、これをもっと低く抑えるべきである。以上の3点について国大協の見解を表明する。

以上の二つのことを取り行いたいと考えてい

るが、いかがであろうか。

以上の提言について協議の結果、これを了承した。

### 3. 大学院問題懇談会に対する要望書について

第1常置委員会において検討中であった大学院問題懇談会に対する第3回目の要望書(案)について、北村第1常置委員長より次のような報告があった。

大学院問題懇談会の最終報告が出る来年3月以前に、懇談会に対し要望書を提出するため、私が原案をつくり、それをもとに去る12月12日の委員会で検討した。本日お手許に配付の要望書(案)は、委員会における各委員の意見に従って修正を施したものである。

一方、12月17日に開かれた大学院問題懇談会で、大学院問題に関する報告書案がまとめられている。これについて文部省大学課長から、来年1月28日の懇談会で最終報告がまとまることになっているので、それまでに国大協の意見がほしい、という要請があった。そこで、来月の懇談会までにこれの対応を考えなければならないが、私見としてはいまの要望書(案)を若干修正する程度でよいのではないかと考えているが、次回理事会前に委員会を開いて協議し、その結果を理事会に報告したうえ、28日までに懇談会に提出することにしたい。

北村委員長より以上のとおり報告があり、これについて意見交換があったのち、会長より「次回理事会(1月11日)までに、この要望書(案)を検討しておいていただき、ご意見を伺って措置したい」と諮られ、了承された。

### 4. 昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期について

広根第3常置委員長より次のような報告があった。

これについては、就職問題懇談会で各大学団体が申合せをしながら毎年決定してきて、現在は10月1日求人求職のための学生と企業との接触開始、11月1日選考開始という協定になっている。この就職協定を53年度以降どのようにするか検討することになっていて、先般9月29日の懇談会でこれの予備的打合せが行われてきた。その際、第3常置委員会としては現行の10月—11月より1カ月程度繰り上げて、9月—10月にする案を提案した。しかし、各大学団体の足並が揃わないこと、また高校側の就職事務との絡みもあってこの案の実現はむずかしそうである。

ところで、昨21日に、中央雇用対策協議会(労働省側と企業側団体とで構成)が開かれ、企業側としては、現行の10月—11月の線が定着しつつあるので53年度以降もこの方針で実施したいということで、これにもとづく決議がなされた。

これをうけて大学側としてはどう対応するかということで本日懇談会が開かれたが、結論としては、就職事務開始時期は本年通り10月—11月とし、また今後時期の変更もあり得ることから53年度単年度の協定として大学8団体の申合せを行い、近日その調印を行うことになった。

以上の報告を了承し、以上をもって本日の議事を終了した。

## 第61回総会議事要録

日時 昭和52年11月16日(水) 10:00~16:40  
場所 学士会館(神田)201号室

出席者 各国立大学長  
 会長から、本総会より初めて座長を務めることになったのでよりしくお願ひしたい旨が述べられたのち、開会の挨拶があった。

(1) 代理出席について

会長から、本日は愛知教育大学から橋爪学長に代り山田図書館長が代理出席された旨の紹介があった。

(2) 会議資料について

事務局から、配付資料について説明があった。

(3) 日程について

会長から、今回総会の日程については、去る9月30日開催の理事会において協議した結果、別紙(資料3)日程により会議をとり進めることになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長から、以下の事項についてそれぞれ次のとおり報告があった。

1. 副会長の交代について

川上副会長が去る10月に副会長を退任されたあとの後任の副会長として、昨日の理事会で香月千葉大学長が互選されたのでご紹介する。

2. 前総会以後における学長の交代について

会長から前回総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
東京医科歯科	勝木保次	吉田 久
東京工業	川上正光	齋藤進六
一 橋	宮沢健一 (事務取扱)	蓼沼謙一
長岡技術科学	斎藤信義 (事務取扱)	川上正光
愛知教育	山田作男 (事務取扱)	橋爪貞雄

大阪教育	高橋陸男	安藤 格
神戸商船	後藤清市	南 正巳 (事務取扱)
奈良教育	井上智勇	小林 章
九州工業	許斐 貢	浅原照三

以上の紹介ののち、会長から、去る10月12日 後藤神戸商船大学長が急逝されたことに対し、この機会に謹んで哀悼の意を表する。当協会としては、去る11月5日行われた大学葬の際に、神戸大学長に代って参列を願ひ、会長としての弔辞を捧呈し、また花輪をお供えしたので報告する旨が述べられた。

3. 前総会以後のその他の主な事項の報告と追認について

会長からそれぞれ次のとおり報告があった。

(1) 要望書の提出について

去る6月の総会において決議された各要望書については、総会終了直後、会長、副会長、関係常置委員長が、それぞれ関係方面に対しこれを持参して要望懇談した。

また、同じく6月総会の際、本年も関係方面に提出することが決議された昭和53年度予算に関する要望書と大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書については、去る9月16日会長、副会長ならびに第6常置委員長がそれぞれ関係方面に提出し説明の上要望した。それ等の状況については、その都度書面をもってご報告したとおりであり、この際追認をお願いしたい。

(2) 第33回特別会計制度協議会について

去る8月8日文部省の要請により、第33回特別会計制度協議会が開催され、昭和53年度予算の概算編成に関連して文部省から説明を受け、それについて種々意見の交換を行った。

(3) マレーシア国大学長招待について

本年度の外国大学長の招待については、去る

6月の総会の際第5常置委員長からご報告があったとおり、マレーシア国大学長5名の招へいを予定し、受入れのための準備委員会を発足させ準備中であったが、その後、先方の事情により4名までも来日が不可能になったので、文部省や現地の日本大使とも協議し、国立大学協会としての招待は本年度はこれを中止することとした。

#### (4) 大学入試センターとの連絡協議会の開催について

去る10月17日大学入試センター所長からの申出により、連絡協議会を開催し、共通第一次入試の実施期日の繰り下げ、高等学校説明会の状況、その他について協議した。

#### (5) 日教組大学部会との会見について

日教組大学部会からの申入れにより、去る8月22日会長と今村第6常置委員長が、畠山大学部長ほか4名と会見し、教職員の待遇改善、定員問題、大学予算ならびに入試改善等について意見交換を行った。

以上のほか、その他の事項については資料5の事業報告書を参照願いたい。

## II 協議事項

### 1. 東京工業大学長の所属常置委員会について

会長から、川上東京工業大学長(副会長)の退任に伴う新学長の所属常置委員会については、従来の慣例により、新副会長がこれまで所属された常置委員会(第2常置委員会)に所属することでよろしいかと諮られ、異議なく了承された。

### 2. 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長より大略次のとおり報告があった。

### (1) 第1常置委員会(北村委員長)

前回総会以後、本常置委員会は月1回の割合で開催し、新設大学の博士課程設置問題について討議した。その設置方式には連合大学院と総合大学院の2方式があり、それぞれの方式の問題点について討議し、その内容の一部は会報78号の16頁～37頁に掲載されているが、その後の討議内容も含めてご報告する。

連合大学院は農林水産系が中心になって進めているが、これは個人単位の参加方式である。一方連合大学院でも工学系の方は講座単位の参加方式を構想している。いまこれの進行状況を見ると、関東地区の農林水産系大学院の予算は文部省の省議を通過して、現在、大蔵省で審議の段階である。そのような意味においては実現に向って一步前進をしたといえる。なお関連して、昨日関東地区の農林水産系連合大学院設置準備委員会から、大蔵省における概算要求通過にむけて国大協としてバックアップしてほしい旨の要望があったので、本日昼の休憩時間に委員会を開催しこの問題を審議する予定である。

この連合大学院は設置形態からすると独立大学院であるので、法制的に大きな問題はないというのが討議の結果である。しかし、その設置実施要項(案)にみられる問題点として、例えば「院長」という名称は法制上ないので「学長」にする等の問題はある。また、独立大学院では専任教官を置くことが規定されているが、農学系連合大学院では、専任教官は「院長」と「副院長」の2～3名になっているので、それらの問題をもう少し検討してほしいというのが当委員会としての考えである。また予算の問題については、農学系連合大学院の概算要求は少なすぎるので、もっと思い切った要求をすべきであると考えている。さらに各学長の意見とし

て、認められた予算を配分する際に、各大学の関係学部の整備・充実につながるよう考えてほしいとの要望があった。

なお、この農学系連合大学院に関する新たな問題として、関東地区と中・四国地区とで別々に進められている二つのものを全国一本のものにしてはどうかとの文部省側の意見もあり、その点を考慮して現在一つの単位として動いていく方向にある。この連合大学院について文部省ではまだ余り積極的な姿勢を示していないが、作るからには立派なものを作りたいと考えるので、この問題については、いずれ検討して来年1月頃までに考えをまとめた。

そのほか、連合大学院で問題になるのは、学生の処置等に関する参加大学と連合大学院の間の取決めである。これは相当細かい詰めが必要であるので、連合大学院を計画される大学に、国大協からこの検討をお願いするつもりである。また、連合大学院を作るときに一番の問題点は旅費の問題である。連合大学院の場合は教官、学生が各所に移動することになるので、旅費がなければ機能が果せない。この点については今後とも文部省に要望することになっている。さらに、安ものの大学院にされないために、連合大学院設置整備費等特別の枠を設けた概算要求をする必要がある。以上のようなことが、連合大学院問題検討過程での考え方である。

一方、工学系の連合大学院も文部省に概算要求を提出しているが、文部省側は、予算が大きいこと、講座単位で組織をつくる構想であるため将来これが学部の積み上げになるのではないかとの危惧をもっているためか、この概算要求に対して目下のところ応答がない。この問題についてもさらに検討し、必要な事項を設置準備委員会にも文部省にも要望する予定である。

次に、一部の大学では総合大学院の構想が進められており、数大学からこれの概算要求がでている。しかし文部省では、これについて法制上・運営上の問題はないが、総合大学院が膨大な規模のものになることに対して危惧の念をもって慎重な態度をとっており、今年は見送りにしているのが現状である。

大学院問題についての当委員会の審議の状況は概略以上のとおりでであるが、当委員会としては新設大学の博士課程の設置については前向きに進める方針で、その趣旨を来年1月までにまとめ文部省に要望することになっている。

以上の報告ののち、農学系連合大学院における個人参加の場合の教官の身分と本来所属している大学での身分との相違の問題（所属大学の助手を連合大学院の助教授、教授にすること）について質疑があり、これについては連合大学院設置準備委員会の中に教員組織委員会を設けて今後検討していく旨の応答があった。

以上で第1常置委員会の報告を終り、ここで会長から、第6常置委員会の報告を、同委員長の都合により順序を替えて引き続き報告願ひ、第2常置委員会の報告は午後にし、その際加藤入試センター所長にも出席願ひ、入試センターの進行状況その他について報告願ひことにしたいと諮られ、この提案が了承された。

## (2) 第6常置委員会（今村委員長）

本常置委員会では大学財政、給与、定員、学費等の問題について、それぞれ小委員会を設けて検討している。以下各小委員会別にその審議状況について報告する。

財政問題については、昭和53年度予算に関する要望書

を関係各方面に提出した。これは例年10月頃に要望するものであるが、今回は昭和52年度予算の節減に対して学生当積算校費・教官当積算校費をその対象外とするよう要望する事情もあったので、それに合せ例年より少し早い9月16日に要望書を提出した。

また、50年7月以来飯島前委員長の下で調査研究を進めてきた「国立大学の財政の現状と問題点」については、最近漸くその原稿がまとまったので、12月に大学財政小委員会を開いて内容を検討し、さらにこれを常置委員会にかけた上、当常置委員会名をもって各大学に報告する予定である。

#### 給与問題について

給与問題については、前総会以後「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を関係方面に提出した。これに関しては、8月9日の人事院勧告において、人材確保法との関係で大学・高専の教員について義務教育教員との均衡を考慮するよう留意したことが書かれている。これによって助教授ならびに教授の俸給の昇給率がそれぞれ7.4%、7.3%アップしたので、これまで問題となっていた義務教育教員の給与との逆転現象はなくなったと考えている。次に要望事項の中の助手の3等級格付については、助手の職務の態様がさまざまなので、これの実態調査をして目下その結果を分析検討中である。また、研究教育補助職員の待遇改善については、7月5日付文部大臣から人事院総裁に対する教員等の給与改善に関する要望の中で、教務職員・技術職員・図書館職員等の職務に専門官定数の新設等を要求している。しかし、これについては大学の立場からどういふ点を改善したらよいか検討の要がある。それで、第1常置委員会とも相談のうえ両委員会合同の専門官制度小委員会をつく

り、一昨日第1回会合を開いた。この作業の目標としては、来年の概算要求までに考えをまとめる予定としている。

#### 週休二日制問題について

週休二日制の問題については、各大学がその実施状況を文部省に報告した資料の写をもとに「週休二日制の試行について」資料9のとおり問題点を整理したので、ご参照願いたい。

#### 定員問題について

定員問題については、現在、第4次定員削減が進行中であるが、国大協としては第3次定員削減の時以来、これ以上の削減は困るとの意見を繰り返し述べてきた。その結果、第3次定員削減の最終年度に当る第4次定員削減の初年度の削減率(0.8%)は、第3次定員削減の最終年度の削減率(0.6%)に抑え、これによって生ずる差(0.2%)は最終年度に繰り越すという措置がとられ、それまでの間にさらに定員問題に関する抜本策を検討するという事となった。本常置委員会では、このような取決めとなった経緯をふまえて検討することになっているが、その審議経過は会報78号の63頁以下に掲載されており、その中でこの問題に対する文部省側の受けとめ方も述べられている。しかし、文部省としても具体的な考えがあるわけではなく、苦慮しているようである。この問題についての当委員会の今後の進め方としては、①定員問題の抜本的な具体案についての実証的な検討、②国立大学の「特殊性」についての具体的な立証、③事務の簡素化の検討、の三つの問題について作業を進めることにしている。なお、定員問題について、国大協として今総会で何らかの見解を表明するかどうかも検討したが、先に提出した「昭和53年度予算に関する要望書」の中で定員削減問題に関して要望しており、現在の段階ではこ



れ以上のことも言えないので、ここで改めて意見表明をすることは見送ることとした。

**学費問題について** 学費問題については、新聞等によると大蔵省が値上げを考えているとのことなので、50年度に検討した時と同様に学費問題小委員会（委員長；畑群馬大学長）を設けて検討した。その結果は、資料「国立大学の授業料について」のとおりであって、ここでは、国立大学の授業料は受益者負担の考えをとるべきではなく、教育の機会均等を確保するためにできるだけ低廉であることが望ましい等を、基本的な考え方とし、その観点から問題の所在を明らかにしている。ただ、ここではその考え方を述べているだけで外部に公表するものではないので、その取扱いは注意していただきたい。なお、この考え方がここで了承されるならば、差当りは適当な機会に関係省庁に対し、口頭で要望する必要があると思うが、正式な要望の作業は会長ならびに関係委員会にお任せ願いたい。

ついで畑群馬大学長から次のように補足説明があった。

この「国立大学の授業料について」の資料の作成に当っては、従来の国大協の方針——授業料は低廉であるのが望ましい——を堅持する立場をとった。ただ、国立大学の授業料の改訂が提起される際、常に私立大学の授業料との格差や物価上昇との関係が引き合いに出されるので、今回はこの問題にも取り組んでみた。比較の問題については明確な基準を持ち得ないが、戦前・戦後を通じ事実を照らしてその経過をみてみた。その他関連する問題として、生計費との関係、受益者負担の原則、学生生活の実態等の問題を取り上げ、関連する統計資料をも付してまとめてみたわけである。

以上のような説明ののち、第4次定員削減の対策、学費問題についての対応、学部・修士課程の基準経費の単価引上げ等の問題について意見の交換があり、学費値上げに対する要望については、差当り口頭で要望することとし、申入れの時期は、会長、第6常置委員長に一任された。また、資料「国立大学の授業料について」は、国大協の意見として公表する性質のものではないが、事実としての統計資料等は適宜利用することが了承された。

### (3) 第3常置委員会（広根委員長）

**学寮問題について** 本常置委員会では、学寮に関する諸問題について、昭和50年暮れから第4常置委員会と合同で検討を進めてきたが、昭和51年7月に実施したアンケート調査の結果をもとに今回資料「学寮に関するアンケートの集計報告」と「今後の学寮のあり方（参考資料）」の2つの資料をまとめた。第1の「学寮に関するアンケートの集計報告」の中身は学寮に関する意見調査の報告と実態調査の報告とに分れており、意見調査では学寮の必要性についての意見を徴し、実態調査では学寮の形態、寮生の範囲・在寮期間等、入退寮、光熱水料、寮生の食事情の5項目についてその現状を報告していただいた。その内容の詳細は説明を略すが、この集計報告は各大学における寮の実状のありのままの報告であるので、このデータが誤用されて各大学の学寮の正常化の努力が妨げられるようなことのないよう、その取扱いについては特にご留意願いたい。

第2の「今後の学寮のあり方（参考資料）」は、今回の調査研究の中心的課題であり、前述のアンケート調査もこの課題の検討のために行ったものである。しかし、この問題は仲々むず

かしい問題で、合同会議でもまだ模索中で最終結論には達していない。この問題を検討するに当って合同会議では学寮問題小委員会を設け、小委員会では精力的に作業を進め、一応の案としてまとめたものであるが、合同会議としては、この見解をもとに今後ともさらに検討を進めたいと考えている。ついては、これに対して各大学から意見をいただき、今後の検討のための資料としたい。なお、これの内容は、1として「学寮イメージの転換の必要性」、2として「学寮の改善と充実」について述べているが、前述のようにまだ未定稿であるので、これの取扱いについては十分ご留意をお願いしたい。

**就職問題について** 8月末の新聞記事等によると、今年の求人が落ち込んでいるとの報道があったので、9月末現在で各大学の求人状況を伺ったが、それによると昨年より求人が増加した大学22、昨年並みの大学33、昨年より減少した大学9、その他1という結果であった。また、去る9月下旬開催の就職問題懇談会の席上での公・私立大学団体からの報告結果も大体同様なので、求人関係はわずかではあるが好転していると思われ、昨年のような心配はしなくてすむものと思われる。

次に、明年度以降の就職事務に関する協定については、現在は10—11月協定、すなわち10月1日に学生と企業との接触開始、11月1日から選考開始ということになっているが、今後これをどうするかについて同懇談会で協議された。国大協としては現行の10—11月を若干早めてはどうかとの考えもあり、また、過般開催された全国工学部長会議から8—9月案が提起されたこともあり、9—10月協定案を懇談会の席上で提案した。これと同意見の団体もあったが、この就職協定の問題は企業側の事情もあり、また

高校の就職問題との関連もあるので簡単には解決しない。結局は文部省、労働省、中央雇用対策協議会等の検討をみた上で決定されることになると思われる。

#### (4) 第4常置委員会(山岡委員長)

**学寮問題について** 学寮問題については、昨日の第3常置委員会との合同会議でも、中間過程であるとの結論がでたので、今後も検討を進め最終報告を出すべく努力をすることにしている。また、本常置委員会としては、このほか学生の食堂の改善問題も手がける時期にきていると考えており、それと育英資金の抜本的改善も、寮問題のイメージ転換との関係や授業料問題と関連して検討する必要があると考えている。

**要望書について** 前総会では第3・第4常置委員会から共同で提出した「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」と本委員会から提出した「国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書」「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」「大学保健管理施設の増設・充実についての要望書」の各要望書を文部省、大蔵省等に提出することが承認されたが、これの現在の折衝経過を昨日文部省から伺ったので、その状況について報告する。

① 国立大学共同利用研修施設については、北海道大学で1施設建設中であり、まもなく完成する予定である。東北地区の弘前大学、中部地区の名古屋大学には、それぞれ1施設建設することを検討している。なお、この施設の管理要員として、3つの施設各1名計3名を充てるよう努力している。また、大学限りの合宿施設については82の施設に対して運営費を要求してい

る。

② 大学保健管理施設の増設・充実については、4カ所の新設要求と教授定員4名、助教授の教授振替2名、講師の助教授振替9名を要求している。保健管理施設関係者の研究費については、新たに保健管理改善研究経費を要求している。

③ 学生部長の指定職適用範囲拡大については、現在は5,000人以上の学生定員があるか、または1等級15号俸以上でなければ指定職を適用できないことになっているが、その枠を拡大する努力をしている。

④ 育英資金については、抜本的な改善を要求したが、概算要求には昨年度との比率で26.6%の増、総額136億円の増の形で出されている。国立大学よりは私立大学の奨学金の比重が高くなってきているようである。国公立大学に関する改訂額は、一般貸与について貸与月額1万1千円が1万3千円に、特別貸与は自宅通学者については1万3千円が1万6千円に、自宅外通学者については1万8千円が2万2千円に、継続貸与者で特別貸与者の自宅外通学者については、現行月額プラス千円となっている。また、大学院については量的、金額的に若干増加になっている。修士課程については貸与人員12,810人が13,310人、貸与月額3万9千円が4万4千円に、博士課程については貸与人員10,500人が11,000人、貸与月額5万円が5万6千円に増額されている。

以上の第3・第4常置委員会の報告ののち、就職問題に関連して求人量と質との関係、学寮問題に関連して、今後の検討方針、また学生部長の待遇改善等について意見の交換があった。

(12時30分から午後1時30分まで休憩)

#### (5) 第2常置委員会(若槻委員長)

前総会以後本委員会で取扱った問題として履修課程の弾力化のことがあるが、これについては後程報告することにして、はじめに共通第一次試験に関する事項からご報告したい。去る9月29日常置委員会を開き、加藤入試センター所長にも出席願ひ、共通第一次試験実施の際の国立大学と公立大学との責任分担の問題その他について協議したが、その議事録が会報78号37頁以下に記載されているので、これをご参照いただきたい。なお、この議事録の中で共通第一次試験実施の際の国立大学と公立大学の協力の問題について一部訂正しなければならない点があるが、これは後に述べることにする。

9月29日の委員会では入試センター所長から、共通第一次試験に関する全国各地での説明会における反応について報告があった。それによると、高校側から強く出された意見、要望は次の3点であるとのことであった。

- ① 共通第一次試験の出願時期が9月1日から、また試験実施期日が12月下旬というのは早すぎて進路指導上困る。
- ② 二段階選抜(足切り)は止めてほしい。
- ③ 第二次試験の科目数が多いのでこれを減らしてほしい。

その他の問題もあったが、以上の3点が主要なものであるとのことであった。

この問題について協議の結果、第2の二段階選抜の問題については、これを行わないことが建前ではあるが、第二次試験を丁寧に行うためにはやむを得ない措置であるということになった。第3の第二次試験の科目を減らすことについても、入試改善調査委員会のガイドラインに

沿って科目数はなるべく少なくするよう要請はしているが、これについては大学で自主的に決めることであるので急に変えることはできない。第1の入試実施時期については、共通第一次試験は初めて実施されるので、試験受験者の数が分らない等、不明の要素が多い。第1回目の試験はまちがいなく実施することが何よりも大事であるから、54年度は現状のままで行いたい。ただ高校の授業計画を乱すことは問題なので、9月入学の問題も含め時間をかけて検討する、というのが9月29日の常置委員会の協議の経過である。

しかしその後、この入試実施期日繰り下げについての高校側の要求が次第に強まり、全国高校長会、日教組等からこれについての要望書が提出されるという状況になったので、去る10月17日に国大協と入試センターとの連絡協議会でこの問題を協議した。その後、10月25日に文部省で入試改善会議が開かれたが、高校側から入試実施期日を遅らすことを検討してほしいとの強い要求がでた。これに対し、国大協としては、3月20日の合格者発表時期を遅らせないかぎり繰り下げはむずかしいと説明した。しかし、その以前に新聞紙上に、文部省試案ということで入試実施期日を1月13・14日、合格発表を3月25日とするという記事が出た。それで、入試改善会議から国大協に入試実施期日を若干遅らせることについて検討してほしいとの要望があった。しかし、この入試実施期日の問題は総会で決定されたことであるから、第2常置委員会だけで技術的に決めることはできないので、昨日の理事会で入試センター側の意見も聞きながらこれについて討議した。

このことについて本日の総会でご意見を伺い、国大協としての方針を決めたいわけである

が、この入試実施期日を大幅に変更することはむずかしい。その理由は、入試センターの事務作業の量が一定しており、たといその人員や設備を増強してもその日程を短縮することはむずかしいこと、また、合格者の発表を大幅に遅らすことは私立大学の反発が予想されるためである。それと、豪雪地帯での積雪の事情についての配慮も必要である。また、大学の入学時期を9月にする考え方もあるが、これは大学制度を大幅に変更することになるので、当面の対応策とはならない。以上のような点を勘案すると共通第一次試験を全国一斉に実施するためには、12月末から1月5～6日頃までの間に行うのが限度である。しかし正月早々に試験を実施することも無理なので、実際には1月10日頃になる。そうすると文部省試案に近いものになるので、昨日の理事会でもこの案について検討したが、理事会としては、共通第一次試験は高校教育の正常化をめざしたものであるから、共通第一次試験の実施に当っては、高校の教育の正常化に役立つよう若干でもその実施期日を繰り下げる努力をすべきであるという結論となった。高校側の要望書では共通第一次の入試実施期日は2月上旬にしてほしいということであるが、最小限の要求としては年が明けてからにしてほしいということのようである。

この入試期日のことは総会で決められたことであり、これを変更するということはどうかとも思われるが、しかし理事会で以上のような方針となったので、そのあと第2常置委員会を開いて検討を行った。ただ、この問題については国大協だけでは決められない要素がある。すなわち、公立大学、私立大学との関係や入試センターの事情もあり、これとの協議、了解が必要である。しかし、その案の選択の幅は狭いと思

われるので、大体新聞報道案に近いところに落着くのではないかと考えられる。そのような前提でご協議いただくことになる。

次に、最初に述べた共通第一次試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担の問題についてご報告する。ご承知のように公立大学も共通第一次試験の成績を利用することとなり、このため各国立大学に当該大学長を委員長とする共通第一次試験実施委員会を設置し、最寄りの公立大学の学長等がこの委員会に参加して試験実施に協力することとなった。しかし、これに参画する公立大学が設定する試験場において、試験実施に関し妨害等の不測の事態が生じたときは、当該公立大学長の責任において緊急に処置する必要がある。それで、このような不測の事態が生じた場合の処理方法について検討願いたいとの入試センターからの依頼があったので去る9月29日の委員会でこの問題を協議した。その際、共通入試の実施については、大学の自治の建前から試験事務の一切を公立大学に委任した方がよいとの意見があり、また公立大学もその方がやりやすいとの意見であるようなので、その方向で進めることが了解された。しかし、その後入試センターでこの問題を研究したところ、地方自治法で、国の事務を地方で処理できないこととなっていることが分り、当面は以上の方法で実施はできないことになった。それで、先に了解した「試験事務を一括して公立大学に委任する」という方針を撤回し、当初考えられたように「非常の場合にのみ公立大学長の責任においてこれを処理する」ということになり、その他は国立大学長の責任で行うということになった。ただし、試験実施委員会には公立大学長が入るので、実際面の仕事は協議して分担することも可能である。

次は共通第一次試験の際の身障者の受験の取扱いの問題である。共通第一次試験の願書を出す際、志願者は受験する志望校を2校書いて出すことになっているが、身障者の場合にはその受験について志望大学の同意が必要である。しかし、その同意の書類が願書提出時までに関に合わない場合も予想されるので、その際には願書に「協議中」と明記した上で共通第一次試験を受験できるように処理したいと考えている。それで、身障者が受験に関して各大学に相談してきたときには、なるべくこれを受入れるよう配慮され、まだ方針が決定していない場合には「協議中」ということにして身障者が共通第一次試験受験の手続ができるように取り計らっていただきたい。

共通入試に関して当委員会から報告する事項は以上のようなことであるが、先程ご説明した共通第一次試験実施時期の繰り下げの問題についてご意見を伺いたい。

ついで、会長から、この問題の審議に入る前に入試センター所長から前回総会以後の入試センターの事業の経過について、説明願いたいと述べられ、加藤所長より次のとおり報告があった。

去る6月30日付で文部省大学局長名で「昭和54年度以降における大学入学者選抜実施要項について」の通知が出された。これをうけて7月2日付で入試センター所長名で、「昭和54年度大学入学者選抜に係る共通第一次学力試験実施について」という通知を出し、実施大綱を発表した。なお、文部省から7月末までに各国・公立大学に対し第二次試験の基本的事項について決定、公表するよう要請があり、各大学よりこれが公表されたので、各関係方面の便宜のため、これを一括とりまとめ国大協と入試センタ

一の共編として刊行した。共通第一次試験実施大綱が決まったので、これの説明会を9月16日から全国7ブロック8カ所で開き、約6,000名の高校の先生方に対して説明を行った。その際、参加者から出された意見、要望等は別紙資料のとおりである。その結果にもとづき国大協との連絡協議会をお願いした。そのときの主な内容は第2常置委員長の説明のとおりであるが、要約すると次の3点である。

- ①試験実施期日が早すぎる
- ②二段階選抜をさけてほしい
- ③第二次試験の科目数を減らしてほしい

その際、これに対し私が答弁した内容は次のとおりである。

第1の点については、私立大学の入学者決定との関係、高校の就職の問題、豪雪地帯の積雪問題等を考慮した上で12月下旬にしたものである旨を述べた。なお、9月末までに受験の願をしその際に志望校を二つ決めさせるというのは早過ぎるという意見に対しては、大学入試センターの事務処理に関することであるので、入試センター所長の責任で検討を加えることにしたいと答えた。しかし、共通第一次試験実施期日については、3月20日に合格者の発表を行わなければならないとの制約があり、また、これは入試センターだけで決められないことであるので、高校側の意見は重要だと考えるが、各方面の意見を聞いたうえで検討したいというように答えた。

第2と第3の点については、入試センターの関係事項ではないので、国大協に申し伝えると述べた。なお、第2の二段階選抜の問題については、一次、二次の成績の総合評価という建前からは外れるが、各大学が入念な試験を行うとすれば、二段階選抜も止むを得ない。しかし、

安易な態度でこれを行うなら問題があると答えた。

第3の第二次試験の科目数を減らすという点については、特定の大学を別として平均すると2.9科目となっており、これは各大学が共通第一次試験の趣旨を理解して非常な努力を払って検討された結果だと考えると述べた。なお、関連して、同一学部であるのにもかかわらず、大学が異なると第二次試験の科目が異なるのは進学指導上困るとの意見が出されたが、これに対しては、大学によりそれぞれ伝統があり、その大学の特色を出すのであるから、進学指導でその点を生かしてほしいと述べたが、この点については国大協にも申し伝えるということにした。

次に、共通第一次試験を公立大学が利用する場合の国立大学と公立大学の試験実施上の責任分担については、公立大学の試験場における試験業務は一切公立大学に委任するのが便利であるが、第2常置委員長の説明のとおり、地方自治法の制約の問題があるので、今後その法律解釈についてさらに検討するが、当面の12月に実施される試行テストについては、国立大学長の責任の形で実施していただきたい。ただし、非常の場合には公立大学長にその処置を委任するという事で協議を重ねている。

次に、身障者の受験の問題であるが、これについては先程の第2常置委員長の説明のとおりである。

なお、共通第一次試験は居住地試験になっているので、各都道府県在住の受験者は、そこにある国・公立大学の試験場で受験することになる。ただ、壱岐、対馬は長崎県の圏内であるが、地理的な関係から福岡県に入れることにしているのでご了承願いたい。

その他、共通第一次試験に関し高校側との連絡を緊密にするため入試センターの制度内制度として高等学校との連絡協議会を設置した。その内の総合部会の第1回会合を先般開いた。これは、高校側からは高校長、都道府県の教育長の代表者等、入試センター側からは所長、運営協議会委員等が参加して組織されたもので、共通第一次試験等に関する一般的、包括的事項について協議するものである。いま一つの試験問題部会は、共通第一次試験で出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議するもので、これは高校側から現場の高校教員45名（1科目3名宛15科目）、入試センター側から所長、教科専門委員会委員長、教科専門委員会の各部会長15名をもって構成されている。以上、この席で報告申し上げてご了承を得たい。

なお、今年の暮れに実施する試行テストについては、すでに問題作成を終わっているが、各科目の問題作成部会には5教科17科目にわたり約200名の国立大学教官が参加し、入試センターにおいて問題作成に当り、試行テストの問題とともに54年度の問題作成等をも進めている。この問題作成は本試験、追試験、予備のみまで作成するので大変な努力を要するものである。ここに各大学のご協力に対し厚くお礼申し上げます。

以上の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

○ 今朝の新聞によると、衆議院の文教委員会でこの問題についての決議が行われ、これを本会議に報告するとのことであるが、これは法的拘束力はあるのか。これが法的拘束力があるとすれば、大学自治との関係はどうなるのか。たとい法的拘束力がないとしても、こ

れは試験実施期日のみならず、二段階選抜、第二次試験入試科目についても及んでいる。また、高校長会の決議も3項目になっている。そうすると、この問題は入試期日の問題だけで片づくのかどうか。なお、教科・科目、足切りの問題について東大は現行どおりの状態で実施するようだが、それもひっかかってくるのか。

○ 衆議院文教委員会の決議案を加藤入試センター所長が手に入れているが、これは入試センター設置のための法律改正が行われた際の附帯決議と同じである。また、この決議文の中には大学の自治を尊重するとの文言があり、これらの諸点について誠意をもって対処してほしいという趣旨の要請である。従って、これは法的拘束力はないと思う。

○ 共通第一次試験が始まってから、これの作業が終るまでに、どの位の日数がかかるのか。

○ 約50日～55日程度である。

○ 私の大学では、第二次試験だけで20日位かかるので、その点考慮していただきたい。

○ 入試センターから提出のあった資料によると、この入試実施期日の問題については、高校長会等の意見を徴したとあるが、高校長会の決議はこれとは違ったことを言っており、勝手なことを言っているように思われる。これについて国大協が何も言わないと、国大協の側は何も高校側の意見を聞かなかったのではないかとの批判を受けることになるのではないか。

○ この共通第一次試験についての審議の過程では、絶えず高校側の意見を徴してきた。そして、この共通第一次試験の採用を促進してきたのが高校長会であり、また、できるだけ

早くこれを実施するようにとの要望もうけた。今回の高校長会の決議は、現場の先生方の意見が反映しているもので、現場の進学指導担当教員等と高校長との間の意見の違いが露呈してきたものであって、国大協が高校側の意見を無視したのではない。しかし、高校の現場にこれが浸透しなかった点は、国大協の働きかけが不十分だったともいえる。共通入試が最初からパーフェクトなものであるとは思わないので、現在の時点でも高校側の意見を虚心に聞くことはよいことだと思っている。

- 今まで、入試改善調査委員会で年度毎にその調査研究の結果を報告書として公表し、その都度、各ブロックごとに説明会を開き、国大協の委員が出席して高校の先生方に説明した。その際にはこの入試実施期日の問題はでてこなかった。試験教科の内容については、共通入試が12月末実施ということで、それに応じて出題範囲を限定するということで了承されてきた。その後、現場の進学指導担当教員の間で議論された意見が、今回の高校長会の決議に反映されたということである。

ここで会長から次のように述べられた。

先程第2常置委員長がお語りしたように、共通入試の実施期日は国大協で慎重審議して決めたことではあるが、今回全国高校長会総会から要請もあったことでもあり、この試験実施期日を若干遅らすことはできないであろうか。それで遅らせるとすれば、どの程度遅らせることができるかについて、多少のフレキシビリティをもたせて、第2常置委員会にこれの検討をお願いすることをご了承いただけるであろうか。

この提案に関し、次のような意見交換が行われた。

- 入試実施期日については、公立大学との関係、入試センターの処理能力、各大学の処理能力、積雪の問題等があり、ここで細かい点まで決めるのは無理だと思うので、第2常置委員会に検討をまかせるのがよいと思う。二段階選抜については、高校長会の決議および衆議院文教委員会の決議により、国大協がそれにふりまわされている印象を世間に与えるのは好ましくないが、国大協においてガイドラインを設け、それに沿って行うということが決められたのであるから、学長が責任をもって処置すべきである。各学部の自主性を尊重するのは結構であるが、賛成した学長はそれに責任を持つべきである。第2次試験の科目数については、私の大学は1～2科目であるので問題はないが、ガイドラインがあるのでこれを無視したような大学が一部にあるのは遺憾である。この共通入試が、高校教育の正常化、大学間の格差是正に資するものであるとの趣旨を反省し、これの円滑な実施を学長の責任をもって処置すべきである。
- 共通第一次試験を12月末に実施することが、なにゆえ高校教育の正常化を乱すことになるのであろうか。1月ないし2月ならなぜ乱されないのであるか、その辺がよく分らない。なお、衆議院の文教委員会の決議が法的拘束力を持つとは思わないが、政治的意味があると思う。会長のご提案のとおり、この点について検討する必要があると思う。
- 12月末に試験を実施しても1月に試験を実施しても、教科書の進度からはあまり関係ない。このことについて高校側で主張しているのは、①年内12月末までは進路を含めての指



導期間が必要であること、②高校教育の一環である各種行事の流れが年内に一段落し、年が明ければ進路指導に切り替えること、③12月に共通第一次試験を行うことに伴い、9月中旬に願書を提出することになっているが、その際二つの大学を志望させることは、生徒の進路指導のうえで非常な支障がある、ということなどである。なお、この③の問題については第2常置委員会から入試センターに対して、この志望校記載の時期を第一次試験実施当日までずらせないかとの提案が出されている。もし、それができれば高校の進学指導にも期間的余裕ができるので、それについて入試センターとして今後技術的検討をしたい。

- 実施時期について再検討することに異存はないが、検討を急がれると実行不可能となる。積雪地域では試験実施期日について心配しているが、この問題は一体いつ頃までに決めなければならないのか。
- なるべく年内に筋がまとまればと考えている。拙速では問題が残る恐れがある。入試センターとしても初めての経験であるので、事務処理の日数についてはプラス・アルファを加えさせていただく必要があると思う。
- 大学側としては、早く実施期日を決めていただかなければ大学の行事日程がたたないのので、一次試験、二次試験がいつになるか早く決めてほしい。
- 今申し上げたのは事務の流れの最終的なデッドラインを言ったのであり、この実施時期の問題はそれに先行して決めなければならないと思う。なお、入試センターからの希望としては、本年の12月末実施の試行テストの事務処理の経験をふまえて決めたいので、年内決定が望ましいが年が明けてからの方がよい

かもしれない。

- 1月5・6日に共通第一次試験を実施すると、12月24日・25日に実施するので、どこが違うのか。1月末くらいまで延ばすというのなら分るが、ただ1月末だと大学としては学校行事の関係で問題である。1月5・6日実施というようなことで世間や高校側は納得するのであろうか。
- 最初に共通第一次試験を冬休中に実施するという事になったが、これを12月下旬としたのは、冬休の最終の1月5日・6日ということでは高校側のみならず大学側も無理であろうと考えたからである。これをもう少し延ばすとしても、先程の新聞報道案の1月13日～14日付近で考えるのが限度だと思う。この試験実施期日に関してはいろいろな要素が絡んでいるが、積雪の問題については、入試センターで詳しい資料を作成していただいた。この一晩に30cm以上積もった日の統計資料によると、地域により状況が異なり、どの時期が一番よいかははっきりしていない。12月下旬の方が、1月中旬より全体でみると10%位雪の降る確率が少ない。しかし、12月24日・25日が絶対に条件がよいという保障はない。そうなれば受験生が雪が降って試験場に来られなくなった場合には、試験開始時間を遅らせるとか延期するとかの処置をとらざるを得ない。このことについてはセンターでも考慮している。この積雪の問題は一部地域の問題であるので、何とかかなると思う。

この試験実施期日の問題のほかの二つの問題について先程ご意見があったが、二段階選抜については、はっきり公言できるような理由があればよいが、手間をかけるのが面倒だから足切りを行うというのでは問題である。

第二次試験の科目数についても同様である。学内で検討された結果決めたものであるから、これを急に変えることはむずかしいが、第2常置委員会でも昨日このことを検討し、本番の入試実施要項の発表は来年7月であるので、それまでの間に各大学で検討し、若干変更することがあってもよいのではないかということになった。かなりの大学は努力して科目数を減らしている。科目数が多い大学もあるが、これは検討の時間がなかった関係もありうると思う。これらの大学においては、ガイドラインに沿ってさらに検討していただくようお願いしたい。

- 試験実施期日の点については、第2常置委員会で検討していただくことで結構である。ただ、その際、この点についてはこれまでに高校側の声を聞いて決めたのであるが、その後高校側のたつての要望があったので、あらためて検討するのだということを社会にPRしていただきたい。
- 国大協で共通第一次試験の検討の経過で繰り返し確認してきたことは、①大学入試は大学が行うものであり、②共通第一次試験は入試改善を目的とし高校教育の正常化と適性判定による選抜を図るものであり、③その実施は文部省が行う、ということであった。したがって私は国大協総会で各大学長が共通第一次試験の実施に賛成されたことは、大学自治に即して大学自体が入試を行うということ、この方法が高校教育の正常化に役立っているということに賛成されたものと考えている。それでいま、この試験の実施の面において、高校の現場から高校教育を乱す点があるという意見が出されたのであれば、これを是正することにやぶさかであってはならない。試験実

施期日の点は、この制度の本質的なものではなく技術的なものであるから、これを変更しても差支えないのではないかと考えている。なお、この総会で技術的な細かい点まで決められないので、第2常置委員会に検討をお願いするのがよいと思う。各大学が共通第一次試験のプリンシプルに賛成であれば、実施期日の変更が高校教育の正常化に資するというなら、これを変更することにこだわる必要はないと思う。

- 試験実施期日のことは、第2常置委員会に検討を依頼することで結構であるが、その検討の際に積雪の点を考慮し1月末～2月初めは避けてほしい。高校側との妥協点を求めた結果が実施上支障を来たす時期となったのでは意味がない。
- 試験実施期日の点については可能な限り考慮を払うべきである。二段階選抜と第二次試験の科目を減らすことについては、国大協としてはむずかしいが、考慮の余地があれば各大学でよく検討していただき、来年の入試実施要項発表の時期までに決めればよいのではないかと思う。
- 二段階選抜はよくないという考え方もあるが、それは一向差支えないという考え方もある。なぜ二段階選抜をすればよくないのか、合点がいけない点もある。
- 日教組は共通テストに賛成しているのか。先程の話では、共通第一次試験の実施については高校長会の意見を聞いたとのことだが、日教組からはこのような批判的な申入れが出されている。それで、かりに今回の高校長会の決議要望事項をのんだとしても、日教組からの意見でまた変る可能性はないであろうか。

- 日教組も共通入試に反対とは言っていない。高校長会から3項目の申入れがあったがその時の話では、第1の試験実施期日の問題については12月下旬実施では高校の行事計画が崩れるという現場の教員の声が強いのでこれを繰り下げてほしいということであった。また第2の二段階選抜、第3の第二次試験の科目数については長期的観点で検討してほしい、第1の試験実施期日の点については緊急に配慮してほしいとのことであったが、その時期は2月初旬以降ということに必ずしもこだわらないと言っていた。
- 試験実施期日のことは国大協で一度決めたことであるが、世論の動向もあり、折角新しい試みを実施するのに大学と高校との関係がぎすぎすしても困るので、国大協で実施期日を遅らせることを決め、細部については第2常置委員会に検討を委託するのがよい。第2の足切りの問題については、それを実施する場合には、それにふさわしい理由を明示する必要がある。第3点の第二次試験の科目数については、現行の入試と異ならない多数の科目を出題する大学があると、この新しい体系が崩れる心配があるので、この問題を検討して世間の要請に応える必要がある。大学入試の改善については内申書の問題も含めて恒常的改善を進める姿勢を示す必要がある。
- 東大の第二次試験のやり方が問題となっているが、東大においても新しい制度の検討委員会を発足させ、改善の努力をしているのでご理解いただきたい。
- この総会で試験実施期日を繰り下げることの可能性について検討することを認めるのは賛成であるが、ここで繰り下げを決定するのは問題である。
- 繰り下げの可能性について第2常置委員会に検討をお願いするということである。
- 試験実施期日を繰り下げることを検討するのは賛成である。ただ、追試験を行う場合、追試験はどこで行うのか、また、医者や医師の診断書があれば追試験を受けられるのか、追試験実施の時期はいつで、どの位の人数を予定しているのか。大学が大学院の論文審査で忙しい時期に、学内の教官に追試験までお願いするのは申しわけない。追試験は入試センターの方で実施して貰いたい。
- 試験実施期日の繰り下げを検討することに賛成の意見が多いようであるが、これの検討には入試センターの処理日程に関わる部分が多い。しかし、各大学の第二次試験の処理日数も関わりを持っている。合格発表時期を3月20日以後に延ばすことは、私立大学の入学金納付期限との関係でむずかしい問題があるので、私立大学との調整がつくような日程を組みたいと考える。それで、各大学には、第二次試験実施から合格発表までに要する日数を調べて、これをお知らせ願いたいと思う。一期校の場合、現在合格発表期限は3月20日であるが、大部分の大学は3月18日までに合格者を発表しているようである。二期校の場合は、試験実施から8日間位で合格発表をしている大学が多い。今回共通入試が実施されるようになると、大部分の大学は第二次試験の科目数が減り、それだけ試験の処理に要する日数は従前よりも少なくてすむと思われるが、大学によっては小論文、面接等を取り入れて丁寧な試験を行うところもある。それで、この試験実施期日の問題を検討するための資料として、各大学の第二次試験の処理日数についてお知らせ願いたい。

新聞に出た日程案によると、3月10日第二次試験実施、3月25日合格発表となっております。その処理期間は15日間であるが、この合格発表期日を3月23日にすると困るかどうか。なるべく正確な日程を検討して国大協事務局宛に知らせてほしい。

- 文書で通知していただきたい。表現がはっきりしないと回答しにくい。
- 第二次試験実施期日から合格発表までに必要な日数を知らせてほしい。現在一期校は試験実施から合格発表まで15日間要しているが、それと同じ日数が必要かどうか。この点について文書で照会するのでよろしくお願ひしたい。

以上のような論議が交されたのち、会長から、共通第一次試験実施期日を繰り下げる可能性について、第2常置委員会に検討方を委託してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

ついで、その検討結果にもとづき実施期日を正式に決定する場合の方式について、臨時総会を開いて決めるか、理事会にまかせるかについて協議され、その結果、理事会において決定することが承認された。

ついで、第2常置委員長から、別添資料7にもとづき「大学の履修課程に関するアンケート(継続)」の結果報告があり、資料の中の「提案I」(大学の卒業生または中退者で1学年に入学してきた学生に対する既修科目の単位認定を、30単位を超えない範囲で行うこと)については、賛成意見が多いので次回総会までに要望書の形でまとめ、「提案II」(3年修了時に優秀な学生には大学院受験資格を与えること)については、はっきりした支持がないので次回総

会までに資料の形で提出したい旨述べられた。

#### (6) 第5常置委員会(佐々木委員長)

学長の国際交流として本年度はマレーシア国から5大学の副学長を招待する計画で準備を進めていたが、先方の都合により、最終的には1名に減ってしまったので、国大協の事業としては取り上げず、文部省の責任において招待することになった。については、この昭和52年度の子算を昭和53年度にまわし、5~6月頃に再度学長招待を企画することを考えているが、再びマレーシア国から招待するかどうかは来年1月に検討したい。

なお、外国学長招致についての来年度予算が通ると、秋にはまた3名の学長を招待することになり、1月の委員会では春と秋の2回の招待国について検討することになると思う。秋の招待国の候補としてはオーストラリアが話題のぼっている。なお、学長の国際交流では、これまで我国の側からの招待が多かったが、今度、タイ国から招待したい旨の話があった。この招待の内容は、タイ国が滞在費のみを負担する(旅費は自弁)とのことである。これについては、この招待を受けるかどうか検討を始めようとする矢先にタイ国でクーデターが起こったので、現在中断している。加えて、相手国が希望する時期が、12月から1月に限定されているので、今年はむずかしく早くても1年先のことになろう。

以上の報告ののち、オーストラリアの学長招待について意見の交換があった。

#### (7) 図書館特別委員会(今村委員長)

前総会以後、小委員会を3回、専門委員会を1回、特別委員会を1回開催した。大学図書館

の昭和53年度予算に関する要望は、昭和53年度予算に関する要望の際に合わせて要望した。その内容は会報78号97頁以下をご参照願いたい。9月28日の特別委員会では、文部省関係課長を交えて大学図書館の将来についてかなり丁寧に討議した。その討議内容については、大学図書館についての認識を新たにすることを参考としていただければ幸いである。

#### (8) 教員養成制度特別委員会（須田委員長）

前回総会以後、小委員会を2回、特別委員会を2回開催し、その議事要録の一部は会報78号72頁以下に掲載されている。この「大学における教員養成」の問題については、前委員長の時から検討しているが、この辺で案をまとめて各大学の意見を伺いながら、次にはどの点に問題を絞って実効あるものにしていくかの意図をもって、8月15日付で各大学に「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」(案)についての意見を求めた。この締切は10月15日であったがほとんど全ての大学から回答をいただいた。その意見をもとに原案を再検討し、次のような措置をして本特別委員会の名で公表したいと考えるのでよろしくお願ひしたい。

この報告書(案)に対して寄せられた各大学からの意見は、巻末に「あとがき」として集約した。またそれらの中の意見とともに小委員会の間での補足意見もあり、新たな項目「障害児童・生徒教育の専門性と教員養成カリキュラム」を追加した。そのほか、説明不足という観点からの追加、字句の修正、さらに教育実習の点で原文の趣旨変更等の手直しをして、本日配付の資料を作成した。本日はこれについて本特別委員会名で公表してもよろしいか伺いたい。なお、この公表にあたっては、反響をみるとと

もに本特別委員会内部においても、これらの問題の中からいくつかの問題を絞って取り上げ、各大学の意見を心得て実施できるような共通の何が得られるかを模索していきたいと考えている。

#### (9) 教養課程に関する特別委員会（武谷委員長）

本特別委員会では教養課程に関する問題について、ケース・スタディの方法で継続して審議をしてきた。すなわち教養部について改革に着手している各大学のそれぞれのパターンについて実状をききその利害得失について検討を進めてきた。この審議は昨日の委員会で一応終わったので、今後は本特別委員会として何にポイントを絞るかを明らかにして検討を進めたい。なお、ケース・スタディは5～6大学を対象として実施した。調査資料のまとめ方については次回に検討したい。

#### (10) 医学教育に関する特別委員会（北村委員長）

11月14日に特別委員会を開き、主として医学教育に関する修士課程の設置、教育関連病院の問題について検討した。

##### 医学系修士課程設置の問題について

問題については、以前にイラン国から、同国からの留学生に対し2年間の教育で修士の称号を与えてほしい旨の要望があったが、これに関する実状調査に出向いた一行の飛行機事故発生およびイラン国の政変等によって、この話は目下中断している。また、これとは別に、医学部以外の卒業生が主として基礎医学分野に入っていく場合を考えて、修士課程を設置する必要があるか否かについて現在文部省において2年間のカリキュラム試案を考えている段階にある。こ

の点については医学部長会議においても賛否両論ある問題であり、文部省でも検討中で、もう少し煮つめてから案を出すとのことなので、本特別委員会もそれを俟って検討を進めることにした。

#### 教育関連病院の問題について

は、新設医科大学が臨床実習の段階に入ったことにより、現実の問題としてでてきている。入学定員100人に対して文部省は少なくとも800のベッドを用意することになっているが、実際に医学教育をするためには2,000ベッドが必要であるとのデータもでてきている。ところが、文部省は医科大学の新設に当っては、総合病院を対象に教育関連病院として臨床実習を行うという考え方を打ち出してきた。そのため1県1校の割合で医科大学の新設を進めても、必要ベッド数800のうち3年間で600ベッドしか作らず、必然的に関連病院を強化する必要があるが生じてきた。この考え方は、趣旨としては今後の医学教育のあり方にとって結構なことと思われるが、具体的には大学が教育関連病院に対して、支配の傾向を強めるのではないかと懸念があり、うまくいかない点がある。また、教育関連病院で教育に協力する医師に対して適当な名称を付与するというのも、これを一部の医師だけに付与することは運営上困るとの意見が強い。このように教育関連病院を増やさなければ医学教育は全くできないとする考えでは一致するが、具体的な運営となると難しい問題がある。11月14日に開かれた特別委員会では問題点はできたが、これをどうするかについては話が煮つまらなかった。しかし、放っておけない問題であることは認識したので、教育関連病院の運営方法について専門委員が12月末までに具体的な案

を作り、それをもとに特別委員会で教育関連病院との関係を検討することになった。

以上の報告ののち、教育関連病院の医師に付与する名称、その処遇、新設医科大学の病院のベッド数の充実等について意見の交換があった。

### 3. その他

#### (1) 第1常置委員会の報告

関東地区農林水産系連合大学院設置準備委員会から国大協会長に対し提出された同大学院設置関係概算要求推進協力の要望について、本日昼休み中開催された同委員会の審議経過について、北村委員長より次のとおり報告があった。

関東地区農林水産系連合大学院に関する概算要求が大蔵省にまで持ち込まれ、通過の可能性が出てきたことは結構なことである。しかし、国大協として特定の概算要求に対しテコ入れをすることには問題がある。国大協の立場としては、農林水産系の連合大学院のみならず、工学系の連合大学院、総合大学院等も含め大学院全般の問題を取り上げ、これの整備充実を促進すべきものと思われる。そのような趣旨から、本委員会としては今回の要望に対し、特に大蔵省にアピールすることはしないということを決めた。

#### (2) 学長懇談会の運営、その他

会長から、総会は本日で終り、明日は午後1時から学長懇談会を開催したい。なお、司会については前例により会長・副会長が交代で当ることにしたので了承願いたい。また、会議の運営を円滑に行うため、前例により学長懇談会の発言予定者はその内容を明日の昼までに提出願いたい旨が述べられ、いずれも了承された。

### (3) 次回(第62回)総会について

会長から、配付資料11により次回総会について、昭和53年6月20日、21日(事務連絡会議は23日)国立教育会館において開催したい旨が述べられ、異議なく了承された。

## 第28回事務連絡会議議事要録

日時 昭和52年11月18日(金) 10:00~16:00

場所 学会会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者)

大学入試センター田保橋管理・事業部長  
午後、事務連絡のため文部省より 柏木教育施設部長、西崎会計課長、中西人事課長、阿部高等教育計画課長、滝沢大学課長、浪貝学生課長等が出席

丁子事務局長司会のもとに開会。

開会に当たり、向坊会長から次のように挨拶があった。

大学運営に当っての各大学事務局長の日頃のご努力に対し感謝するとともに、各大学の緊密な連絡によって国立大学の健全な発展が図られることを期待する。今回の総会で議せられた事項については後程紹介があることと思うが、その中の主要な点についてご報告する。

第一点は、副会長の交代についてである。川上正光(前)副会長は学長任期が満了したので副会長を退任されることになり、その後任を理事会で互選した結果、香月秀雄千葉大学長が副会長に選出された。

第二点は、共通第一次学力試験の実施期日に関することである。これについては、高等学校長会をはじめ、その他から、これの日程に関し批判があったので、国大協としてもこの問題を取り上げることになった。大学入試は大学の自主性によって行うべきものであるが、高校側の

意向も十分に斟酌すべきであろうということで、この問題を理事会に諮り、その結果これを第2常置委員会で検討することにはどうかとの結論となったので、今総会にこれを提案し、その承認を得た。なお、この件については、今後国大協として、第2常置委員会を中心に各方面と折衝し、ある線が出たところで、各大学の意見も伺い、その結果にもとづいて、1月11日開催される理事会で検討し、国大協としての意見をまとめるということになった。これの最終的な決定は文部省の入試改善会議で行われることになるが、国大協としては以上のように処置することになった。

第三点は、授業料の値上げの問題である。これについては、その筋からの正式な話があったわけではないが、国大協としては、適当なタイミングをみて関係当局等へ申入れを行うということで、その準備として学費問題小委員会において、資料をまとめ、要望を行う際の用意をした。

今総会のことに関し特にご報告する事項は以上のとおりである。

ついで、事務局から配付資料ならびに会議日程についての説明が行われた。

## I 会務報告

丁子事務局長から、別紙資料「第61回総会概況」にもとづき、総会における会務報告について次のような説明があった。

### (1) 副会長の交代について

川上副会長が去る10月に副会長を退任されたあとの後任の副会長として、昨日の理事会において香月千葉大学長が互選された。

### (2) 前総会以後における学長の交代について

これについては別紙(資料4)のとおりであ

るが、神戸商船大学後藤学長には去る10月12日に急逝されたので、11月15日行われた大学葬に際して、会長の弔辞を捧呈し、花輪をお供えた。

### (3) 前総会以後のその他の主な事項の報告と追認について

これについては以下の諸事項について「総会概況」に記されているような内容の報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

- 1) 要望書の提出について
- 2) 第33回特別会計制度協議会について
- 3) マレーシア国大学長招待について
- 4) 大学入試センターとの連絡協議会の開催について
- 5) 日教組大学部会との会見について

## II 議事概要

丁子事務局長ならびに竹下事務局次長から資料「第61回総会概況」にもとづき、以下の総会における議事について、その概要の説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

### (1) 東京工業大学長の所属常置委員会について

これについては新副会長(千葉大学)がこれまで所属していた第2常置委員会に所属することが了承された。

### (2) 各委員会委員長報告と協議について

各委員長より報告があった内容およびそれに関する協議の経過を要約して事務局側から説明があった。

以上で今回の総会の状況報告を終り、ついでその他の連絡事項に関し説明と意見交換が行われた。

### ◎文部省事務連絡

各関係官から次のような説明があった。

### 西崎会計課長

#### 1) 来年度予算について

財政当局では、来年度の概算要求を検討中であり、現段階では具体的な話題を提供できる時期ではないが、総枠での予算としては赤字国債の3割という問題をどうするかということがある。もう一つには来年度の問題として景気浮揚ということが重点的な課題であり、このような意味で公共事業関連経費というものが優先的な扱いになるだろうという傾向がある。そこで、特別会計では国立文教施設費、一般会計では助成課の公立文教施設費などはウエートが高くなるであろうということが考えられる。しかし、一般的な枠が苦しければ、自然と定員問題の厳しさからみて、新規事項については抑えられ勝ちになるであろうということが予想される。

#### 2) 公共事業の早期執行について

本年度の問題として、公共事業早期執行が今夏以来政府の大きな課題であり、これに関する各省の会合が毎月1回開かれている。このため文教施設整備の執行および契約の状況についてその席で報告をする必要があるので、各大学のご協力をお願いしたい。

#### 3) ドル減らしの問題について

これについては、既に関係大学に連絡してあるが、主として医療機器の輸入に関し、早期にこれを実施されたい。なお、医療機器に限らず、輸入に俟つ設備関係で、今年度の執行に係るものがある場合には、早期にこれを実施されるように留意されたい。

#### 4) 国立大学に係る訴訟問題について

最近国立大学に係る事件の裁判で大学側の敗訴に終るケースが多くなっている。これは病院関係の医療に関する問題が主であるが、その他、例えばプールでの死亡事故などで多額の損



害賠償をしなければならない場合があり、これらの処理には苦慮している。それで、こうした問題が起こらないように事前の対策の強化にご配慮願いたい。なお、医療関係の問題については、その任に当る病院の関係者に万全を期するよう機会をとらえて注意を与えていただきたい。

#### 滝沢大学課長

##### 1) 国立大学の入学時における納入金について

入学時の納入金については、私立大学の場合のことが世上の論議をよんでいるが、国立大学にも正規のもの以外の納入金を徴収している例がある。例えば医科系の学部で、後援会を通じてのことであろうが、数万という多額の特別の経費を徴収しているところもあるようである。しかし、このことについては次の諸点を留意していただきたい。

- ① 国が当然措置すべき、教育研究上の不可欠な経費は、このような寄付金で賄ってはならない。
- ② 学生、父兄を後援会のようなものに強制的に加入させることは問題がある。もしも、それが任意加入であっても、会費等が父兄の負担という面で問題にならぬ程度にしておく必要がある。
- ③ 後援会等の運営の面について、例えば勤務時間中に大学職員が後援会の運営事務をとるということや、入学者募集要項等に後援会費徴収のことを載せるということには、法規上問題がある。

##### 2) 共通入試の問題について

これについては、国大協の総会事項の報告でご承知であると思うが、共通入試の実施期日繰り下げについては、国大協でこれから審議されることになっている。文部省としては国大協の

検討の結果を俟って、私立大学側の意向も伺い、円滑に最終的決定が行われるように努力したいと考えている。この共通入試の実施期日の繰り下げについては、各大学の第二次試験の処理日数も関係するので、これをできるだけ短縮するご努力をお願いしたい。

以上のような説明があったのち、次のような質疑があった。

- 農林水産系連合大学院および工学系連合大学院の設置について、現段階での進行状況についてお伺いしたい。
- 農林水産系連合大学院については、文部省としても、これらの構想を進める方針である。具体的には、これについて創設準備費の概算要求をしている。この準備費が認められれば広く意見を求める会議を設けたい。

#### 柏木教育施設部長

##### 1) 公共事業の促進について

これについては上半期において、その目標数をどうやら達成することができたが、引続いて12月契約の目標数が新しく設定されている。この内容は、今年度予算に補正予算を含めて86%が契約目標額である。早期施行に当っては、予算の配分ということが先決であるので、本年度は52年度予算の94%を既に配分済みである。補正予算本年度分の歳出は20億円であるが、これは、これからの受託になるので12月末の契約には無理であると思う。それで、これを除いた12月契約目標額の達成については、年末で多忙なところであろうが格段のご配慮を願いたい。なお、具体的なことについては個々の大学について、各工事事務所を通じて連絡を行うようにしたいと考えている。

##### 2) 新設医科大学の病院建設に伴う事故防止に

ついて

筑波大学を含む4大学の病院の開院に当っては、大きな病院建設の事業であるので事故の発生が心配されたが、無事に進捗している。なお、今後建設される所もあるが、建設に当っては機械その他の点検、保守管理、医療関係の人達の新しい機械に対する習熟、その他建築作業上のことを含め事故のないように十分ご配慮願いたい。

中西人事課長

○東京教育大学の廃学に伴う事務職員について

この件については春の総会の時にもお願いしたが、この11月1日現在で121人の移転困難職員が他大学へ転任することができた。ところが、現在まだ筑波大学へ移転困難者が41人残っているため、定員事情等で困難な時期ではあるが、各大学のご協力をお願いしたい。

ついで、このことについて重ねて鶴岡東京教育大学事務局長から各大学へご協力いただきたい旨の依頼があった。

以上をもって文部省側の説明を終り、これに関して次のような質疑応答があった。

- 予算日程の見通しについてお伺いしたい。
- 予算日程については、極めて常識的な考え方ではあるが、景気浮揚の必要性からいうと、政治的な課題として年内編成ということは必至ではなからうかと思う。

もう一つは、大蔵省の方の財政制度審議会のことであるが、ここで教育関係のことでは、国立大学の授業料、義務教育の教科書、学校事故・災害に対する補償制度という問題のほか、補助金問題などのことが討議されている。補助金というと、国立大学では科研費

などがこれに含まれるが、補助金の整理・統合、あるいは、スクラップ・アンド・ビルドということで、来年度の予算編成に際しては、従来ものを切って新しいものを付けていくという基本的な考え方が財政当局で非常にシビアであるので、補助金を前提とした新しい予算の計上ということについては、これらが相当な課題として、のしかかってきていることは否めない。

- 国際交流が頻繁になるに伴って、外国人の研究者が多く来るようになったので外国人研究者規程を作成しているが、これについては制限事項が多い。例えば、研究料は取らないにしても、大型機器その他の施設設備を使用させる場合の便宜供与は、会計法規上規程の中に入れられないという問題がある。

これについて、前向きな線をできるだけ早く出していただきたい。

- これについては、一大学の問題ではないと思うので、検討したいと考えている。

以上で文部省関係の事務連絡を終了した（文部省側退席）。

#### ◎ 大学入試センター事務連絡

田保橋大学入試センター管理・事業部長から、次のように報告があった。

今回の国大協総会において、第2常置委員長から共通入試の問題に関して、次の三点の報告と提案があった。

第一点は、共通第一次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担の問題である。ご承知のように昭和54年度国立大学入学者選抜から共通第一次学力試験が実施されるが、この試験の成績を公立大学も利用することになり、そ

れに伴い公立大学もこれの実施に関し協力することになった。このことで、問題となっていたのは、公立大学が設定する試験場において試験実施妨害等不測の事態が生じた時の処理のことである。共通第一次学力試験は、当該国立大学長の責任のもとに実施されるものであるが、不測の事態が生じたときには緊急にこれに対処する要があり、このためこのような際には当該公立大学長の責任において処理するのが妥当であるという意見になった。しかし、その後の公大協、国大協との協議の結果、公立大学が設定する試験場については、むしろ、入試業務全般を公立大学長に一括委任した方がよいのではないかと意見となった。しかし、その後この方法について検討したところ、国が行う業務に地方自治体が協力することは地方自治法に抵触する面があることが分り、今後さらに検討を要するので、この12月下旬に実施される試行テストの際には、この一括委託の方式を採用することは無理で、不測の事態が生じた場合についてだけ当該公立大学長の責任においてこれを処理するということになる。なお、54年度以降の本番の共通第一次学力試験については、今後、検討して詰めていきたいと考えている。

第二点は、身障者の共通第一次学力試験出願に関することである。

これについては、身障者が共通第一次学力試験を受ける場合には、事前に志望大学に申し出て、修学の可否についての確認を得た上で出願するように実施要項に指示されている。

この問題に関し、身障者の団体から、志望大学の修学可否の回答が共通第一次試験受験出願時までに関わらない場合があるのではないかと、また、従来各大学が不文律の形で行ってきたものを制度的に定めるようになると、却って

否定的な方向に傾くのではなかろうかとの懸念が表明された。それで、このことについては、身障者がその修学可否について志望大学と折衝中で結論を得ていない場合には願書の該当欄に「協議中」と付記のうえ出願することができるように措置してはどうかということで、これについては大学入試センターと国大協の合意が得られ、総会で承認された。身障者の受験については、大学側では施設設備等の問題があるが、できるだけ前向きに対処していただきたい。

第三点は、共通第一次学力試験の①出願の時期、試験実施期日の繰り下げの問題、②二段階選抜の廃止の問題、③第二次学力試験の科目数の削減および同系同種の学部間における科目または科目数のバラつきの是正の問題である。これについては、別紙のように全国普通科高校長会からの決議や日教組からの申入れが出されており、また過般実施した共通入試に関する高校側への説明会でもその意見が多かった。それで入試センターとしてはこれらの要望をうけ、この点に関し国大協に協議を申し入れ、第2常置委員会でこれが協議され、一昨日の総会にこの問題が第2常置委員長から提案された。その結果、①の出願の時期、試験実施期日の繰り下げの問題については、共通入試の本質的問題に関わるものではなく技術的な問題であるので、実施に支障がないなら、正常な高校教育を確保するという見地から検討すべきであろうということが了解され、第2常置委員会で公立大学、私立大学の事情、入試センターの業務処理、各国立大学の第二次試験の処理期間等の諸要素を勘案し検討審議することになった。次に②と③の問題については、各大学が自主的に決定する問題であるが、②の二段階選抜については綿密な第二次試験実施のために人数を絞るのは止むを

得ないが安易にこれを行うことは避ける、また⑧の第二次試験の科目数については受験生の過重負担にならないよう配慮し、さらに来年7月の入試実施要項発表までに各大学で検討を続ける、ということが確認された。

なお、来る12月25・26両日実施される試行テストの具体的な事項については、来る11月21日および22日に文部省において入試実施担当者会議が開催されるので、その際に連絡し打合せたいと考えているのでよろしくご了承いただきたい。

以上の報告があったのち、次のような質疑があった。

- テレファックスの設置の問題であるが、これはどのようになっているのでしょうか。
- 本年度設置する経費については、既に6月に各大学へ配分している。なお、各大学の入試実施担当者には、電報電話局とも連絡をとり、テレファックス番号を大学入試センターへ通知されるよう依頼してある。来年度以降からはこれの基本料金を計上して、各大学へ配分することとしている。なお、試行テストの場合のテレファックス設置は国立大学と大学入試センター間のことであるが、54年度以降の実施については、公立大学と当該国立大学間および国立大学の中での離れた試験場との間に設置することを要求している。この数は約640台位であり、1カ月の臨時設置である。
- 共通第一次学力試験の成績を受験生に教えないということだが、その理由はどういうことか。
- 第一には、共通入試は一次、二次合わせての学力検査であるので、その成績の中間発表

はあり得ないということである。第二には、成績を発表すると、国が受験生の序列化をコントロールすることになる。第三には、成績を発表すると受験産業がこの資料をまとめ、それによって高校の序列化や大学の格差が明らかにされ、受験戦争をあおる結果となる。

以上をもって大学入試センターからの事務連絡を終り、ついで丁子事務局長から総会の際における文部大臣の挨拶の内容と懇談事項について紹介があった。

このあと、この事務連絡会議の運営に関し、単に総会の協議内容を伝えるだけでなく、事務局長の意見が何らかの形で国大協に反映されるような場にもなるよう考慮してはどうかとの意見提起があった。

最後に、次回第62回総会の日程について、紹介があり、閉会した。

## 第1 常置委員会議事要録

日時 昭和52年10月24日(月) 13:30~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 北村委員長  
竹内、前田、山田(伴)、金勝、大山、館、橋爪、脇坂、山田(敏)、須田、小坂、平木、武谷、井上、蟹江各委員  
下沢、白田、安盛、高田各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のおり挨拶があった。

本日の案内では「大学院問題について(総合大学院)」だけを予定していたのであるが、専門官制度の問題が急に動きだし、これについて第6常置の方から合同の検討申入れがあった。そこで、これについての対処の仕方もご協議をお願いしなければならないが、まず、総合大学院の問題について、神戸大、岡山大の順に、そ

それぞれの設置構想の要点につき説明をお願いする。

## 國議 事

### 1. 大学院問題について（総合大学院）

(1) 神戸大学大学院設置計画について、須田委員より資料をもとに次のとおり説明があった。

神戸大学では、この大学院設置計画にもとづき前年度・今年度の概算要求をだしている。ところで、この計画の前提にあった第1の視点は、戦後の大学の変容である。

わが国の大学が戦後において数量的に膨大に変容したので、このことに中心をおいて大学院問題を取り上げていこうということになった。この変容が入試をはじめ大学の内容にも影響をもたらすようになったので、この構想は、従来の大学院とは異なる大学院構想を考えようというところから発想している。したがって、この発想自体は、積み上げ方式が認められないから総合方式という考えはとっていない。はじめから総合大学院構想に立っている。

第2の視点は、研究者養成の現状分析である。それは、文科系約3万人、自然科学系約5万人の研究者が国立大学におり、約8万人の民間研究者がいるという現状がある。このような状況に関して、国立大学としては、これら8万人の民間研究者に対する考慮もはらう必要があるということである。

第3の視点は、神戸大学自身の状態も考えるべきであるということである。神戸大学は、いわゆる旧制大学（以下古い大学・学部という。）といわれる新制大学（以下新しい大学・学部という。）とが混在している中間的な大学のうちの一つである。すなわち、経済・経営・法学部は古い学部組織であるが、自然科学系の学部と

教育学部は新学部の編成になっている。そうして、教官および講座組織に対して学生だけがやたらに多いが、これも新しい大学・学部の特性といえよう。このような状態の中で、古い大学・学部がとっている教育方針を踏襲していくことは、物理的にも不可能である。そこで、新たな対応を考えなければならなくなった。

次に、神戸大学の置かれている地理的状态がある。京都・大阪までの所要時間が約1時間であるので、京都大学や大阪大学と同じ考えをとっても意味がない。

さらに、神戸という地方都市がもっている体質も考慮していかなければならない。そこで、これらのことを集約して、設置計画の目標になったことは、従来のように学問の深化ということもできるし、また、総合した（あるいは学際性の）学問もできるというように、複合領域の問題の知識を与え訓練ができるような体系化をしたいということが、全体構想の理念であった。

#### （総合化実践の理念）

以上のような実践理念を具現していかなければならないのであって、この計画は3年の博士課程に中心をおいた、5年一貫の独立大学院を構想している。

なお、医学については、別に修士課程の検討をすすめているし、また、教育学については新構想の教員養成大学院大学の設置が予定されているので、それとのかかわりで考えることにすると、ここでは、自然科学総合研究科と文化学総合研究科の二つについて説明することにした。

この二つの総合科学を考えた背景には、教養部教官が正式の学生をもちえないという問題の解消ということもある。そこで、自然科学、文

化科学のいずれも学部依存しない形をとることにした。それには、まず全学部（教養部を含む）の教官の研究分野をばらばらにして、再編成することを考えた。そうして、その再編成の際に、いずれの研究分野も同等の扱いをして、この大学院設置計画の形をとることにした。

以上のことを前置きののち、資料をもとにして自然科学総合研究科、文化学総合研究科の専攻の群の構成と内容、総合プロジェクト（自然科学）、総合コース（文化学）、自然科学情報センター、学生の教育方法、総合研究科の管理運営組織等について詳細な説明があり、さらに研究経費について次のことが述べられた。

これまで説明したような大講座をつくった場合の教官当積算校費（52年度）は、博士課程非実験 1,665千円、実験講座 6,515千円である。このほかに文部省には講座外の積算単価がある。それによれば、教授の非実験890千円、実験3,380千円、助教授非実験 490千円、実験 2,020千円、講師の非実験 295千円、実験 1,222千円ということになる。そこで、これをもとにして、大講座の計算と現在の各学部の教官が受けている積算校費を計算し、その差額になる額が、この大学院の教官当積算校費という形をとっている。これによれば、文化学では 52,000千円、自然科学では約300,000千円という額が研究経費ということになる。（これはお茶の水大、静岡大と同じ形の計算である。）

ただ、設備、建物については基準がなくて困っているが、設備については3～5億円、建物についてはこの規模の自然科学研究科の設置には1万㎡の建物面積が計算上でてくることになる。

(2) 岡山大学総合大学院構想について、小坂委

員より資料をもとに次のとおり説明があった。

岡山大学では、創設当初からの特徴として理学部を中心とする理科系の学部の充実に重点をおいてきた。そうして、大学院については、工学部・農学部は講座の構成等からして、単独で博士課程を設置するには問題があるということから、当初は中・四国連合大学院の構想の中で創設を考えてきたという経緯がある。このようなことがあって、大学院本来のすがたからすれば、基礎科学的な問題を中心とした大学院問題を考えなければならないということになり、とりわけ、理学部にあっては、資料「理系学術研究科構想」の冒頭にも述べてあるように、昭和39年に修士課程設置以来すでに13年を経過し、かなりの充実がみられるということから、これを中心とした総合大学院構想を鋭意検討しているところである。したがって、岡山大学における大学院の状況は、理学系を中心とする理系学術研究科を考えること、それには、まずその骨子を立てて、それに関連する学部の協力をえて総合大学院を創設するという構想である。このような構想の狙いのなかからでてきたのが資料「岡山大学総合大学院構想」である。

この構想は次の項目から構成されている。

1. 基礎科学振興の重要性
2. 現在の大学院博士課程の問題点
  - (a) 基礎科学の進展と大学院博士課程の果すべき役割
  - (b) 博士課程の有無による大学間格差を是正すること
  - (c) オーバードクターの問題
3. 新設大学に博士課程大学院を設置することの必要性
4. 博士課程大学院の具備すべき条件
5. 講座設置の判定基準と存続期限

## 6. 研究科の編成

- (a) 組織について
- (b) プロジェクト研究について
- (c) 岡山大学大学院の編成

## 7. 教育と学位

- (a) 教育のねらい
- (b) 学位

## 8. 新設にともなう必要措置

そうして、この考えの中心になる理系学術研究科の構想の特徴は、次のようになっている。

### 1) 基礎理学専攻の一専攻のみ

この研究科の中心をなす基礎理学専攻の一専攻のみを、まず設置する。そうして、基礎理学という共通の場の中に制度上の専攻の壁を置くことをやめ、本人の能力・適性に応じて弾力的に研究指導が受けられるようにする。

なお、研究・教育組織として、数理科学を第1群、エネルギー及び物質科学を第2群、生命及び環境科学を第3群として分ける。しかし、この区別にこだわらないで研究指導のほか、プロジェクト研究その他研究協力の弾力的運用を可能にする。

### 2) 学部、学科、講座等の枠にとらわれない教官組織

従来の学部、学科、講座等の枠にとらわれないが、当面は、理学部各学科、界面科学研究施設、臨海実験所ならびに本学の温泉研究所の理学部門の教官が参加する。

### 3) 研究グループ方式による研究組織

基礎となる単位は、別表にあるように研究単位であって、これが大講座に相当する研究グループとなり、この研究グループが集まって群を編成する。しかし、群の間に

は弾力的な運用を考えている。

### 4) 開かれた大学院

この研究科は、修士課程を終えた者だけでなく、地方大学の特徴として企業において研究に従事している者あるいは従事しようとする者で、基礎的研究の意欲がある者にも門戸を開くことにしている。

### 5) 客員教授制度

特色のある研究の推進またはプロジェクト研究の成果をあげるため、客員教授の制度を設ける。

このような構想のもとに、研究単位、研究グループ、専攻、総合プロジェクト等の研究組織を設ける。

次に、学生定員であるが、修業年限3年のみの博士課程で、各研究単位ごとに1名および職業人受入れのための5名で、合計38名を入学定員とする。

なお、理学部、大学院修士課程との関係であるが、新しい博士課程は既設の施設の基礎の上に設置せられるべきもので、互に無関係ではなく、相互に協力し合って教育と研究に努力するという姿勢になっている。

将来は、この研究科を総合学術研究科に発展させることを目標にしている。そうして、それには共同利用研究機器センター等の設置、研究用図書、資料の整備が必要である、ということである。

### (3) 新潟大学大学院自然科学総合研究科（博士課程）設置構想について、委員長より次のとおり説明があった。

詳細な説明は時間の関係で省略するので、配付資料によりご理解をお願いするが、新潟大学では理、工、農学部が中心になり、医、歯学部

が協力講座という形で参加するという形をとっている。そうして、これに教養部にも可能な限り参加を呼びかけ、全学的組織からなる総合大学院の研究教育体制を形成する。

次に、研究科の構成としては、物質科学専攻、生体科学専攻、生産科学専攻および生物・地水圏科学専攻の4専攻を置くことにしている。

教官組織は現在の修士課程の教官の殆どが参加することになっている。

なお、新設は博士課程と修士課程との差に当たる面積を総合して設けるということであるが、予算は、いずれの大学も慎重に上手に立てないと、大講座として積算されるおそれは十分ある。

以上をもって神戸、岡山、新潟大学の各大学諸構想についての説明を終り、これに関して主に次のような問題点をあげながら意見が交された。

- 博士課程の設置についての文部省の最近の考えは、従来のように、ただ「慎重に検討する」という態度からやや前向きの姿勢に変わりつつあるような感触がある。そうして、大学院問題懇談会の原案がまとめ次第、国大協にも協議をした上で、答申がでるように取り計らうことにするということである。なお、この答申は来年3月までにはだしたいとのことである。
- 現在、総合大学院についての概算要求がだされているところは新潟大、金沢大、神戸大、岡山大で、そのほかに計画がすすめられているのは千葉大、横浜国大、鹿児島大という状況であろう。なお東大では資料にもあるように、物理・生命・情報・人間科学につい

て、従来の博士課程ではやれなかった領域を、既存の博士課程を総合してやるという構想があるが、昨年、調査費がついたというだけで、それ以上の進展はみられない。次に、九大でも学際的な分野を総合的にやろうという考えのもとに検討がすすめられている。

- いわゆるオーバードクターの問題が博士課程大学院の門戸を拓けるのを妨げている大きな要因となっているが、これに関し本委員会では先般提出の「大学院問題に関する要望」において、従来のいわゆる「博士」という概念を新たな理念の中で見直さなければならないことを提言している。それで、いわゆる新設大学に博士課程を設ける必要があるという意味を、理論的に展開する必要があるが、これについては、専門委員会の方に、その原案作成をお願いしたい。このことは、いずれ大学院問題（総合・連合を含む）についてのまとめをする場合の前書きに必要な問題である。
- 総合大学院の「総合」という理念についてであるが、総合には二つの考えの形がある。一つは、強い柱を中心に総合していくき方と、もう一つは、全体の科学を統合していく考え方であって、この二つには多少の違いがある。さき程の説明では、岡山大学では連合構想と総合構想という二重構造の問題があり、あるいは神戸大学ではすでにある医学部の博士課程と総合構想との関係がどのようになるのか、という問題がある。この総合構想については、現実の社会に対して必要な総合なのか、学問そのものの理念による研究体系として総合していくのか、ということが明確でないように思える。
- 神戸大学では、いま計画をすすめている大



学院を、まず核として設置し、その核に結び付く教育の場としてのプロジェクトをどのように考えるかという考えである。そこで、医学部も教官単位としては入ってくる。そうして、経済、経営学部も、いまからこの構想に入ることに危惧があるが、この大学院が設置されたら入りたいと言っている。したがって、この構想が総合大学院の第一歩であって、その上で本来の意味での総合された大学院を創設するということである。

- 新潟大学では、医学部、歯学部の既存の博士課程は従前どおり存続させ、ただ、教官は協力講座という形で参加することになっている。
- 岡山大学では、工学部、農学部はそれぞれの特性をいかした博士課程を設けるとすれば、大きな流動性のある構想を狙いたいという熱望から、連合大学院構想をもつことになった。しかし、大学全体の構成からして最も大きくしかも充実していると言われるのは理学部であって、ここでは、博士課程は単なる修士課程の積み重ねでは意味がないので、理学部を中心にして、その周辺の諸科学も含め、在来の講座の枠にとらわれない新しい博士課程を設けようというのが、この構想である。なお、人文・社会系がいずれ拡充改組したのちは、さらに大きな総合を考えようということである。
- いずれの大学においても、大学院は総合を選ぶか、連合を選ぶかの問題がある。この問題はいずれはそれぞれの大学で結着を迫られる問題であろう。
- 新しい大学でもドクターをもつべきであるという理論立てをせよということであるので、それを考える上での素材を提供してほし

い。そもそも大学はドクターコースまであるべきだと言えば、それで事足りるのであろうが、ドクターに対する認識は学問分野で相違があり、また、潜在的な問題としては大学の格差の問題にかかわりをもたせて議論されている問題もある。さらには需要と供給の問題もあって、一般社会からのドクターに対する認識の問題もある。

- わが国におけるソシアルニーズの問題のほかに、発展途上国の方から教官が非常に不足しているので、これに相当する研究者を日本で養成できないものであろうかという問題の投げ掛けがある。そうして、これにははドクターの称号がほしいということである。これらの問題を考慮すれば、ドクターコースの問題は学位の問題も含めた国際的な問題として考えなければならないであろう。
- 国際的な問題としては、さきに、イランの方から、わが国に医学修士教育の申入れがあった。ところが、最近聞くところによれば、その計画が変更になり、わが国から頭脳輸出をして、向うで教育をするというように問題が再燃しているようである。また、わが国においても医学修士課程設置の動きがあり、この問題については来月14日に開催される医学教育特別委員会に、文部省から出席願ひ説明していただくことになっている。
- 発展途上国の問題は、ここでは別に考えた。ところで、博士課程にはその設置状況に問題があると思う。それは、25年から34年まで国立25、公立8、私立32の設置が認められ、35年から49年までは国立2、公立10、私立52となっている。これによれば大学設置審議会は、私立と公立にはたやすく設置を認めるが、国立にはこれを仲々認めない。これで

果してよいのであろうか。国立大学に博士課程が仲々できないことは、世間一般に国立大学の施設や内容が公立、私立に劣るのではないかという印象を与えることにもなる。

- この博士課程設置の問題には、オーバードクターの問題や、公・私立大学との関係とかの問題もあるが、それとは別に基本的な問題として考えてもらわなければならない。
- 論文博士のあり方にも問題がある。現実には博士にも論文博士と課程博士の2種類があるのだから、人文・社会系でも学術博士を大いに取り入れ、学術博士が博物館、新聞社その他高度の学問的知識を必要とする職場で活躍したのちに、論文博士で文学博士をとるということになってよいと思う。
- 連合大学院ができるとう論文博士は制度上むずかしいことになる。指導した教官が論文審査するということになり問題がある。それらの点も含めて連合大学院、総合大学院のメリット、デメリットを検討し、さらに既設の大学院の問題も含めて国大協としてまとめる必要がある。
- 総合大学院構想で心配になることは、連合大学院と同じように、予算的に安上がり博士課程が設置されることにもなりかねないことである。その点について概算要求の上で十分留意されなければならない。もう一つの問題は、文部省にピークのものについてだけ認められることにならないかということである。国大協としては一般的・普遍的な問題として考えなければならないので、修士課程の充実されたものについては前向きの姿勢で認められるように努力しなければならない。この二つのことは了解しておきたい。
- 総合大学院構想では、事務官についてはど

のような考えがあるのであろうか。

- 事務官についても要求はだしてある。ところが、概算要求のとあった前例では、事務官はすべて振替えになっているし、基準が明らかにされていない。
- 事務官については、旧大学でも大学院はできたが、事務官が付いていないということで困っている。ただ、事務官の問題には運営上の問題や事務の合理化という問題も考えなければならない。
- 総合大学院についてのこれまでの論点をまとめてみれば、法制上には大きな問題はまずない。問題として考えさせられるのは、やはり予算、施設および事務官の問題である。第1常置としてはこれらの問題をよく踏まえ、連合・総合を含めて推進する方向でまとめの段階に入ることにしたい。

## 2. 専門官制度について

初めに委員長から次のことが述べられた。

この問題は、すでに2年程前に第1常置である程度までの検討が行われた問題であるが、今回は第6常置の方から合同の委員会を設けて検討したい旨の申入れがあった。その問題点は、特殊な研究をもっている旧設大学の理工系に多い。それは同じ大学の卒業者でありながら、同じ大学の研究の場において、教官と技術員というように異なる処遇の格付を受けるという問題があることと、もう一つは、技術員の待遇がよくないので、優秀な人材が民間に流出し大学に残る者が少ないという問題がある。そのようなことから、文部省においてもこの問題の解決にのりだし、新たに専門官制度というものを設ける方法によって処遇の改善を図ることを人事院に要望したということである。

第6常置では、毎年提出している「予算に関する要望書」の中で、教育研究補助職員の処遇の改善について要望してきたが、これの早急な実現を図るためには具体案が必要であろうということになった。しかし、この問題は単に給与改善だけで解決される問題ではなく、基本的には組織・制度の問題にもかかわりがあるので、第1常置と合同で検討したいという申入れとなった。

ところで、この技術系職員の処遇改善について、当委員会で討議してきた経過について述べると概ね次のようなことである。すなわち、大学の中に教官系と事務系のいずれにも属しない技術系ないしは研究系の新たな職種を設けることはできないかということである。これについての問題点を、さきに第1常置で検討した際には、この新しい職員集団の意思を、大学の管理・運営にどのようにして反映させるかということで議論が行き詰りになった。今回は、この課題を、第6常置と合同の小委員会を設けて検討するわけであるが、第6常置の方の小委員は、和田（東北大）、蓼沼（一橋大）各委員および高梨（信州大）、慶谷（東工大）、吉田（東大事務局長）、佐藤（東工大事務局長）、荻原（東大庶務部長）各専門委員の7名である。第1常置からもほぼ同数の小委員をだすことにしたい。

これに関して次のような意見が交された。

- 技術研究専門職というのは、具体的にはどのような内容の仕事をしている者を対象に考えているのかよく分らない。教授に相当する技術研究専門職を置くということであるが、技術研究なら教授がすればよい。また、技術専門職なら技術だけやればよい。それを技術

研究専門職としてわざわざ別の職種を新たに設けて問題を起こすことはないと思う。

- この問題の対象になったのは教務職員と技術職員である。この二つは行政職の扱いになっているが、管理職手当がつけられる仕組みにはなっていない。したがって、ある年限に達すれば俸給が頭打ちになるので、大学に見切りをつけて民間に出ていくという実情がある。そこで、考えられたのは、教官の職務の表現には研究と教育という言葉があるために、別扱いとして教特法が適用され、教育職の俸給が与えられている。そういうことであれば、技術職員を研究専門職というように職名を変更すれば、教特法が適用され、教育職の俸給表が適用になるのではなかろうかということであった。事実問題としても技術職員は現に高度の技術研究を行っているのではないかということである。
- 高度の技能者は昔から大学にいた。文部省が今度考えている専門官というのはそのような者を対象としていると思われるが、そのような方針で進めるのがよいと思う。技術研究専門職をつくり、これを教官待遇にすることなど検討しだしたらきりが無い。要は給与改善ができればよいのではないか。
- 給与の点だけではなく、身分の点も改善しないとよい人はこない。

概ね以上のような意見交換があったのち、丁子事務局長より、この問題に関係する各方面からの意見を収録した資料の説明があり、さらに、この問題については科学技術庁においても検討がすすめられていること、また人事院は大学の方で、何等かの案をまとめてくれれば検討しやすくなる、という意向である、というこ

となどが述べられた。

ついで委員長より、第6常置との合同小委員会に参加する委員として、前田、山田(伴)、山田(敏)、武谷各委員および下沢、高田各専門委員を小委員に指名した。

## 第1常置委員会議事要録

日時 昭和52年11月16日(水) 12:00~13:00

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 北村委員長

竹内、前田、山田(伴)、大山、斎藤、館、橋爪、脇坂、須田、小坂、平木、武谷、井上、蟹江各委員

北村委員長主宰のもとに開会。

### 議事

#### 1. 大学院問題について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

このたび国大協会長に対し、次の3つの要望書の提出があった。

①農学系連合大学院設置準備委員会から、連合大学院設置の推進について

②中国・四国地区国立大学長会議から、修士課程の整備について

③工学系連合大学院創設準備委員会から、連合大学院の創設について

このうち、農学系はすでに提出している概算要求(創設準備費)を是が非でも通したいので、国大協においても何等かの措置を講じられたい、という趣旨である。

ところで、この連合大学院問題について第1常置で検討したところ、概算要求の額が低いこと、さらには予算分配の方法、専任教官が2~3人程度にすぎないこと、助手も連合大学院では教授になれること等、今後なお詰めなければならない問題があるので、それらの詰めを準備

委員会の方に申し入れたところ、創設準備費が付いた後も具体的な詰めの検討をするという状況になっている。

そこで、この問題にどのように対応すればよいのか、意見を伺いたく、急を要することもあるので、取り急ぎお集まりをお願いした。

以上のような経緯が述べられたのち、各委員から次の意見が述べられた。

○ 大学院問題については、いま、第1常置で検討がすすめられている。そこには農学系連合、工学系連合ならびに総合大学院構想が提起されている。ところで、国大協で要望をだすとすれば一般的な意見でなければならない。個々の要求についての見解をだすべきではない。

○ 今回の要望のうち、教育学系と工学系の方は、地方大学の充実という観点からして、博士課程は是非とも設置されなければならないが、現時点で国大協としても、いま直ちにこれを推進してもらいたいということまでは考えてはいない。しかし、要望書に示された意見をもっていることは十分理解されたいという意味であろう。ただし、農学系については農学の特性ということから広い範囲を対象にして努力され、全国組織を1本化した博士課程の設置を目指して概算要求がだされている。これは農学をもっている殆どの大学が農学の特性を重視し、挙って連合大学院を推進し、単に学位審査権をかちとるということではなく、それぞれの研究と教育の分野において、足りない面を相互に補っていかうという強い要望の中で、概算要求が確認された。このような確認の中でだされたこの要望は、全国的組織の可能性のあるものとして取り上げ

られるであろうということである。そうして、文部省においても、このような考えからの構想が理解され前向きな姿勢ですすめられている。言うまでもなく、この構想にはまだ詰めなければならない幾つかの問題がある。それらの問題は、創設準備費が付いた後も、引き続き具体的な詰め作業が行われることになっている。このような状況にあることを理解されたい。

○ いわゆる新制大学のこれまでの発展過程をみるに、30年前と現在とでは格段の差がある。いま連合大学院としてスタートしても、10年ないし20年後にはそれぞれの大学が総合大学院として独立していく可能性がないとは言えない。そのような発展の可能性も考えられるのに、幾つかの大学から単独であるいは連合して要望があったから、国大協はそれを受けて推進しなければならないのかどうかという問題であろう。

○ 農学系連合大学院は農学の特殊性にもとづく全国組織の大学院であるので、個々の大学の個々の要望とは異なる。

○ 国大協には多くの大学やその他からもいろいろの要望がだされている。農学系連合大学院の要望は、すでに概算要求として具体化している要求について、その推進の要望である。しかし、国大協としては、それらとは無関係に、全国立大学のレベルアップという見地から第1常置の見解をまとめてだすべきであろうし、それによっても、この要望の実現には十分間に合うのではなからうか。

○ この問題は、創設準備費が付けば農学系では、それから何年かかけて実現に向けての具体的な問題の検討に入るという姿勢であろうし、創設準備費が通った段階で事が終るとい

うものではない。したがって、国大協として、概算要求についての要望をだすという性質の問題ではないように思う。

おおよそ以上のような意見が述べられたのち、農学系連合大学院創設準備委員会からだされた要望について、第1常置として、いま直ちに措置をとることはしない。前回申し合わせた予定に従って今後の作業をすすめることになった。

## 第1常置委員会議事要録

日時 昭和52年12月12日(月) 13:30~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 北村委員長  
竹内、山田(伴)、金勝、川上、館、脇坂、山田(敏)、須田、小坂、井上、磐江各委員  
下沢、白田、福与各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のような挨拶があった。

大学院問題については、これまでに連合大学院および総合大学院について、その構想の説明を伺ってきたが、本日は大学院問題懇談会へ提出する要望書の原案(配付資料)についてご検討をお願いしたい。なお、この原案は、草稿を白田専門委員にお願いして、それを委員長がまとめたものである。

### 議事

#### 1. 大学院問題のまとめについて

まず要望書原案の朗読があり、続いてこれの検討に入り、次のような修正意見の交換が行われた。

○ オーバードクターの問題であるが、これについて、この案では「現在の博士課程大学院

が推移する社会的要請に柔軟に対応することができない」というような取り上げ方をして  
いるが、この点はどうかであろうか。

○ その点は、もっと厳しく指摘してもよいの  
ではないだろうか。

○ 国大協からこれまで2回にわたって、次の  
ような趣旨の要望書を提出している。

(1) 51年11月5日に提出した要望書では、51  
年3月に発表された高等教育懇談会の「高  
等教育の計画的整備について」の報告書に  
おいて、高等教育の計画的整備の基本的な  
考え方が、大学教育の質の内容よりもむしろ  
進学者の増加に対して、どのように対応  
するかという量的な面に重点が置かれてい  
るので、この点を指摘して、大学院問題は  
量的な観点から取り上げるべき問題ではな  
く、我が国の高等教育の質に関わる問題で  
あり、またいわゆる新制大学自身の教育の  
内容に深い関わりをもっているものである  
ということを視点にした具体的な要望を行  
った。

(2) 52年2月23日の要望書は、主として博士  
課程について要望したものである。その要  
点は、いわゆる旧制大学のものも含めた全  
般的な博士課程の考え方について、例えば  
大学院設置基準の制定によって大学院の目  
的が従来の業績中心から能力中心に移行し  
たにもかかわらず、国の対応は、そのよう  
な設置基準を設けておきながら、博士課程  
に対する意識は旧態依然として変わらず、オ  
ーバードクターの問題などに対する対応の  
仕方においても、その基本的な考え方に問  
題があるので、その点を指摘して、社会情  
勢に対する新しい分野の研究領域に対する  
人材の形成をなすべきであろうということ

を要望したものである。

以上のような経緯があるので、今回の要望  
書については、研究ということを中心におい  
て、連合大学院あるいは総合大学院の構想を  
もつ新しい研究分野および基礎科学に対する  
本格的な取り組み方をするということを経盤  
にした要望書として提出したい。

○ オーバードクターの問題については、企業  
の側から博士課程修了者の採用を拒否する  
というかたちが非常に多い。これの原因につ  
いては、例えば年令を取り過ぎているとい  
うことや、専門職としての色合が過ぎている  
というようなことがあるようである。

○ オーバードクターの原因については、研究  
指導の体制ということも考えなければなら  
ないであろう。1対1の指導でなくて、例  
えば連合大学院の場合のように多元的な教育・研  
究という状況になれば変わってくるのではな  
からうか。

○ 社会的要請ということがしきりと述べられ  
ているが、これは社会的要請に応じて、新し  
い連合大学院あるいは総合大学院を設けてこ  
れに対応すべきであるということと言わんが  
ためのものである。もし、そうであるとす  
るならば、現在の既設の大学院のあり方を社  
会的要請に応じて変えたらよいということに  
なりはしないであろうか。

○ 昭和35年段階では、文部省はいわゆる新設  
大学には修士課程を設けないという方針であ  
ったが、38年になって突如としてこの方針を  
変えて新設大学に修士課程を設けることを認  
め、41年までに多くの新設大学に修士課程が  
設けられ、今日のように修士課程が普及する  
段階に至った。それと似たような状況が今日  
博士課程について起こっているように思われ

る。

○ そのような歴史的なこともあるが、中教審の考え方も文部省と同じようであって、これには国大協は批判的であるのは今も変わらない。しかし、現実には、修士課程が各大学に設けられていて、博士課程の設置の期は熟していると思われるので、この際、博士課程設置に対し否定的な考え方は止めてもらいたいと思う。

○ 社会的要請という文言を大学の要望書に使うてよいかどうかということが問題である。大学が社会的な要請にふりまわされるのではなくて、大学が社会的要請をつくり、指導する立場にあるのであるから、この文言は適当ではないのではなかろうか。

○ 社会的要請という文言が問題であるのであれば、現在の大学における博士課程大学院が、推移する価値観に対応することができないというように論じた方がよいのではなかろうか。

○ 社会的要請の点は、今回の要望書として、どのようなことを要請すればよいかという出発点に戻って考えてみてはどうであろうか。

○ 以前に高等教育懇談会が数値を入れた答申をしたことがある。このたびも、あのような形で大学院の設置に対して規制されては困るということから、これに対応するために十分検討して、大学院問題懇談会に申入れをしようということ、この要望書の作成に着手したわけであるが、懇談会のその後の様子は一向に進展していない。しかし、いずれ近い中に総括的な答申を出すものと思われるが、やはり、この答申も具体的なことには触れず、博士課程設置については慎重に臨むべきであるというように、これまでの繰り返しのよう

なものになるであろう。そうだとすると、この原案に書かれているようなことは懇談会に申し入れるのではなくて、文部省に言うべきことではなかろうか。むしろ懇談会を相手にするよりは、懇談会の答申が出されたのちに、文部省に対して要望すべきものであるようにも思われる。

○ 具体的なことは、要望書の中で述べる必要はないかもしれない。しかし、国大協で大学院問題を検討しているということは、いわゆる新制大学にもこのような新しい大学院構想が生れてきたので、この点を十分勘案し、旧来の大学の大学院だけでなく広い立場で大学院を設けてほしいということであるから、今回の要望書はその趣旨を繰り返して述べるだけでよいのではなかろうか。

○ 今度提出する要望書については、連合大学院、総合大学院のすべてのものにわたって要求しようとする、要求の主旨が薄らぐ恐れがある。そこで、総論として、いわゆる新制大学にも大学院をおいて、それを充実していくということに焦点をおき、各論では、実現の可能性あるものから、取り上げていくべきであるということを中心とする方が効果があるのではなかろうか。

○ 現段階では、具体的な内容について懇談会に要望するものではないと思う。国大協としては、まだ新設の大学に置かれる新しい大学院のあり方について、これがどうあるべきであるかというような基本方針については何も論議をしていない。ただ、多くの大学からいろいろな構想が出されているので、それをバックアップしようということである。しかし、国大協として懇談会に対応するには、筋としては、基本的な理念をふまえてのもので

なくてはならないのではなからうか。

- 懇談会に要望するものと、文部省へいうべきこととは、分けるべきであると思う。懇談会にいうべきことは、新制大学にもドクターコースを設けるという方針を打ち出してほしいということであり、もう一つには、旧来の大学院をそのままに放置してもらっては困るということであろう。そうして一方、文部省に対しては、大学院の設置構想が、それぞれの大学から申請されるであろうから、これについては前向きに検討すべきであり、予算措置等においても偏見を持って扱うべきではないということ述べればよいのではなからうか。

それから、国大協としては、連合大学院および総合大学院についての検討結果をレポートとして出すということにしてはどうであろうか。

- 懇談会の答申がどのようなものになるのかわからないが、新設大学がいかに苦勞して博士課程設置を期待しているかということ、また、いわゆる旧制大学においても大学院についていろいろと苦勞しているということに対して、懇談会が前向きに考えてほしいということは述べておくべきであろう。

以上のような意見の交換があったのち、原案の修正箇所を検討した結果、訂正文のまとめについては委員長に一任することとし、これを次回の理事会に諮った上、大学院問題懇談会へ提出することとした。

## 第2 常置委員会議事要録

日時 昭和52年11月15日(火) 15:00~17:00

場所 学士会分館7号室

出席者 若槻委員長

山田、帷子、山本、市村、香月、福原、  
小山、久保村、五十嵐、榊、丸井、片山、  
深瀬、浅原各委員

肥田野、佐藤、猪岡、扇谷各専門委員  
(大学入試センター)

加藤所長、田保橋管理・事業部長

若槻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

昭和54年度より実施される国立大学の共通第一次学力試験に関し、その実施期日、二段階選抜、第二次学力試験の科目数等の問題について、各方面より要望があり、このことについて本日午前中の理事会において協議の結果、共通第一次学力試験実施期日の繰り下げのことについては、高等学校教育の正常化ということを考慮して、弾力的に考えざるを得ないということになり、その具体的なことについては、第2常置委員会で検討すべきであろうという結論になった。そこで、早速、理事会に引続いて第2常置委員会小委員会を開き、その具体策を検討したが、これよりその検討結果および入試センターにおいて検討された案についても報告し、これについてのご意見を伺うことにしたい。

### 議事

#### 1. 共通入試の実施時期について

初めに委員長より次のように述べられた。

共通入試の実施に係る問題や第二次学力試験の科目数の問題は、各大学がそれぞれに検討した結果決定されたことであるから、これを早急に改めることはできないであろう。しかし、こ



れについては、前に入試改善調査委員会委員長から52年4月26日付で各大学へ要望している事項があるので、できるだけ、これに沿って実施されるように努力されることを期待する。

次に、共通第一次学力試験の実施期日の繰下げについては、先ほどの小委員会で次のような意見があった。

第一に、実施期日の繰下げについては現行制度を変えず、また私立大学への影響ということ を考慮すると、極めて限られた範囲の変更ということになり、せいぜい1月13・14日くらいということになる。しかし、これでも作業日数等から計算して、合格発表日は3月25日ということになるであろう。

第二に、高校側の要望に応ずるために、出願時には志望大学を書かないで出願させる。そうして、共通第一次学力試験の際、あるいは、その少し以前に、志望校を提出させるという方法をとる。なお、これについては、その可能性を技術的に入試センターで検討する。

次に、実施期日の繰下げを前提として、入試センターで検討した案は、次のようである。

出願期日	10月1日～15日
共通第一次学力試験実施期日	1月13日(土), 14日(日)
追試験期日	1月20日(土), 21日(日)
科目別の平均点の公表日	2月10日
第二次学力試験の出願期日	2月12日～18日
共通第一次学力試験成績の各大学への通知期日	2月27日まで
二段階選抜成績結果の学生への通知期日	3月4日まで
第二次学力試験実施期日	3月10日開始
合格発表期日	3月25日

なお、この日程については、もし各大学の第二次試験の処理期間が15日間くらいに短縮できれば、3月25日以前に合格発表ができ、私立大学側との関係は調整しやすくなるとのことであった。

次に、雪害の問題であるが、1月に共通第一次試験を実施する場合、雪害事故が多くなるのではないかということで、入試センターにおいて、各地の積雪の量について調査した。その資料(主要都市の積雪差30cm以上(前日差)を生じた年月日)によると、12月末から1月にかけては、雪による事故の危険性は免れることはできないであろうから、その場合は再試験を行うことにする。

なお、お手許に配付した高教組からの要望書では、共通第一次試験を2月上旬に延期するよう提案しているが、2月上旬実施では4月入学ということは不可能となるので、できる範囲で調整するより仕方がない。その他の5項目の要望については、経験を積んで改善するというところで各大学の善処を期待したい。

以上のような説明があったのち、次のような意見が交された。

- 第二次学力試験の科目の問題、二段階選抜の問題については、高等学校側からの要望もあったことであるので、もう一度、明日の総会において、入試改善調査委員会委員長から各大学へ出された4月26日付通知を再確認して貰うよう取り計らうとよいと思う。
- 総会では、実施時期の問題については第2常置で検討する、という話をするようになるが、余り具体的なことは今はいえないと思う。その他、足切りの問題や第二次試験の科目数の問題については、国大協のガイドライ

ンに沿って各大学でさらに検討されるよう要望することにした。

- 二段階選抜を行う場合に、現在のプランでは、入試センターから成績結果を受け取って、それを各大学から本人へ通知する期間の余裕はあるのであろうか。
- 入試センターのプランでは、各大学へ一番遅い場合でも2月27日（デッドライン）までには成績結果を届けるので、本人へ各大学から通知する3月4日（デッドライン）までには間に合うと考えている。もし、交通不便利な遠隔の地で心配があるのであれば、できる限り早く受験者のリストを入試センターに届けるようにされたい。そうすれば、先着順に、成績結果を早く知らせることができる。
- 第二次学力試験実施期日を3月10日として、合格発表日を3月25日とする案では、その期間については、現行と変わらないのであろうか。
- このスケジュールは現行のままである。ただし、大学として変更のあるのは、第二次学力試験の出願期日が現行では10日間であるがそれが1週間に短縮されることである。  
なお、第二次学力試験を実施してから合格発表までの期間を2～3日間でも短縮して貰えればと希望している。
- 第二次学力試験日の3月10日は、全国一斉にやるのであろうか。
- 第二次学力試験の開始日は全国一斉である。
- 大学内で問題であるのは、第二次学力試験実施後から合格発表までの日数であろうと思うが、私立大の関係等を考えれば、合格発表日をもう2～3日短縮できないものであろうか。

- 第二次学力試験については、科目数も少なくなったことであるから、幾分現行より記述式の問題が増えたとしても短縮できる可能性はあるのではないだろうか。問題となると考えられるのは面接を実施する大学の事情であらう。
- 国立大学の合格発表日を決めるについては、私立大、公立大にも事情があることであらうから、この方とも話し合う必要がある。
- 公立大学では、国立大学と全く同じようにしたいということであるが、一部の公立大学にあっては、国立大学の第二次学力試験期日より遅れて実施するところもあるようである。
- 第二次学力試験実施後から合格発表日までの期間の短縮の可能性について、各大学にアンケート調査を行ってはどうか。
- アンケート調査を行うとなると、その回答がまちまちになった場合に処理がむずかしい。
- 来る22日に文部省で入学主幹および入試担当課長会議が開催され、その際に文部省から、各大学が、この期間をどれだけ短縮できるかについての検討を依頼することになっているので、その資料を参考にすることもよいのではないか。
- 合格発表日を3月25日より繰り上げる必要があるのはどういう理由か。
- 私立大の事情は、現在入学料の納入期限が3月22～23日である。これについては、文部省の通達によって入学料の納入を国立大学の一期校の合格発表日（3月20日）以降まで待つことにした事情がある。それを今回の国立大学入試改善のために、私立大学がその影響

を受けてこれを変更しなければならない理由はないというのが私立大学側の立場である。そのような事情から、3月25日合格発表というのを2～3日でも短縮できないかということになったわけである。

- 本日は、今後の作業として、今総会を経て、その後各方面と折衝したのち、しかるべき時期に委員会を開いて、入試センターと協力して具体的検討をするということを決めておけばよいのではないだろうか。

以上のような意見の交換があったのち、関連して入試センターから、次のような報告があった。

今回、入試センターの制度外の制度として、高等学校側との連絡協議会というものを設けることになった。これには二つの部会があり、その一つは総合部会というもので、高校側からは校長、教育長が参加し、入試センター側からは入試センター所長、運営協議会委員（実施方法、教科各専門委員会委員長）、管理・事業部長等が参加する。今一つは、試験問題部会で、この部会は各科目別の15分科会よりなり、高校側からは各分科会に現場の教員が3名ずつ参加し、入試センター側からはセンター所長、教科専門委員会委員長、同各部会長等が参加する。このような組織を設けて、入試センターに関与するものは、入試センター側で処理し、国大協に関与するものは、入試センター所長を通じて連絡することにした。

次に、公立大学の協力問題についてであるが、公立大学は、この共通第一次学力試験を利用するという立場にあるため、試験実施の責任者は国立大学の学長ということである。しかし、試験実施上の便を考慮し、公立大学の関与

する部分は挙げて公立大学長に委託するという考え方となった。ところが、これは地方自治法に触れるという問題があり、この点を解消しなければならないという事情のため、急には処置できないことになった。このような事情から、試験実施の責任者は当初のとおり国立大学の学長ということになった。しかし、事故が起こった場合に限り、公立大学に関する部分は公立大学長にその処置を一任するというので、今回の試行テストは実施することになったので、ご了解を得たい。

そのほか、身障者の受験の問題であるが、出願時までに志望大学との間で受験の可否について折衝中の者は、「協議中」ということを届け出て、受験することができるようにしたいので、よろしくご承認を願いたい。

以上の報告があったのち、委員長より次のとおり提言があり、了承された。

入試時期の繰下げの問題については、今後、小委員会で検討したうえでさらに審議をお願いしたい。なお、小委員会の委員となっておられた香月委員が、本日午前開催された理事会において副会長に選任され、当委員会の委員を辞任されることになったので、小委員会のメンバーには代って山田委員（旭川医大）を委嘱したいので、ご了承いただきたい。

## 2. アンケート調査（再度）の結果について

このことについて扇谷専門委員より配付資料「大学の履修課程に関するアンケート（継続）結果の報告」をもとに、次のように説明があった。

去る8月末に実施した「大学の履修課程に関するアンケート（継続）」に対し、現在78大学

330 学部（回収率 88.6%）より回答があった。未回答の大学がまだ若干あるが、一応この段階で中間報告をまとめることにした。

これによると、提案Ⅰ（大学の卒業生または中退者で1学年に入学してきた学生に対する既修科目の単位認定を、30単位を超えない範囲で行うこと）については、その趣旨を大筋で賛成する学部は圧倒的多数（全体の85%）を占めている。これを上回って賛成する学部は、工学部、理学部および教育学部であり、逆に反対の平均（約1割）を上回る学部は、法学部、経済学部、医学部および教養部である。なお、単位認定の対象となる科目については、1位は一般教育、2位は外国語、3位は保健体育であって、基礎教育と専門教育を認定科目とする学部は少ない。

次に単位認定と修業年限との関係については、「1. 認定をうけた単位分だけ学習内容の充実にあてて、年限短縮と無関係とする」という考えに対しては、これを支持するものと支持しないものとは勢力伯仲している。「2. 入試を受けてくる以上、編入学生でないのだから修業年限の短縮と無関係とするのが当然」という考えに対しては、これも賛否ほぼ同数である。「3. 入試に合格した以上、編入学生とみなして年限短縮の可能性を開くべきである」という考えに対しては、支持者より反対者がやや優位を占めている。「4. 単位認定に応じて修業年限の短縮を考えよう」という考えに対しては賛否伯仲している。

なお、大学を卒業または中退して入試を受け入学してくる学生は、この5年間に全体の学部のうち53%に当たる174学部が存在している。学部種別にみると、ほとんどすべての学部に及んでいる。しかし、入学者実数に対する当該学生

数の割合からみると、医学部、歯学部が8~6%（52年度）であるのに対して、他の学部は多い場合でも1%に満たない。

次に提案Ⅱ（3年修了時に優秀な学生には大学院受験資格を与えること）については、博士課程をもつ大学院研究科、修士課程のみの大学院研究科、および学士課程のみの学部に分けてその意見の傾向を検しても、大きな差異がみられず、いずれも、考慮すべき事項の順位として、1位が「4年次における卒業研究の重視」、2位が「学部4年間の広い基礎学力の重視」、3位が「3学年終了時における学生の優秀性の判定基準」、そして4位が「現行学部及び大学院制度との抵触の恐れがある」となっており、これらは提案Ⅱに対する消極的事項である。

次の5位になって、修士課程のみの研究科が「研究者養成には能力に応じた教育を必要とするから、修業年限に差があってもよい」という項目をあげており、博士課程をもつ研究科は「学問の性質上、若い時期の創造的研究の重視」など、いずれもはじめて提案Ⅱに対する積極的事項を指摘してくる。これに対して、学士課程のみの学部は、5位にも「提案Ⅱの措置が一般教育の軽視、専門教育の偏重を助長する恐れがないか」という消極的事項を指摘している。

学部・研究科の一般論として、提案Ⅱに対する意見については、修士課程なり博士課程をもつ研究科は、いずれも、過半数が「要望する研究科（専攻）には、受験資格を与えるようにしてよい」と寛容な態度を示すが、研究科をもたない学部は、「いかなる大学院研究科であっても、受験資格を与えることは望ましくない」が首位を占めている。なお、学部・研究科としての一般論と違った少数意見については、数学関係の専攻が提案Ⅱに対して強い要望をもってい

ることが明確になった。

以上の説明について、次のような質疑があった。

- 単位認定について、保健体育では、理論と実習で、かなり異なった回答があったのではなかろうか。
- その点については、設問として触れなかったもので、よくわからない。
- この結果についての取扱いについては、どのようにするのであろうか。
- 提案（Ⅰ）については、賛成多数であるから、要望書のかたちで今総会に提案したいのであるが、間に合わないので、今回は結果だけを資料として報告する。そうして、次回の総会までに要望書を準備したい。提案（Ⅱ）については、一部で賛成があるだけであるので、要望書として提案するまでのものではないと思う。ただし、参考資料として残しておきたい。

## 第2 常置委員会議事要録

日時 昭和52年12月8日（木） 13：30～16：30

場所 国立大学協会会議室

出席者 若槻委員長

山田、帷子、山本、市村（代：岡本）、斉藤、福原、久保村、五十嵐、榊（代：横尾）、丸井、林、片山、深瀬、浅原各委員  
肥田野、安倍、佐藤、猪岡各専門委員  
（説明者）

加藤大学入試センター所長、田保橋管理・事業部長

若槻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日は共通第一次学力試験の実施期日の問題について協議をお願いしたい。なお、加藤入試

センター所長、田保橋管理・事業部長に出席を願っているので、関連する問題については説明を伺いたいと思う。

## 議 事

### 1. 共通第一次学力試験の実施期日について

まず、委員長より次のように経過報告があった。

共通第一次学力試験の実施に関して、全国普通科高等学校長会、日本教職員組合等より要望があり、これについて去る11月15日（火）の理事会および11月16日（水）の国大協総会において協議した結果、共通第一次試験実施の日程繰り下げの可能性について第2常置で検討することの委託を受けたので、その検討の資料を求めため早速各国立大学に対し「共通第一次学力試験実施に伴う第二次試験の処理日数」の検討を依頼し、その回答を求めた。その結果をまとめたものがお手許に配付した資料で、これによると第二次試験より合格発表までの最小限の日数（第二次試験初日の翌日から起算）は最短は5日、最長は17日となっており、15日以上ものが16大学ある。この結果を踏まえて、共通第一次試験の日程繰り下げについて先程小委員会で検討し、その意見をもとに一応次のような試案をまとめた。

	共通一次	二次試験	合格発表	問題点
原 案	12/24・25	3/ 3	3/20	
新聞案	1/13・14	3/10	3/25	
第1案	1/13・14	3/10 →3/ 8	3/27 →3/23	私 大
第2案	1/ 6・ 7	3/ 5	3/22	正 月
第3案	1/ 9・10	3/ 6	3/23	試験場

（注）「原案」は入試実施要項に記載されたもの。「新聞」は文部省の改正試案として新聞報道されたもの。「第1～第3案」は小委員会の試案。

なお、小委員会における審議の過程で留意し

た前提条件は次の諸点である。

- (1) 各国立大学へのアンケートを整理すると、第二次試験初日の翌日から合格発表までの期間を17日間必要と回答を寄せたのが7大学あり、これはそのまま受け止めざるを得ないので、試案作成の過程では、一応この期間を一律に17日間と見込んだ。
- (2) 私立大学の入試スケジュールを乱さないという入試改善会議の方針を極力尊重した。私立大学の中には実際に4月1日に入学式を行うところもあって、新聞案による合格発表日の3月25日では困るという発言があり、また、11月30日付の新聞紙上では、国立大学が合格発表日を遅らせても、私立大学連盟は入学金の納入時期を延期しないという声明があった。これらの動向や、文部省の私立大学への指導は3月23日が限度（22日が望ましい）という意見などを考慮した。
- (3) 公立大学では、かなりの大学が国立大学と同じ日に第二次試験を実施する予定であるが、一部の大学では日をズラして実施するところもある。それで今回の日程繰り下げに伴う各大学の意向について公大協では目下アンケート調査を実施中であり、これをもとに来る1月12日に開催される理事会で最終的に決定する予定とのことであるが、公立大学側としては国大協が複数の案を提示されることを要望している。
- (4) 入試センターでは、共通第一次試験を1月13・14両日とした場合の第二次試験を3月10日にすることについては検討済みであり、これは原案よりその期間が大分短縮されている。

小委員会では以上の諸点を前提に日程繰り

下げを検討したのであるが、以下その内容について説明する。

この表で「原案」とあるのは入試要項に記載されている案である。「新聞案」とあるのは文部省の改正試案として新聞に報道された案である。これは各方面からの繰り下げ要望を踏まえ、共通第一次試験を1月中旬の13（土）・14（日）に実施すると第二次試験が3月10日となり、合格発表日は3月25日になるというものである。これは、現在国立大学一期校の多数が入学試験を3月3日、合格発表を3月18日にしており、正味15日間で実施しているところから、その日数をそのまま導入して3月25日としたものである。

小委員会試案の第1案は、入試センターの共通第一次試験1月実施の試案を参考にして立てたものである。この案では合格発表が3月27日となり、私立大学との関係で問題がある。既述したように3月23日が文部省として私立大学を指導できる限度であるという話であるので、これを23日におさえると、案の中の矢印の日付のようになる。しかしこの場合、入試センターの作業日程の2日間の短縮と、国立大学側の第二次試験の処理日数が最長15日間になるよう短縮措置を講ずることが必要とされる。

第2案は、第1案の共通第一次試験を1週間繰り上げ、さらに発表日を文部省の望ましい3月22日に設定した案である。この場合、入試センターと私立大学には問題ないが、正月に近いので試験を実施する大学側には無理な点があり、また高校側でも正月早々の試験は困るという意見がでてこよう。

第3案は、合格発表をギリギリの3月23日に設定し逆算したものである。この案では、共通第一次試験を冬休み明けの9・10日に実施する

ので、大学側としては授業の中断を招来せしめない長所がある。また一応1月中旬という線も守れる。しかし、9・10日が平日であるので、外部の試験場を借りなければならない場合には困難が多い。これには高校の施設借用について全面的な協力を求めなければならない。

小委員会としては、意見を整理し慎重に討議した結果、諸条件を勘案すると、第3案が最良、次に第1案、最後が第2案という結論を得た。ついては、当委員会でこれらについて協議し、次回の理事会へ優先順位をつけて委員会案を提出することにした。

以上のような説明があった後、次のような意見交換が行われた。

- 神奈川県は受験者が多いため国立大学の試験場だけでは収容しきれないので、外部の試験場に頼らざるを得ない。第1案では土・日であり、不可能とは決まっていないが私大の協力は難しく、高校に依存せざるを得なくなる。この場合、当該大学の他に20校程度の高校に試験場を設置せざるを得なくなり、それを統制する自信がない。また第3案でも同様である。神奈川県としては私大の協力を得られる可能性のある第2案か、ここにはないが14・15日の日程が望ましい。
- 入試センターでは、11月に開催された国大協総会の後、高校との連絡協議会の総合部会で国大協の方針を説明し協力を求めた。なお、高校側がその要望書において共通一次を2月以降にしてほしいというのは最終目標であるという確認を得るとともに、年が明けてから共通第一次試験を実施するとなると、従来にも増して高校側の協力が必要な旨も説明し、高校側もその方向で努力するという心証

を得た。具体的にどういう形で高校側に協力を依頼するかは、正式に実施期日が決定した段階でさらに詰めたい。なお、この試験場の問題は受験者数との関係があるので、入試センターでまとめた受験者数推計について紹介する。

ついで田保橋管理・事業部長より、入試センターの資料「都道府県別昭和54年度共通第一次学力試験受験者数推計」にもとづき、受験者数と国立大学の収容能力、その過不足数についての詳細な説明があった。

このあと続いて意見交換が行われた。

- いま受験者数と試験場の収容能力、その過不足についての説明があったが、心配なのは会場よりも監督者の人数のことである。高校に試験場を設置した場合、教室（試験場）が小さいということから、教官1人当りの受験者数が、大学の教室と比較し極端に低くなるという問題がある。当然これは監督者としての教官の供出数にも影響を及ぼしてくるし、管理上の困難さも加重される。この点入試センターで検討されたであろうか。
- 目下、入試センターでも最小限度1教室当たり1人の国立大学教官の配置（他は高校の教諭を臨時職員に委嘱する）を仮定して計算をしている。なお、高校側の要望として積雪地帯は交通の関係上、試験場を地域的に多く設置してほしいとの希望もある。しかし、これは管理上むずかしい点がある。
- 私立大学が試験場を提供してくれれば、2～3千人という多数の収容が可能で、監督に当る教官の歩留り、試験場の統制も有利である。高校の場合、新・旧の設備により収容力は違うが、平均1教室当たり40人を限度として

- 1校当り15教室とすると約600人になる。このことを私立大学と比較すると効率が落ちることになる。
- この点を考慮すると第3案は平日を当てているため高校の施設を利用せざるを得ないので、現実に施行できるかどうか疑問である。
  - 特に地域でいうと、学部の少ない福島、また予備校生が集中してくる時期になると、関東では埼玉・千葉・東京・神奈川、関西では大阪・京都・和歌山等で問題がでてこよう。入試センターとしては現在の体制でも45万人なら十分に処理できる。仮に60万人の受験者があっても不備のないよう準備をしている。この60万人という数字は資料にもあるように予想される最大の数である。これの準備態勢がとれば絶対大丈夫である。
  - ただ、高校に試験場を求めた場合、総量は変わらないが試験場をつくる単位数が多くなる、テレファックスを相当数増強しなければならない、それと平日は借りにくいという問題がある。
  - 午前中開催された小委員会で、12月の場合には余裕があるが、1月に繰り下げる場合、日程的に詰まってくるので一定期日を確保するため、例えば、第3案の共通第一次試験期日を固定化し、1月9・10日に実施したらという意見がでたがどうであろうか。
  - 土・日に共通第一次試験を実施するのは、試験に関わる費用をなるべく多くしたいという意図も含まれている。第3案の9・10日の場合平日であり、超勤手当の予算要求の計算基礎がなくなる。また、試行してみなければ実態面を把握できないので、今から固定化する必要はないと思う。もっと柔軟に考えたい。
  - 第一次試験から発表までの処理日数に関して議論が集中しているが、その他の点として現行の二段階選抜実施大学への成績報告の締切から、二段階選抜の受験生への通知期間5日間を、当該大学で短縮化を図るという方法もあるのではなかろうか。
  - 第1案では合格発表が3月27日になり、私立大学との関係が問題となるということだが、入試センターの処理能力でそのところを何とか短縮できないか。また、第二次試験の処理日数を17日間見込んでいるとのことだが、これを15日間とし、これを超える11大学に対して再考を求める措置はとれないか。そのようにして、これを3月23日合格発表という原則にし、どうしても無理なところは1日くらい遅れを認めるということにはどうか。
  - 交通が不便でしかも積雪の心配がある地方の大学の場合は、多少の日程の余裕をみておかないと心配である。
  - 入試センターから各大学への共通第一次試験の成績報告は申込順で処理するので、成績請求を取急いでやってほしい。そうすれば十分に余裕のある日程がとれる。また緊急の場合、受験者数の少ない大学からテレファックスで送るという方法も考えられる。
  - 科目別平均点等公表後、大学出願受付開始まで、現行では2日間の余裕をとっているが、これは1日でよいのではないか。
  - 科目別平均点公表後、余裕を1日おいて翌日志望校を決定しなければならないというのではなく、実際はさらに1週間の受付期間があり、その間に十分進学指導もできるであろうから、この部分を1日短縮することは可能である。それと、先程も述べた二段階選



抜実施大学への成績報告の締切のあと、その結果を受験生に通知する期間5日間とあるのを3日間に短縮すれば、3日間詰められることになる。

- ただその場合、第二次試験が3月7日、発表が3月23日となり、第二次試験の処理期間は16日間となる。17日間と回答を寄せている大学が7校あるので、これらの大学に対しては16日間で処理されるよう要請しなければならない。
- この共通第一次試験の日程繰り下げについては、今月下旬に実施される試行テストの結果をみると、もう少し拠所がはっきりするので、それが終わってから確定することにした。
- 共通第一次試験を1月14・15両日の連休に実施する案については、高校側の協力を求める必要がある。

以上のような協議があった後、意見を整理し、次のような案にまとめられた。

	共通一次	二次試験	合格発表
第1案	1/14・15	3/7	3/23
第2案	1/13・14	3/6	3/23
第3案	1/6・7	3/3	3/20

なお、以上の3案については、問題点として、第1案では一部の大学の第二次試験処理日数の短縮、第2案では外部の試験場確保、第3案では正月休暇後、などの検討課題が残された。

最後に委員長より、前回の理事会では各大学の意見を伺った後、理事会で最終的に決定ということであったが、時間的余裕がないので、本日の結論を12月22日に開催される理事会に提出

し、実質的に第1案ないし第2案に絞った後、各国立大学に照会した方がよいのではないかと諮られた承された。

## 2. 大学の履修課程の弾力化について

このことについて委員長より次のとおり説明があり、了承された。

過般実施した「大学の履修課程に関するアンケート（継続）」をまとめた結果、の中には各大学にも実現してもらいたいものもあるので、肥田野・扇谷両専門委員に要望書（案）作成を依頼した。次回に、原案についてご検討をお願いします。

## 第3・第4常置委員会合同会議 議事要録

日時 昭和52年11月14日（月） 13:30~16:00  
 場所 東大附属病院好仁会 201号室  
 出席者 (第3常置委員会)  
 広根委員長  
 綿貫、岡本、坂本、加藤、桑原、水野、南、三谷、永松各委員  
 粟冠専門委員  
 (第4常置委員会)  
 山岡委員長  
 岡路、市古、林、鈴木、増尾、百々、池田、中村各委員  
 井上臨時委員

開会に当り、広根第3常置委員長より次のとおり挨拶があった。

国大協の秋の総会も明後日に迫ったので、当合同会議で検討している学寮問題についての報告をどのようにしたらよいか決めなければならない。それで、前回（8月29日）の合同会議の審議に引続いて、学寮問題小委員会が作成した「学寮に関するアンケートの集計報告」ならびに「今後の学寮のあり方（案）」の取扱いにつ

いてご協議をお願いしたい。

ついで山岡第4常置委員長より次のとおり挨拶があった。

学寮問題に関し合同会議を何回も開き、学寮問題小委員会のご努力で一応の報告案がまとまった。この取扱いをどうするかについて本日も協議をお願いしたい。

なお、第4常置委員会としては、その担当事項である「学生の厚生」に関わる問題として、育英奨学金の今後のあり方、学生食堂のあり方等について今後検討したいとも考えている。前者の奨学金の問題は、目下検討中の学寮問題とも関わりをもつ問題でもある。後者の学生食堂の問題は、学寮問題とは直接関係ないかもしれないが、欧米諸外国の大学の厚生施設の実情と対比して検討の要があるのではないかと思われる。これらの問題は第3常置委員会の担当事項（学生の補導）とも関係すると思うが、今後検討したいとも考えている。

本日の中心議題は、主として小委員会作案の「今後の学寮のあり方（案）」の取扱いに関することであるので、よろしくご協議をお願いしたい。

## 議 事

### 1. 学寮に関する調査報告書の取扱いについて

まず広根委員長より次のとおり述べられた。

前回の協議の結論は、①「学寮に関するアンケートの集計報告」については、小委員会の方でさらに詳細なデータを付して最終的なまとめをすることにする。なお、総会には、この報告書は事柄の性質上学長までの配付資料とし、その扱いは秘扱いとする旨の意見を付して配付することとする。②「今後の学寮のあり方（案）」

については、その結論を出すまでにはもう少し時間をかける要があり、その検討の方法としては各委員の所属大学においてこれの内容を検討し、その意見をここで出し合って討議することとする。大体そのような結論であったと思う。以上の点をお含みの上、この二つの報告書の取扱い方についてこれからご協議願いたいと思うわけであるが、その前に小委員会の綿貫委員長よりご意見を伺うことにしたい。

ついで、綿貫小委員会委員長より次のような意見が述べられた。

合同会議からの委託をうけて小委員会で学寮問題の検討を進め、学寮に関するアンケートの結果については本日配付の冊子のおり出来上がった。学寮問題に関して国大協がまとまったものを出すのはこれが最初であるので、小委員会としても慎重を期して、ここでは調査の結果のみを紹介し、意見めいたことは述べないこととした。しかし、ここに盛られている内容は、入退寮の手続、光熱水料の徴収、食堂炊夫の身分等、学寮に関するシリアスな問題を取り上げているので、これを一般に公表してよいかどうか自信はない。それで、前回にも話があったように、総会では、これの扱いは秘扱いとする旨を説明して各学長に配付するのがよいのではないかと思う。なお、この報告書について遺憾な点は、ここに紹介されている内容が後向きなものとなっていることである。しかし、それが事実なので致し方ないことである。

ついで広根委員長より、ただいまの綿貫小委員長の意見に私も同感であり、そのような扱いで明後日の総会に報告してよろしいかどうかご意見を伺いたい、と述べられた。

これに関し次のような意見が述べられた。

この「学寮に関するアンケートの集計報告」の取扱いについては、ただいまの説明のとおりで結構と思うが、秘扱いとまでしないで取扱注意ということではよいのではないか。これの内容に問題となるべき点があるといっても、それは事実を紹介したものであるから、その取扱いを注意して貰うようよく趣旨説明をして、学長までの資料として渡せばよいと思う。

このあと、広根委員長より次のとおり述べられた。

この「学寮に関するアンケートの集計報告」については、ただいまのご意見のように「取扱注意」ということで、その趣旨をよく説明することにする。

次はもう一つの資料である「今後の学寮のあり方(案)」の扱いの問題である。この報告案は、当初の考え方では今の「アンケートの集計報告」と合わせて一本のものにする構想であったが、その後の審議の過程で、この両者は性格的にも、また基本的な問題としてもかなりの相違があり、また各大学に与える影響も異なるということから、この二つのものは切り放して、その取りまとめと扱い方を別々にした方がよいとの意見が出て、これを回って前回論議が交されたが結論までには至らなかった。そして、この「今後の学寮のあり方」の方は、もう少し時間をかけなければ結論は出ないであろうということで、まず各委員の所属大学で、この課題について、現実論としてどのような考え方があるかを検討して貰い、その意見をここで出し合って論議を進めることにしてはどうかということになった。そして、そうなれば、それには相当の期間を要するであろう、ということも了承さ

れた。

しかしそうはいつでも、これをいつまでも引き延ばしておけない事情もある。この課題の検討については、49年秋および50年春の総会で学寮問題を再検討してほしいとの提言があり、これをうけて第3常置と第4常置が合同してこの問題を検討するようになったものである。それ以後この合同会議としては学寮問題小委員会も設けて、足かけ3年にわたり20回に及ぶ会議を重ねてきた。小委員会は合同会議からの委託を受けて案の作成に当たったが、その間の経緯については前回綿貫小委員長より概略の説明があった。それによると、この学寮問題についての見解をまとめるに当たっての基本方針は概ね次のようなことであった。

すなわち、学寮問題を検討するに当たって旧寮(既設寮)のことを取り上げるとなると、各大学の学寮はそれぞれ歴史的経緯や慣行等によってその性格を異にし、その具体的運営も一様でないため、これについて統一の見解を提示するということはむずかしい。そこで、ここでは主としてこれから学寮をつくる場合の「今後の学寮のあり方」ということに焦点を絞ってまとめることにしたらどうかということになった。つまり、新寮をつくるに際し、どういうイメージを構想したらよいかという観点から学寮問題を取り上げることにした。その線に沿ってまとめられたものがこの報告案であるが、これに対し学寮問題については種々な側面があるので、さらに検討が必要であるとの意見もあって、今後各大学でも、これらの点について検討を加えたのち協議を重ねようということになったわけである。

それはそれとして、この小委員会案がまとめられるに至ったについては上述のような経緯が

あり、またこれはこれとして評価されるべき多くの点を含んでいるので、今度の総会にこの報告案を提出し、そこで意見を伺い、それを参考にして今後の検討を進めることにしてはどうかと考えるわけである。

なお、今回の学寮に関する報告案の扱いについては、去る9月30日開催の理事会のあと、理事会に出席された本合同会議のメンバーの方々とも相談し、これをうけてさらに去る10月28日には第3・第4両常置委員長と学寮問題小委員長との三者会談を行い、これの扱い方について検討した。その際、その扱い方について次のような三つの方法が考えられた。それらは、いずれも今後の検討続行を前提とするものであるが、①この報告案に合同会議が前文を付記して、合同会議の名において提出する、②合同会議の了承のもとに、この報告案を小委員会の名において提出する、③この報告案の趣旨を委員長が口頭で説明して現段階での報告とする、というものである。

この三つの方法は、いずれもこの報告案が参考に役立つという前提に立つもので、その精神は同じであるが、そのやり方が違うということである。なお、もしこれを文書の形で提出するとなれば、先の「アンケートの集計報告」と同様取扱注意ということにし、場合によっては説明や意見交換が終了のちにこれを回収することも考えられる。

そのような処置をとった上、総会での意見をもとに合同会議でさらに検討を加え、成案を得たらこれを理事会に諮ったのち各大学長に配付することにしてはどうかと考える。その報告書は、あるいは公表には支障があるかもしれないが、各大学には役立つのではないと思われる。およそ以上のように考えているので、これ

についてのご意見を伺いたい。

ついで、山岡第4常置委員長より次のように述べられた。

学寮問題小委員会としては努力を集中してこのような形の報告案をまとめられたので、先程述べられた三つの取扱いのいずれかによって今度の総会に報告をしたい。合同会議における学寮問題の討議は足かけ3年にわたり続行されたが、この問題は簡単なようでむずかしい問題である。学寮についての各大学の考え方は違うが、将来はこの報告案に述べられているようなものにまとまるのではないかという感じもするので、総会にこれを提出し、その意見も徴してさらに検討を進めることにしてはどうであろうかと考える。

ついで、綿貫小委員長より次のように述べられた。

このような報告書が一度発表されると、国大協として学寮をこのように考えているということになる。この報告案ではその論点を新寮の場合に絞ってはいるが、この考え方に制約されることになって、その後違った見解は出せなくなるので、この報告をいま出すことは慎重にした方がよいと思う。学寮問題については、まず管理だけをしっかりとやるということが先決問題であって、その管理ができた上でどのようにこれを運営するかは別の問題である。その点をはっきりさせておかないと、あとで收拾がつかないことになる。今回の学寮に関する調査研究のうち「学寮に関するアンケートの集計報告」については、各大学に自分の所以外のことが分るので参考になると思う。しかし、これで見ると現在「募集中止又は閉鎖中」というのが4寮あ

ることが示されており、それは現在何らかのトラブルがある学寮が存在していることを示している。そういう大学も現実にあるので、学寮については、まず管理問題が前提ということになる。それで、この「今後の学寮のあり方(案)」をいま強いて出す必要もないのではないかと思われる。

将来の学寮の構想について、この案の内容を書き換えることは差支えないが、まず管理問題が学寮問題の基本であることを強調しておきたい。

以上のような趣旨から、小委員会としては、今度の総会には調査研究の結果を第3・第4両常置委員長が口頭で述べるのがよいのではないかと考える。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- この報告案はよくできているが、発表の时期的な問題がある。いま国立大学の授業料値上げの問題が出ているが、国大協は授業料値上げには反対の立場をとっている。授業料を安くするということは学生の生活費を安くするということにつながるが、この報告案では学寮を生活援護的なものとせずサービスの行き届いた快適な施設とすべきであるとし、これを利用する場合に要する経費は私生活費個人負担の原則を適用すべきであると提言している。これは必然的に生活費の増大を伴い、授業料値上げ反対の立場と矛盾することになる。そのようなことから、授業料値上げが問題となっているこの時期に、これを文書として出すのは適当でないと思われる。
- 現在学寮問題で問題を抱えている大学では、この報告案をいま発表されると困ること

になるのではないか。

- この報告案には、現在の状況下で発表されて困ることは含まれていないと思うが、国立大学の寮の今後のあり方について国大協として発表するならば、もっと検討すべき点がある。それで、総会には「アンケートの集計報告」の方は提出し、「今後の学寮のあり方(案)」の方は、ここまで検討が進んでいるということで、その内容を朗読して意見をきくことにしてはどうか。
- この報告案は中間報告的要素を持っているので、総会でこれに対する意見がでたらそれを研究材料にするということで、この案を資料として渡して口頭で報告し、あと回収するというようにしてはどうか。
- 討議のための資料ということなら別に回収しなくてもよいのではないか。
- この報告案は中間報告ということで出した方がよい。それというのは、37年に出された学徒厚生審議会の答申がその内容の一部をつまみぐいされて2.18通達として出されたという経緯があるからである。この報告案では、学寮を快適な居住環境のものにするということや、私生活費個人負担ということを述べているが、その反面として経済的困窮学生に対しては育英奨学制度の抜本的改善をいっているので、これの実現の見通しがたたないままこれを発表すると、内容の一部分だけを適当に利用されて、この報告案の趣旨が生かされない結果となる恐れがある。
- 中間報告あるいは検討資料という性格のものなら「報告(案)」とあるのを「中間報告」と改めた方がよいかもしれない。
- 中間報告ということにして、これを総会に提出し、これに対する意見が出たら、それを

検討して最終案を作るようにすることにしてはどうか。

- 総会には口頭説明の資料としてこれを配るが、それは中間報告ないし討議資料という性格のものとする。その場合、これを持ち帰ってもよいか、あるいは回収するかの問題がある。
- 中間報告ということなら持ち帰って検討しなければならぬ。各大学の意見を求めるためには持ち帰ってもらった方がよいのではないか。
- 最終案をつくるための措置であるなら、持ち帰って検討して貰わないと進展しない。しかし、そうすると問題を複雑化する恐れもある。
- 総会でいろいろ意見を出して貰うようにすればよい。
- いままでの意見をとりまとめると、この「今後の学寮のあり方(案)」については、(案)とあるのを(討議資料)と替えてこれを各学長に配付し、口頭で説明して今後の検討のための意見を徴する、というようなことであつたと思う。それには、明日開催の理事會にそのことを諮ることになるが、これが討議資料ということであるなら、これを持ち帰って貰い、適当な方法で意見を求めるということにしてはどうであろうか。
- それは総会での討議ということか、持ち帰って討議してくれということか。
- まず総会で討議し、その延長として学内での討議をも期待するということである。
- 討議資料というなら総会での討議資料ということにしてほしい。これを持ち帰ると関係者にみせて検討しなければならなくなり、種々な問題が派生することが懸念される。

- 討議ということになると学内での討議とみられる恐れがあるが、これは単なる資料である。
- それならば「参考資料」ということにしてはどうか。
- 総会での討議はよいが、学内での検討を義務づけられるのは困る。
- できれば学内でも討議してほしいということではどうか。
- この「今後の学寮のあり方(案)」にもとづいて、旧寮もこういう方向に持っていくということになるのか。この報告案ではアンケートに対する答えはなく一足飛びに学寮の将来像が論じられているが、旧寮の方はそのままにしておくのか。
- 既設寮は種々複雑な事情があるのでそうならざるを得ない。その事情についてはこの報告案の前文に書かれている。
- この報告案は一つの報告としてこれを提出するのか。それともこれを検討資料として協議してくれということを出すのか。
- この合同會議でこれが承認されても、正式な報告書とするには総会に提出して承認を得なければならない。そこで意見があればさらに検討することになるし、総会でこれが承認されれば国大協の見解ということになる。
- これにはいろいろなケースがある。委員会の結論を総会に提出し、これを要望してくれとか、これを意見としてくれとか提案し、それが認められれば、それが国大協の要望とか意見とかいうことになる。しかし、今度のこの報告案については若干事情が違うと思う。総会では各委員会委員長報告ということが行われるが、その際に委員長から、こういう問題を審議してここまできている、と報告すれ

ば、議長の方からこれに対する質問を求めることになり、そこで質問や意見が出てくる。この報告案の問題については、そのような扱いになるものと思う。

- そういうことであれば、この資料を持ち帰る持ち帰らないという問題ではないのではないか。
- これを大学に持ち帰ると学長以外の人にも広まるので、それは好ましくないという考え方と、差支えない範囲の人達の間で検討して意見を寄せて貰えばという考え方との二つがある。この報告案を「中間報告」ということにするとそういう問題も出てくるので、これを「参考資料」という形にすればよいと思う。
- 小委員会がさらに引続いて検討作業をしなければならないなら、もっと広汎な範囲から積極的な意見を貰った方がよい。総会の場合には抽象的な意見しか聞けないと思われる。
- この資料を持ち帰って貰った方がよいとの意見はそのような考え方に立っている。しかし、大学によってはこれを広く議論すると支障があるところもあるので、これは持ち帰らない方がよいとの反対の意見もある。
- これを討議資料として検討を義務づけることには問題があるが、総会の場合での学長の個人的意見と学内関係者が検討した上での意見とは違ったものになると思われる。それで、この討議は大学の正式な機関にかけるということではなく、適当な範囲の人達の間ということにすればよいのではないか。
- 総会では、この報告案を「参考資料」ということで説明してその要旨を理解して貰い、さらに差支えなければこれを持ち帰って適当な方法で討議の上ご意見を寄せていただきたいと依頼するような取扱いとしたい。

- この報告案は小委員会提案ということにするのか。この報告案を総会に提出するについては、この合同会議での意見一致が必要ではないか。
- 総会には委員会で承認されたものでなければ提出できない。小委員会がこの合同会議に対して出すなら「報告案」という形でよいが、小委員会案ということなら総会に対しては「参考資料」ということになる。
- 小委員会が直接に総会に提案するという事はない。小委員会から合同会議に対して出された討議資料を総会に提出する場合には、その経過を話した上、合同会議として提出することになる。

概ね以上のような意見交換ののち、広根委員長より次のような提言があり、了承された。

この「今後の学寮のあり方(案)」については、この「(案)」とあるのを「(参考資料)」というように改めるとともに取扱注意ということにする。その上でこれを総会で各学長に配付し、これの作成の経緯とその内容について委員長より説明し、これに対する意見を求めることにする。そして、もし差支えなければ、学内において適当な方法で討議のうえ意見を寄せていただきたい旨を依頼することにする。

### 第3 常置委員会議事要録

合同会議終了後、引続いて第3常置委員会独自の議題について次のような協議が行われた。

#### 議 事

##### 1. 専門委員の委嘱について

このことについて、広根委員長より次のとお

り説明があった。

去る9月20日付で飯田橋公共職業安定所長より国大協会長宛に「東京学生職業センター連絡協議会委員校の決定について」という文書が送られてきた。これは、同センターが発足満1年を迎えさらに関係諸機関との連携を深め、より充実した業務推進を行うために「連絡協議会」というものを設置することになり、その際、その協議会の構成メンバーとして当協会傘下の大学から東京農工大学を選び、同大学の桜井達祐厚生課長を委員に委嘱することにしたのでご通知するという趣旨のものである。そして一方、当の東京農工大学長に対しても同日付で「東京学生職業センター連絡協議会「委員」の依頼について」という文書が送られた。

これに対して、同大学長から国大協会長宛に「飯田橋公共職業安定所長から本学の厚生課長を東京学生職業センター連絡協議会の委員に委嘱したいとの依頼があったが、本学が国大協の代表として委員を送ることは独自の判断では引受けられないので、改めて国大協から推せんされた大学を委員校とするようお取り計らい願いたい」という趣旨の申入れがあった。

この申入れのとおり、この委員委嘱の手続には不備などところがあり、問題もあるが、そのためにこの件をご破算にするということもどうかと思われるので、これの処置についてご意見を伺いたい。私見としては、一応この線に沿って、東京農工大学の厚生課長を本委員会の専門委員に委嘱することによって国大協との関連を持たせるという方法で解決したいとも考えているがいかかであろうか。なお、この学生職業センターは、東京のほか大阪、名古屋、福岡等にも設置されているので、あるいは同様な問題がそこでも起こる可能性があるが、その時はそ

の時で適宜対処することにしたいと考えている。

以上の説明に対し特に異議はなく、委員長の提案を了承し、東京農工大学長に対し、同大学の桜井厚生課長を第3常置委員会専門委員に委嘱する旨の依頼をすることとした。

## 第6 常置委員会議事要録

日 時 昭和52年11月14日(月) 15:00~17:00  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 今村委員長  
九嶋, 畑, 太田, 蓼沼, 佐野, 三上, 安藤(代:山本), 川村, 竹山, 中村, 円藤中塚各委員  
石塚, 佐藤, 高梨各専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。

### 議 事

1. 大学財政・定員・給与・学費問題について  
初めに委員長から第6常置懸案の議案について、各小委員会のその後の作業状況につき、それぞれ次のとおり報告があった。

#### (1) 大学財政問題

50年7月以来、調査研究を進めてきた大学財政に関する報告書の原案がほぼ完成に近付いた。大石委員(ロンドン在留)と塩野専門委員の方でまとめられた最終原稿に、さらに飯島(前)委員長がチェックしたものを、さきの小委員会で一応検討し、今後の作業の段取りを協議した。次回の小委員会は12月15日であるが、それまでに各小委員が十分検討し、その結果を持ち寄り、原稿を調整して、小委員会原案を完成することになっている。なお、報告書の目次は配付資料のとおりであるので、これにより総会にもこれまでの作業経過と今後の予定を報告



することにしている。

## (2) 定員問題

定員問題については数回の小委員会を開催した。これには次の四つの問題がある。

第一は、定員問題について、差当ってある種の意味表示をするかどうかということであったが、国大協の一般概算の要望書のなかに、定員問題についても要望してあるので、当面は見送ることにした。

第二は、10月22日の定員と給与の合同小委員会において、佐藤専門委員の方から、従来の定割問題についての経過説明があり、それをもとにして、現在の定員問題の状況を検討した。それによれば一部の大学が総定員法の枠外にでたことによって、総定員法のなかに約5,000人の余裕ができた。したがって、国大協として対策を考えるには、いままし余裕があることがわかった。そうして、その対策を考える場合には、定員というものが、総定員法の部分と設置法の部分の二本立ての問題になったので、政府の従来の定員措置と今後の措置の間に、どのような違いがでてくるかを見極める必要があるということになった。

第三は、大学の特殊性ということである。このことは、概算要求のなかにも強調しているが、その特殊性とは何かを検討することにしたということである。大学には、大学の自治の関係から他の省庁にはみられない特殊性が、各部局ないしは各大学の事務の具体的な面にも少なからざるものがあるので、その処理が複雑になっている。そこで、事務合理化の面からもこの問題を検討する必要もあるということで、今回の小委員会には、経理事務の担当者などにも出席を願って意見交換をすることになってい

る。

なお、定員問題小委員会で、さきにまとめた「第4次定員削減と国立大学の実態」を、各大学に参考のため送付し、それとともに第4次定員削減が各大学に及ぼす影響についても照会しているのので、いずれその結果を報告することにした。

## (3) 給与問題

給与問題については二つの問題がある。いずれも「国立大学教官等の待遇改善に関する要望」に関することであるが、

その一は、人材確保法との関係で生じた義務教育教員と大学教官との俸給の不均衡を、是正することを要望している。この問題については去る8月にだされた、国家公務員の給与に関する人事院勧告のなかで解消されることになった。

その二は、俸給体系の大幅是正をはかることであって、講師3等級を助教授とともに2等級に、助手を3等級に格付変更をするという内容の要望である。これに関しては、助手についてはいろいろな問題があるという意見があったが、要望書は一応このままだしておいて、助手についての実態調査の結果をもとにして、具体的に問題を整理していくということであった。この調査結果については高梨専門委員から説明を伺うことにするが、さらに細かな分析をした上で改めて報告することにする。

その三は、研究・教育補助職員の待遇を大幅に改善するということである。これについては、文部省から人事院に対し、専門官定数の新設という項目を立てて要望がだされている。なお、概算要求のなかでも技術専門官450名、図書専門官260名の要求がだされている。しか

し、この問題は給与改善だけで解決される問題ではなく、組織・制度に関する問題でもあるので、第1常置と合同の小委員会を設けて今後の作業をすすめることになっている。その委員構成は次のとおりである。

委員（第1常置）

- 〃 前田 四郎（東北大）
- 〃 山田伴次郎（宇都宮大）
- 〃 山田 敏郎（京都大）
- 〃 武谷 健二（九州大）

委員（第6常置）

- 〃 和田 正信（東北大）
- 〃 蓼沼 謙一（一橋大）

専門委員（第1常置）

- 〃 下沢 隆（埼玉大教授）
- 〃 高田 敏（大阪大教授）

専門委員（第6常置）

- 〃 高梨 昌（信州大教授）
- 〃 慶谷 淑夫（東京工大助教授）
- 〃 吉田 寿雄（東京大事務局長）
- 〃 佐藤三樹太郎（東京工大事務局長）
- 〃 荻原 博達（東京大庶務部長）

ついで、高梨専門委員から助手の実態調査について、次のとおりその経過説明があった。

助手の実態調査のうち、助手の任用に関して照会した機関調査については、前回に、すでにその結果の一部を報告した。この調査は全学についての調査であって、その回収率は100%である。次に助手の職務の実態について照会した個人調査の方は、第6常置のメンバーの所属する大学についての調査であったが、これも100%の回収率であった。

実は、前回に報告した際の申合せでは、今回の国大協総会にはまとまったものを報告するということがあったが、小委員会から追加集計の要請もあって、作業が思うようにはかどらず、まだまとまった報告をするところまでには至っていない。ところで、この調査のまとめ方は、調査結果にでてきた事実をそれなりに現わすことにするが、助手の待遇改善問題は、技術専門官制度に若干ダブル面もあるのではないかと思われるので、制度改革に絡む可能性も予想される。とにかく、次回までには原案をまとめることにしたい。

給与問題についての以上の説明に関し、次の質疑が交された。

- 教官等の待遇改善に関する要望の中で、教官の全般的待遇改善に資するということから「大学研究調整額」というものが要望されていたが、これに対しては人事院等でどのような感触が得られたのであろうか。
- 「大学研究調整額」の要望に対する人事院での感触は、要求の実体がよくわからないということで、まだ、積極的な評価が得られない状況である。
- その問題に関連してのことであるが、各省直轄研究所の研究公務員の場合は、研究部長や、研究室長になることによって、管理職手当が支給される例が少なくない。したがって、給与総額は大学教官を上回る結果になっている。このような実態比較からしても「大学研究調整額」は望みがないわけではない。
- 教官の待遇改善と直接のかかわりがある問題ではないが、研究旅費があまりにも少ないという意見がある。たとえば、地方大学では、学会出張も1回分の旅費はでるが、2回

・3回となれば殆どが自己支弁という乏しい実態であるので、国大協でこの問題についてアンケート調査をしてはどうかという意見がある。

- その問題については、さきに第6常置で教官待遇改善の抜本策を検討した際に、旅費については講座制・学科目制を問わず、その積算単価は1本にすべきであるという意見の一致があった。そこで、この結論を踏まえて要望した結果、ようやく昨年から認められることになった。もう一つの問題は、地方大学と大都市の大学とでは学会出張の回数が違うということである。したがって、地方大学の旅費の積算は、大都市の大学より多くすべきであるという地域格差の問題であるが、これはこれから検討すべきであろう。
- 大学院手当の問題がある。それは、博士課程のある大学の助手には大学院手当がついているが、修士課程だけの大学の助手には大学院手当がない。しかし、これらの助手も研究指導の業務に携わっているのであるから、それなりの手当はつけるべきである、という意見がある。

#### (4) 学費問題

初めに委員長から、学費問題小委員会のメンバーは畑、太田、蓼沼および大川（専門）委員にお願いし、なお、畑委員にはその委員長をお願いしているので、畑委員からこの問題の経過説明を伺うことにしたい、と述べられたのち、畑委員より資料「国立大学の授業料について」をもとに、授業料問題に対する国大協の基本的な考えと、従来の対応ならびにこの案の概要について説明があった。

以上の説明があったのち、次の意見が述べられた。

- このまとめの取扱いは、従来のものと同様に対外的にはださない。理事会ないしは総会レベルでの討議資料として提案し、了承が得られたならば国大協の内部資料にすることにする。
- 物価との比較の問題も取り上げてあるのち、将来さらに格差が大きくなった場合には、値上げもやむをえないという逆の結論にもなりかねない、という意見もあろう。しかし、原則論は前段に強調してあるので、その趣旨は一貫して全体を流れていることが読み取れる。
- したがって、国立大学の授業料はその性格からして、できるかぎり低廉であるのが望ましく、上げるべきではない、というのが国大協の基本的な考えであって、この姿勢は現在も変りはない。
- 国・公立大と私立大との授業料のアンバランスの是正という議論もあろう。しかし、私立大には建学の精神と、それなりの事情があって値上げをされるのであろうから、国立大学がそれに足並みを合わせていかなければならないというような意見にも問題がある。

概ね以上のような共通理解の上に立って、文案の検討に入り、若干の修正を加えたのちに別紙のとおり成案を得ることになった。

なお、授業料問題の対応にはタイミングの問題もあるということで、この成案を理事会の了解を得たうえで総会に報告し、具体的な取扱いについては、会長、副会長ないしは理事会に一任の了解を得たいということになった。

## 第6 常置委員会議事要録

日時 昭和52年12月12日(月) 13:00~15:30  
場所 学士会館6号室  
出席者 向坊会長, 岡本, 香月両副会長  
今村委員長  
九嶋, 畑, 太田, 神代, 佐野, 安藤, 川  
村, 円藤, 中塚各委員  
石塚, 佐藤, 高梨各専門委員  
(文部省)  
大塚大学局審議官, 滝沢大学課長

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

授業料値上げの問題が差迫ったような状況にあるので、国大協においても、何等かの意思表示をしておかなければならないであろうということで、学費問題小委員会において、この問題を検討し、資料のような要望書案を作成してみた。

なお、要望書の提出については、本来ならば理事会の議を経なければならないのであるが、時期的にその余裕もないであろうということから、過般の総会においてあらかじめ第6常置委員会一任の了解を得ているので、本日の委員会には特に会長、両副会長にもご出席願ひ、また文部省からも係官の出席を煩わしてこの問題を審議し、その結果、要望書の成案が得られたならば、明日(12月13日)会長および両副会長に同道して関係官庁にこれを提出することにした。

なお、この授業料問題についての最近の経過をここで説明したい。来年度の大学予算が苦しい状況にあるということなので、これについて大蔵省の配慮を求めため、去る11月5日に会長、両副会長に同道して大蔵省に出向き、主計局長、次長および文部担当の主計官等と面談し

た。その要望の内容は、おおよその趣旨としては、国立大学の予算については文部省の要求を全面的に認めてほしいということであるが、その際の話題として授業料の問題もでた。大蔵当局としては、国の財政の状況からみても増税は必至の事態にあり、このような逼迫した財政状況の関係からすれば、授業料の据置きはむずかしいであろうということであった。これに対して会長から、授業料の値上げ問題については、政策的な面と理論的な面とがあろうが、理論的な面については国大協でも検討しているので、国大協側の考えを十分聞いてもらいたいという申入れをし、その結果、翌6日にその話合いが行われることになり、畑学費問題小委員長ほか2人の専門委員と同道して大蔵省に出向き、主計官に対し国大協の授業料に対する基本的な考え方を説明した。

以上のような経過を踏まえて、本日午前開催の学費問題小委員会では要望書の原案作成を行い、別紙のような案がまとめられたので、これについてのご審議をお願いしたい。

### 議 事

#### 1. 学費に関する要望書について

要望書案の検討に入るに先だって神代委員より、この要望書案を作成するに当たって国立大学および私立大学の学生1人当りの教育に要する経費について検討されたのであろうかという質疑があり、これに関して暫く意見の交換があったのち、議題の要望書案の審議に入った。

初めに原案の朗読があったのち、畑小委員長より、その要点について次のような説明があった。

この要望書案の内容は、前文と5項目にわたる見解から成っているが、その要点を略述する

と次のとおりである。

第一項は、教育の機会均等の原則を実現するために、授業料はできるだけ低廉であることが望ましいということを述べた。

第二項は、国立大学の授業料は受益者負担の原則から論ずべきではない。また、仮に、学部別に授業料に差をつけるというコスト主義的な考えがあるとするならば、そのような考え方は絶対にとるべきではないということ を主張した。

第三項は、授業料問題に関して従来は格差問題に触れなかったが、私大の授業料との格差が国立大学授業料値上げの大きな理由とされている実情に鑑み、この点についての所見も述べることにした。ここでは、現在は国立大学と私立大学の授業料の比率は戦後最低の状態にあるので、いま格差の論拠から敢えて値上げをするいわれはないということ を説明した。

第四項は、消費者物価との対比も授業料値上げの名目とされているので、必ずしも適切とは思わないが、敢えてこれとの対比を試みてみた。ここでは一例として、消費者米価の推移や国民1人当りの個人消費支出の中に占める授業料の割合との比較をし、現在の国立大学の授業料は決して低くはないことを指摘した。

第五項は、授業料値上げは、現在の経済不況の中で父兄と学生の生活におよぼす影響は大きいものがあるということ を、実態調査のデータをもとに強調した。

以上の説明があったのち、文部省係官より授業料値上げ問題についての最近の状況について次のように述べられた。

大蔵省主計局の方から文部省の方へは、現在のところ授業料の値上げについて具体的に何も

示されていない。ただし、国の財政逼迫のため増税は必至であるという状況の中で考えれば、授業料値上げの可能性もないとは言いきれない。

以上のような説明があったのち、今回の授業料値上げ案に関連し取り沙汰されている、専門分野別に授業料格差を設けること、在学生にも値上げを適用すること、大学院は学部より高額にするなどの考え方に関し、質疑応答ならびに意見交換が行われた。(文部省側退席)

ついで要望書の原案審議に戻り、次のような意見が交された。

- 第三項のところで「国立大学と私立大学の間の授業料の格差は、大学設置の趣旨と運営の差異による」とあるが、大学設置の趣旨ということは、建学の精神ということに関わるのであろうか。
- 授業料の性格論に関わる問題であろうが、私立大学にあっては、大学を維持経営するのに収入がなくてはならない。その収入の確保のためには、寄付、授業料、その他(基本となる財産に関わるもの)に依存することになる。そのような事情から、私立大学にあっては、授業料の額は独自に決められるということ を簡単に表現して指摘したのである。国立大学の場合は、その維持経営は国の責任であって独立採算ではない。
- 私立大学では授業料以外の納付金があり、これを含めると多額なものになるので、単に授業料だけの比較ではすまない点がある。
- 第二項のところで「いわゆる教育投資の一部として授業料を取扱うべきではない」といっているが、この「教育投資」というのは、学生の父兄の側を指しているのか、それとも

国の側を指して言っているのであろうか。

- 教育投資といえば、親の方からの投資ということを指すのであるが、国も同じような考え方に立つべきではない、ということ指摘したのである。
- 第二項のところは、専門分野別のコストに応じて授業料に差を付けるというコスト主義を絶対にとるべきでないという意見と、公教育と私学とを比較した議論とが混合しているように思われる。コスト主義には絶対反対という論には賛成できるが、教育投資ということは家計の純粋な経済行為として現に行われていることは事実であるので、経済論拠を全く無視して議論をしても効果がないのではなからうか。
- 経済の論拠を無視しているわけではないが、そのようなことを前提として、授業料は上げてよいというのでは困るということ指摘しているのである。
- 私学に対しても、国は私学助成法によって援助しているので、国は私学の必要性和これに対する責任を感じているわけである。
- 私学の立場は、大いに評価しているのであるが、簡約な要望書の中では、その事情を詳しく述べることは、むずかしい。私学の授業料の問題は私学助成費の増大によって解決すべきであるというのが本筋である。
- この要望書案にあるように、授業料を教育の機会均等という立場から論ずるのであれば、私立大学の就学率は、全大学生数の8割程度を占めているのであるから、それを措いておいて国立大学の授業料が安くなければならないと主張するのは不合理な点がある。その点を説得できるような論理の構成を考えねばならないのではなからうか。

以上のような意見が交されたのち、原案を逐条的に審議することとし、その結果別紙のとおり原案を修正して成案を得たので、これを明日、文部・大蔵両省大臣に提出することとした。

## 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和52年11月14日(月) 13:30~16:00  
場所 学士会分館7号室  
出席者 北村委員長  
白淵、吉田、豊田、吉利、脇坂、石塚、  
小坂、具島、武谷各委員  
堀、尾島、中川各専門委員  
(説明者)  
香月千葉大学長  
(文部省)  
五十嵐医学教育課長、他1名

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、次のような挨拶があった。

本日も協議いただくことは議題にもあるように、第一には関連教育病院について、第二には医学・歯学教育の修士課程構想についてであるが、香月千葉大学長には第一の議題について、五十嵐医学教育課長には第一・第二の議題について、それぞれ説明を伺うためご出席を煩わしたので、ご了承いただきたい。

### 議事

#### 1. 関連教育病院について

これについて、香月千葉大学長より次のとおり説明があった。

新制大学が新設される以前より、関連教育病院(以下関連病院という)の問題については、これを検討する委員会が存在しており、この委員会の目的、経緯は次のようである。

限られた大学病院のベッドの中で、学生教育に対応する疾患を満遍なく収容していくことは無理であろう。特に慢性の疾患に対しては大学病院では敬遠する傾向がある。例えば、長い治療を要する結核患者、精神病患者、整形を必要とし、また訓練を要する患者（リハビリテーション）があるが、このような患者はできるだけ早く大学病院より外へ出してしまう。しかし、学生教育の上からは一貫して、このような疾患についても観察する必要がある。

このような事情から、大学の中に収容していない疾患を収容している病院（結核療養所、精神科病院、特殊なものとしては癌センター、救急センター）を大学の教育の場として制度化していこうというのが、そもそもの出発点である。

その後において、国の政策で一県に一医科大学の設置という方針になり、この方針に照応して、大蔵省ではこの関連病院という考え方を取り入れ、また一方では、国の財政の逼迫ということもあって、大学のベッド数を押えて、関連病院制度が具体化するようになった。

その結果、大学のベッド数は学生100名につき、3年次計画で600ベッドという一応の基準が新設医科大学に設けられ、なお既設の医科系大学については、改めて検討する方針である。

関連病院には、その地域で主たる病院（総合病院）を指定し、それには、補助金を支出するのであるが、問題となるものに医師の待遇、名称、その他のものとして、次のようなことが考えられる。

#### [大学側として考えられる問題点]

- ① 医師の全員が教育の適格者と言えるかどうか。
- ② 病院の機構、設備が教育の場として、適格

であるかどうか。

- ③ 設置母体が異なる病院に、大学側が介入するとしても限度があると思われる。

#### [病院側として考えられる問題点]

- ① 大学でやるべき教育を、何故に病院の医師が指導するという負担を背負わねばならないのか。
- ② 学生教育のために、病院の診療体制が乱されるのではないだろうか。
- ③ 補助金の額がきわめて低額ということで問題がある。

このような問題を抱えながら、新設医科大学も臨床実習の時期に入るので、これらの問題をどう処理すべきか、今後の検討課題というのが関連病院についての現状である。

以上のような説明があったのち、次のような意見が交された。

- 関連病院と大学側の間には、運営協議会を設けて、原則的には話ができてきているのであるが、実際ということになると、今も説明にあったような問題がでてくるので、スムーズにいかないのが現状のようである。
- 設置基準には学生100に対して800ベッドということは示されているのに、600ベッドというのはおかしい。これが例外ということであればよいのであるが、そのようなことはどこにも言っていない。
- 既設の医学部の病院でも、基準どおりのベッド数が完備しているところはないのではないだろうか。
- 既設の大学では、それでもよいのかもしれないが、実績のない新設の医科大学では、関連病院を頼りにすることは不安があるので、大学病院の完備には特に留意してもらいたい

ものである。関連病院を設けるということが、附属病院のベッドを減らすためになされた処置のようにも思われる。

- 関連病院に補助金を支出しているということであるが、どれほど出ているのであろうか。
- 設備費として、総合病院に年間2,000万円程度である。また、これと同額を設置者側（県立であれば県）が支出することになっているようである。
- 現段階では、そのほかに、桁違いの人員費が要求されている。その要求は到底受け入れられない事情にある。
- 指導医の名称のことに付いてであるが、はじめは臨床教授という話もあったのであるが、それについては、病院側の方では大学側の審査で決められるのは賛成できない。指導に携わる医師全員に与えられるのであれば納得できるが、特定の医師だけに与えられるのであれば賛成できないということである。
- 現在は指導医という名称が多いのではないだろうか。
- 学生を一括指導する者として、客員教授という名称を与えるという大学もあるが、これは学部の責任において、現在の教授の基準で判断する。したがって、これによれば当然不適格者も出ることになる。

以上のような意見の交換があったのち、五十嵐医学教育課長より、次のような説明があった。

現在文部省として医学教育について検討しているものに二つの懸案がある。その一つは、修士課程の問題であり、もう一つは関連病院の問題である。

修士課程については、これからどのような制度を設けていくかということであり、関連病院については、既に制度上はでき上がったのであるが、これを実際に運用していく上では、なお困難な問題を解消せねばならない状況にある。

関連病院の制度的なものを設けるについては、関連教育病院調査研究会（以下調査会という）において、その枠組（資料2）を設定した。

これによると、その基本的な考え方は、大学と一般病院のつながりということである。欧米にあっても、現在は、病院中心の医学教育という考え方が高まっている。本来的には、学生を教育するに当たって、ベッド数が2,000必要であるといわれている。この2,000ベッドについては、大学病院だけで行うということも適当ではない。大学病院は特殊な疾患の入院中心である。ところが、学生が卒業して医療に従事する場合には、極めて一般的な疾病が多いので、一般病院の臨床経験も必要である。また、一方では、昭和49年頃からは人口10万に対して医師150人が必要であろうということが厚生省から示されている。これに対応して、新設の医科大学が設置されつつある。新設の医科大学にはベッド数800が必要であろうが、関連病院を利用することによって、うまく機能を果すことができないであろうかということで、昭和48年に調査会から答申が出されたのである。

本来は、新設医大の附属病院のベッド数は、基準では800であるが、関連病院を利用することによって600ベッドで承認を得ている。しかし、200ベッドの差を補うためには、関連病院は総合病院でなくてはならないということである。ところが、日本の病院は診療中心であって、研究・教育機能が弱いという面がある。特



に、新設医大は無医大県解消という方針で、地方に設けられる関係もあって、配付資料2に示されているような、レベルの高い具備条件に合致する病院は、簡単にあるわけではない。そこで、文部省は地元県に対して、関連病院の条件を整えるように要望している。(資料4)

関連病院という機構を推進していく場合には、人的なつながりの問題、学生の指導・教育の問題、金の問題がある。関連病院にするためには、高度の診療機能が必要であろうということで、設備費の補助費として第一回目の旭川、山形、愛媛について、48年度から全体として2億8千万円の設備補助をしている。

学生の指導教育に対しては、委託費として、1年間に1,800万円程度を出している。委託費については、医師協議会の方で、学生を受け入れるために仕事が増え、患者が減少するであろうということで2億円という額を要求している。

これは、文部省の予定額をはるかに超えるものである。そのほかに、授業計画の問題がある。資料5によれば、関連病院で行う実習時間数は調査会が示す目標にはほど遠い状態である。このような問題があるので、関連病院が定着するまでには、相当な時間を要するであろうというのが現状である。

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- 大学病院でベッド数が足りないから、それを補うために関連病院を作ろうという考えであるのだろうか。
- 関連病院については、単に附属病院のベッド数の不足を補うためということではなくて、性格的な意味がある。附属病院では限ら

れた種類の患者だけであるので教育ができない。

したがって、一般の病院と関係をもつべきであろうということである。

- 大学と一般病院との関係の問題であるが、古い大学では、一般病院と大学との間に、人事のつながり、ないしは接触が既にできている。しかし、新しい大学で、大学と関連病院の関係を制度化するとなれば、関連病院側は、大学の支配下に入るのではなからうかという危惧があって、病院の自主性ということにとられるようである。
- 当初は、性格論的なものがあった、関連病院という制度を取り入れることになったのであろうが、現在ではベッド数の補足であるというように思われる。もう一つの問題として、医科大学を誘致した県では、関連病院にするために県立病院を充実した。しかし、そこには病院内部と県側の意識にかなりの距りがあるので、病院側は県側の圧力に支配されているという意識が強いようである。
- 関連病院と大学の関係について、暗い話ばかりのようであるが、明るい話題もないわけではない。県立病院で診療のむずかしい患者を大学病院に送るとか、相互間の話し合いによって、うまくいっているという明るい話もある。

以上のような意見のほか、前出の名称の問題、人事に関する審査の問題等について論議があったのち、委員長より、関連病院については今後も検討しなければならない問題が幾つかあることがわかったので、この委員会としては、ここで直ぐ結論を出すのではなく、これらの問題については、なお詰めていくことにしたいと

述べられた。

## 2. 医学・歯学教育の修士課程構想について

まず、五十嵐医学教育課長より、配付資料(1)をもとに、次のような項目について詳細な説明があった。

- (1) 修士課程の内容
- (2) 入学対象者
  - 1) 大学の学部において次の専攻分野を修了した者
    - ア 生物学, 薬学, 農学, 獣医畜産学等
    - イ 物理学, 化学, 工学等
    - ウ 保健学, 看護学, 栄養学等
  - 2) その他上記に相当する者
- (3) 教育内容
  - 1) 医学
    - ア 人体形態学
    - イ 人体機能学
    - ウ 病理系学
    - エ 社会医学
    - オ 臨床医学概論
  - 2) 歯学
    - ア 人体形態学概論及び口腔形態学概論
    - イ 人体生理化学概論及び口腔生理化学概論
    - ウ 病理学概論及び口腔病理学概論
    - エ 臨床歯学概論
    - オ 集団歯学概論
- (4) 課程修了の要件
- (5) 学位の名称
- (6) 教員組織
- (7) 医・歯博士課程との関連について
- (8) 学生定員

以上のような説明があったのち、次のような

意見が交された。

- 修士課程を設けようという趣旨については、基礎医学を志望する者が少ないということであるのか、あるいは医学の知識を少しでも与えた者に基礎医学を専攻させようというのが主であるのか、そのどちらであろうか。現在は、他学部を卒業したものが医学部を受験するというケースが多いようであるが、これ等の者が卒業する頃の時期を待ってから設けてもよいのではないだろうか。
- 他学部から医学部を受験するケースについては、大阪大学の例からしても、これらの者は臨床医学を目ざしているものが多い。基礎医学を専攻する者が現在少ないから、このような修士課程を設けるということであれば、これは問題があると思う。とにかく、この制度を設けることによって、プラスになるものがあるということを前面に出す必要がある。また、将来このような修士課程を設けるとしても、当面は一、二の大学に設置する程度にして、成果を見るべきであろう。
- 医学部の教養課程を担当するのには、医学の知識のある教官が指導にあたることは望ましいことである。このような教育を養成するには、この修士課程のあることは役立つことになる。
- 基礎の方では、絶対量が足りなくなっているのは現実であろうが、大義名分は、医学を広めようということで、このような修士課程の設置を希望するのであろう。しかし、果して、歩留りはどれ位あるであろうか疑問である。
- このような修士課程が設置されると、医学について学んだことのない他学部の学生も多く志望することであろう。これらが、この修

士課程を修了した医学者として自信がもてるようになるであろうか。中途半端になる恐れがある。

- 医学部の博士課程に進むステップとして、この機構があることはよいことであろう。
- 医学研究のための大学院生の中、他学部出身者は現在次のとおりである。

(院生総数)(他学部出身者) (率)

国立大学	1,783人	212人	11.9%
公立大学	290人	14人	4.8%
私立大学	935人	15人	1.6%

他学部出身者の内訳は生理系が一番多く、その他病理系、形態学系、知能学系、社会学系、内科学系、外科学系にそれぞれわかれて

いる。以上のような意見の交換があったのち、委員長より、この問題については、今後文部省の方で、なお詰めて検討されるということであるので、その結果を待って審議したいと述べられ、本日の議事を終了した。

## 教養課程に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和52年11月15日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 武谷委員長

加藤、広根、久保、福井、佐々木、吉利、

林、円藤、竹山、岳中各委員

式部、佐久間、緒方各専門委員

(説明者)

寺田和夫教授(東京大)

武谷委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から本日は前回(6月20日)の申合せにより、東大の寺田教授から東大教養学部(以下教養学部)の改善案について説明を

伺うことにしたい、と述べられ議事に入った。

### 圖議 事

#### 1. 当面検討すべき問題点について

まず、寺田教授から資料「東京大学教養学部改善案」をもとに、次のとおり詳細な説明があった。

教養学部には、早くから改革委員会が設けられ、教養学部の改革が検討された。教養学部には他の大学の教養部と共通性も多くあるが、特異性もあるので、そのため改革がやりやすかった面とやりにくかった面があった。

第一は、量的な大きさの問題である。入学定員3,000余名で、キャンパスには常時約7,000名の学生と教職員がいるという大規模である。

第二は、本郷キャンパス(他の9学部がある。)とは約1時間を要する離れた場所に存在しているので、何かと独立性が強くなり、学寮の問題、運動施設の問題、図書館の問題等が、学部固有の問題として背負わされているということがある。

第三は、教養学部発足の当時から、教養学科と称する専門課程が設けられているので、一般教育(1~2年)のほかに専門課程(3~4年)の教育もやらなければならないことがある。

教養学部の改革が論じられるようになったのは、大学紛争の頃からである。その頃、改革の青写真ができた。それは、単に専門課程の中で手直しというだけでは、教養学部の全体的なニュールックを求めることはできないので、教養学部としてどうすべきかという問題が改革委員会を中心にして本格的に論議されるようになった。それと同時に、大学紛争の後始末も含めて、学長直属の機関として東京大学改革室が設

けられたので、それとの往復運動ならびに他の学部・研究所との討論を通じて教養学部の改革をすすめてきた。

その作業は、まず専門学部と教養学部の格差に関する資料集めからはじまった。その作業の中で大学ないしは学部の中でも手直しできる問題も考えることにした。そうして49年から50年にかけて最後の詰めが行われた。配付した資料は以上のような経緯の中で、数回の手直しをしてまとめた改善案である。そこで、この資料をもとに説明するが、要するに改革委員会としては、(1)基礎講座の設置、(2)教養学科の拡充改組、(3)言語文化研究施設ならびに教育用計算機施設の新設、の三点を正面にだすことによって教養学部の改革が行われるべきであるということを確認し、これについて教養学部教授会のコンセンサスを得ることができた。そうして、この案をもとに東大改革室との合同検討委員会において、最終的な調整作業が行われたのちに、評議会の下部機関である特別委員会の承認を得て、昨年7月概算要求に載せる運びになった。その結果、第1次の年次計画が認められ、振替講座分の実現をみることができた。

以上の前置きののち、新しい講座表(未発表)に関する資料を配付し詳細に説明があった。

以上をもって説明を終り、これに関し概ね次のことについて質疑が交された。

- 旧学科目に若干の教官が配当されている形にはなっているが、文部省の了解としては、講座費は、全て大学院講座として積算することになっているのであろうか。
- 講座費の計算上はそのようになっている。しかし、教養部的なところには他の大学にもみられるように、教官が不足のために、他学

部から派遣されている講座がある。これらは、いわば幽霊人口であるので、大蔵省、文部省から大学までは予算がくるが、教養部まではこないという問題は残されている。それ以外の予算上の問題は従来と全く同じ扱いである。

- 基礎講座を設けるについての狙いは研究費の増にあつたのであろうか。
- その問題については、そうだという意見もないではないが、主たる狙いは格差の解消にあつた。
- 言語文化については、今回は見送るということであろうか。
- 今回の改善で、人文と社会については一応の片がつくことになるが、言語の方は、学部附置の言語文化研究施設ないしはセンターの設置との関わりもあつて、まだ、詰めなければならない問題もあるので、今回は見送ることになった。
- 学生経費はどのようになるのであろうか。
- これこそ国大協の問題であろう。従来より増えるということはない。とにかく学生経費、研究費と言っても、これまでその遣り繰りに苦慮してきているので、研究費の方が大幅な増額になれば、教育費の方にも潤いをもたらすであろうことを期待している。
- 基礎科学の内容はどのようになっているのであろうか。
- その内容は相関理科学であつて、物理、化学、生物および数学もできるというオールラウンドの学生を育てようという内容のものである。はじめは、文科系の教養学科だけのシニアがあつたが、数年を過ぎたのちに、理科系についても設けることになった。しかし、第2理学的なものになることをさけるため

に、相関理科学という意味の内容をなしている。

○ 大学院と教養学部はどのような関係になっているのであろうか。

○ 教養学部には、他の学部の上にあるような、例えば、理学系あるいは工学系等に対応する独立の研究科はない。したがって、教養学部の専門の講座は、それぞれの系に入るとい形をとっている。しかし、専門課程の中には、教養学部はその課程を置くものもある。けれども、ゆくゆくは、文科系の方では教養学部の上に研究科を置きたいという動きはある。

ところで、東大の大学院は、はじめは学門の専門別の研究科になっていたが、ある時代から学部の上に乗ることになり、学部長が、それぞれの研究科委員長を兼ねることになった。ただ、文学部関係が人文と社会に分かれており、人文系の委員長は文学部長が兼ねるが、社会はそうではなく、そのうえ社会のマジョリティは教養学が中心になっている。そのような関係から教養学部の上にも研究科を置けば、10学部対10研究科となるわけであるが、精神論から言えばこのような解決は望ましくない。そうして、大義名分としては、東大全体としての教養学部に格差があるべきではない、ということについては了解ができて

いる。

○ 従来は教養学部教官の70%が大学院研究科に入っていたが、今回の改善によって、全部がそれぞれの系の研究科に出席することになるのであろうか。

○ その資格だけができたことになる。要するに、教養学部の今回の改革は制度改革であるが、既存の大学院に重大な影響を与えないと

いう原則になっている。したがって、大学院の講座に入ったからといって、直ちに、講義を担当するというにはならない。このような例は研究所にもみられる。

○ 学位の名称はどのようになるのであろうか。

○ 学位は従来どおり変化はない。

○ 学生の本籍（所属）はどこにあることになるのか。

○ 学生の所属は従来と変わりなく、ジュニアの者の全部および教養学科と基礎科学科の者は教養学部に所属する。大学院学生はそれぞれの系の本籍があるという形になっている。なお、新規要求の講座には、学生をつけない苦肉の策の要求をとっている。

○ 大学院学生は若干の増になるのであろうか。

○ 既存の大学院に重大な影響を与えないというのが改善の前提であるが、最低限1講座当りマスター、ドクターともに1名は引き受けざるをえないことになった。

ここで、委員長から、これまで数回のケース・スタディを行ったが、いずれもむずかしい問題があることがわかった。しかし、当委員会としては、まとめのための何等かの糸口を見出さなければならないので、それには今後の作業をどのようにすすめればよいのであろうか、と提言があった。

この提言に関して次の意見が交された。

○ 教養部あるいは教養学部の教官全部が、大学院に入れるのであれば問題はないのであるが、そうでなければ、新たな格差を持ち込むことになる。

○ このような問題は事情は異なるが、各大学

にあると思う。委員会としては、全体を統一するような結論をだすことはできないにしても、幾つかのパターンにわけてまとめることはできるであろう。

- 教養部教官の処遇の問題もさることながら、教養課程については、大学教育の中の教養課程の位置づけ、ということについての方向性がほしいように思う。これを、国大協レベルで、何等かの意見をだすことができれば、各大学の役に立つことになるだろう。
- これまで教養課程の改善の改革についてのケース・スタディをやってきた。そして、この改革の現状を、文書にまとめることはできないかという視点で考えられてきたものと思われるが、実は、香川大学で、一般教育と責任体制ということについて、検討された結果がだされている。これには、教養部をもたない教養課程がかかえている問題のパターンがまとめられているので、これも一つの参考にしたいためである。
- 単科大学がかかえている教養課程の問題もある。そうして、教養課程については基本的な共通な問題もあるはずであるから、その共通問題を当委員会ピックアップして、それに対する国の姿勢はいかにあるべきかということについて、国大協の見解をまとめて、要望をだすという方向で今後の作業をすすめてほしいものである。
- その問題に関しては、さきに第2常置から調査研究報告がだされ、教養課程に関するある程度の問題の指摘と改善の可能性の方向が述べられている。今日まで数年を経てはいるが、同様のことをもう一度やるについてどの程度の意味があるかということがある。そうして、共通問題と言っても、すでに常識化さ

れている教官不足、研究・教育のための条件、施設・設備、学内の格差、カリキュラムの面における統合性の問題等は挙げられないわけではないが、実際問題となると、各大学に置かれている教養課程の違いがある。そのような状況の中で、国大協からだされる見解が、それぞれの大学にどの程度の親しみをもつことになるかという問題がある。

- 共通する全てのことを取り上げるとなるとスムーズにはすすまない。そこで、その共通問題の中で、個別に推進をはかることができる問題があれば、それをピックアップして、国大協として、研究の結果をもとに改善できる可能性を提起するということになるだろう。
- 具体的問題の一つとして、大学の中の教官意識の壁という問題がある。大学によっては、いまだに旧制の大学のイメージが強く、教養部ないしは教養課程は、大学に付け加えたものにすぎない、というような意識が定着している。簡単に言えば、教養部は単に教育に関する組織ではなく、大学の研究・教育の組織である、ということが明記されれば、各大学は改善のための努力の土台ができるし、相当の変化をもたらすことになるだろう。
- 教官意識の問題にしても、旧制の高校あるいは大学の教官であった者が、大学を去りつつあるので、いまやその転機にきていると言えよう。
- 研究・教育の明文化の問題は、関係の法令を調べ、資料を整えた上でまとめることはできるであろう。
- 教養課程に関するすでに常識化した、ある一部の問題だけを、この委員会がまとめてみても迫力がない。国大協として、一般教育に関する基本問題を尋ねるとすれば、全学の教

養課程の教官を集めて研究し検討した上で結論をだす、ということができれば迫力もですが、それにはどのようなプロセスを踏まなければならないかという問題がある。

- 教養課程に関するすべての共通問題を、一挙に解決しようということは無理である。しかし、その中での突破口を開くための努力は国大協としてなすべきであろう。

以上の意見交換が行われたのち、委員長から、今後の作業のすすめ方につき次の提言があり、これを了承した。

- ① 教養課程に関するケース・スタディは、今回をもって一応終ることとする。
- ② 各委員は、当委員会が今後取り上げるべき問題点を、次回までに考えてくることにする。

## 教養課程に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和52年12月23日(金) 13:30~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 武谷委員長  
        広根、久保、佐々木、円藤、竹山、岳中  
        各委員  
        式部、佐久間、緒方各専門委員

武谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

去る秋の総会で当委員会のこれまでの経過報告をしたところ、多くの大学から、そのようなケース・スタディを行ったのであれば、参考になることであるから、報告書にまとめてもらいたいという要望があった。そこで、この委員会としては、早速これまでの検討結果をまとめてみることにしたいと考え、本日お集まりいただいた次第である。

## 議 事

### 1. 今後検討すべき問題点について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

これまでの検討結果をまとめるについて、本日午前中小委員会を開き具体的な相談をした。その結果、次のような形で、そのまとめをしてはどうであろうかということになった。

これまでケース・スタディとして取り上げた岩手、東京、名古屋、大阪、広島の5大学についてその結果をまとめることを目標にする。これらの大学は、既に全面的、あるいは部分的に教養部の改革を実施している大学であるので、その実情を整理して報告することにする。そして、そのまとめ方としては、次のような項目によることとする。

- (1) 改革の目標について
- (2) 改革の内容について
- (3) 改革による実際的なメリット、デメリットについて
- (4) 今後の改革の構想について

以上のような項目を骨組みにして、それぞれの大学から資料を提出して貰い、それをもとに検討してまとめることにしたい。そして、そのまとめの作業は、次のメンバーで小委員会を構成して当ることにする。

久保委員	(東京大学)
式部専門委員	(広島大学)
佐久間	" (広島大学)
緒方	" (九州大学)
未定	(岩手大学)
未定	(大阪大学)
未定	(名古屋大学)

以上の7名で小委員会をつくり、今までのケース・スタディの結果を整理して原稿を作成

し、その原案を委員会で審議し、承認が得られたならば、これを報告書として来年6月の総会に提出する運びにしたいと考えている。以上のような進め方でよろしいかどうかお諮りしたい。

なお、それと同時に、現在教養部を有していない大学の事情についても、考える必要があると思う。この教養部を持たない大学には二通りあり、その一つは単科大学の場合であり、いま一つは普通の学部はあるが学部が一般教育を担当している場合である。これらの大学における教養課程の問題も上述のものと併行して小委員会で検討し、まとめられればまとめることにしたい。なお、この教養部を持たない大学における一般教育の問題については、香川大学の堀地一般教育部主事を委員長とする、一般教育責任体制調査検討特別委員会から51年2月と52年4月の2回にわたり詳細な報告書が出ているので、これをもとに香川大学の方で教養部を持たない大学での問題点をまとめていただければ、小委員会でこれを検討し、ケース・スタディの結果と一緒に報告書に盛り込むことにしたい。それと、純然たる単科大学の場合にはまた事情が異なるので、これについても、もし該当大学から問題点についてメモ式のものでも資料を提出していただければ、これも含めて取扱うことにしたい。

以上のような説明があったのち、次のような意見が交された。

○ 一般教育責任体制についての問題点は、先程紹介があった「国立大学一般教育責任体制に関する調査検討報告書」に詳しくまとめられているが、ここでその問題点を取り上げて具体的な問題点を浮き彫りにすることによっ

て、今後の一般教育責任体制に対する問題点解決策の糸口になるような方向で検討されてはどうであろうか。

- 現在の大学教育は専門教育と一般教育に分れており、専門教育は学部が責任を持っているが、教養部も責任ある部局である以上それ自体の教員組織を持って独立すべきであり、その基盤に立って改善を考えていくべきであるとの考え方がある。このように教養部制を堅持する場合、どのようなデメリットがあるかが一つの問題である。
- 一般教育担当部局においては人的・物的条件の整備、教官処遇の問題などについて多くの不満がある。それらをどのようなかたちで解決するかということが検討されなければならない。それをケース・スタディの方法で検討し、種々のパターンのやり方についてこれを促進するような形のものにまとめるのがよいと思う。まとめる内容は多いが、教官処遇の問題に集約されることになる。もし小委員会で種々なパターンにわたっての検討が可能であるならば、それらの資料の提出を各大学に求めることにしてはどうか。
- 問題の基本は教官処遇の改善ということであるが、この問題にどういう姿勢でアプローチするか。各大学ではそれぞれ改善の努力をしているが、これを共通の問題として位置づけを明確にして当局に要望すべきである。そうしないと教養部を持たない大学では処遇の改善はできない。これから改革しようとしている大学の努力が実りあるものになるような報告書を作成してもらいたい。
- いわゆる旧制大学（以下旧い大学という）の教養部については、講座制である学部との格差の問題があるが、いわゆる新制大学（以



下新しい大学という)では学科目制である学部との格差は余りない。教養部を持たない大学での一般教育の問題は、格差に関するのではなく責任体制の問題である。単科大学の場合には、やはり格差問題がある。このように格差の点でも問題の多い大学と少ない大学とがある。これまで行ってきたケース・スタディの対象となった大学は格差のあるケースのものであったが、これについての問題のまとめを行うと同時に、その格差が縮まってもそれが教養部にプラスになったかどうかの問題もあるので、その点についても検討したい。

- 新しい大学にあっては、各学部と教養部との間では格差も目立たないようであるが、新しい大学の各学部では修士課程設置の要望も強いので、近い将来には教養部との格差という問題が起こり得ると考えなければならないのではなからうか。
- 午前中に開かれた小委員会では、教養課程の問題を全国一律に取扱うことは実情に合わないという意見であった。例えば、香川大学のように、教養部がなくて複数の学部を有している大学での現在の教養部改革の最大の問題点は何かということがあり、また、東京水産大学のような大きな単科大学での教養部改革の問題点は何かというようなことである。それで、それらの大学の状況を伺って、そのようなパターンでの共通性は何かということ意識においてこれらを検討し、そうして、なお、これ等以外に漏れている問題については、アンケート調査でもしてこれに加え、この教養部改革問題についての締めくくりをしてはどうであろうか。
- 一般教育をそのままの形にしておいて、こ

れを基礎講座にレベルアップするというのが共通的な考え方であるが、これは仲々認められない。

- 単科大学での教養部設置は単科大学共通の問題であるが、事務当局にはそれは不可能だという固定観念があるので、この点文部当局に理解させる必要がある。
- 教養部の問題として、教官処遇のことは以前から叫ばれていることであるが、もう一つの問題として、学生数に対する教官数の問題ということがある。これには学生数30人に対し教官1人の場合も、12~13人に1人という場合もあるようだが、これが学生数20人に対し教官1人ということにでもなれば、教養部も随分良くなるであろうという意見がある。しかし現在、教官数を普通の手段で増やすということは不可能である。それで、制度を抜本的に改善しないことには、処遇の問題も、教官数の問題も解決しない。このような問題解決の方法として、各大学で個々に実施できることもあろうが、全般的に行わなければならない事柄もある。この辺のところを検討すればよいのではなからうか。

それと、教養部の教育内容についてであるが、理科系では一般教養というのがあり、文科系では基礎科学というのがあるが、これを履修することは実際に必要なかどうか。このような教育内容が問題になりはしないだろうか。

それからもう一つには、専門学部と教養部の相互乗り入れはよいとしても、いわゆる楔型方式とかいうかたちで専門科目が教養課程の中に入りこんで、教養部の分野を埋めていくという傾向がある。このような問題に対して、教養部として何か問題を持っているので

はないであろうか。

- 理科系、文科系の一般教養にあっても、専門とのつながりという意識において、教育に携わる教官自身が研究指導をなすべきものであると思う。
- 教養部の教育はあらゆる分野にわたっているが、このような形が教育上よいのであるのか、あるいは保健体育、言語などは別にわけて教育するのがよいのか、教養部の教養ということが何であるのかがよくわからない。
- 基礎科目というのは、専門の入門のためのものである。ところが一般教育というのは専門教育のための予備とか準備ではなくて、人生観を養うとか、広い視野を与えるとかの独自の教育目標があるものと思う。このような考え方からすれば、専門につながる基礎科目という専門の一部が、現在一般教育というものを侵蝕しているといった感じである。これは、専門科目というのが非常に広くなり、教えることが増えてきたので、2年半では到底こなせないという実情が一方にあるために、必然的に起きてきている現象だと思う。そこで一般教育の観念あるいは目的というものを検討する必要があるのではなからうか。いま一つには、ソーシャルニーズという面から、大学の学生定員を増やしているので、大学教育を受ける能力のないものまでも教育するということところにも問題があるのではなからうか。
- 国大協の大学運営協議会が公表した「大学改革に関する調査研究報告書」(48年12月)の中で、教養部のあり方というところに簡単ではあるが、教養部の問題点が次の項目により指摘されている。

- (1) 大学における一般教育(どう位置づけるか)

(2) 一般教育科目(特定することがベターか)

(3) 教養課程(前期課程、後期課程の特定はよいか)

(4) 教養部の問題(組織、研究、格差、改善策等)

(5) 外国語教育

(6) 保健体育について

以上の諸問題を基礎にして、更に各大学より具体的な問題点を提出してもらって議論を進めていけば、まとまっていくのではないであろうか。

- 一般教育の理念であるが、新制大学発足当時は、全人的な人間教育という理念でスタートしたのであるが、この理念が実施以来数年を経た現在でも、なお必ずしも定着していない。この点を掘り下げて検討してみる必要があるだろう。

- 基礎科目の問題であるが、ある大学の場合では、同じ自然科学ではあるが、はっきり一般自然科学の学問を研究するという工夫があり、一般物理、一般化学あるいは一般地学というような名称を設けて、研究指導する者も専門の基礎を学問しているのではないという意識で、一般教育の中に入れて実施に努力をしたということがある。その場合にも、教官は新しい学問について研究しなければならず、また、学生の方は非常に興味を示す者と、わからないという者がいるようであった。しかし、このような教育をすれば専門に進んでも理解し易いのではないかと思う。

理科系に進む学生に対する基礎科目というのをどう扱うかということは、具体的に現場では苦慮しているところである。専門学科に必要なものは専門基礎であるが、教養部で行

う基礎というものは、少なくとも幾つかの学問領域または、具体的には学部・学科にまたがるものは行うけれども、はっきり専門の積み上げの基礎というのはいらないという考えである。

- しかし、現実には一般教育科目の自然科学は、その実質は専門の基礎を行っている。
- それには2種類くらいのタイプがある。理科系では専門基礎を課し、文科系では一般科学を課すというようなやり方もある。
- 総合科目によって一般教育の特色を出すということで各大学でこれを取り上げている話をきいているが、一般教育のスコープをどう考えているか。
- 一般教育については次のように考えられている。

職業教育に直結していないのが一般教育というもので、全人的な人間教育としての文学あるいは芸術というように人間の創造的活動に直接役立つもの、社会生活に必要な社会構造に関するもの、また自然現象を理解するためのものという、これらの三つの学問を高いレベルで教育するのが、一般教育であるというように一応定義している。専門教育に進むにしても、これがベースであって、例えば造船学を修める者であっても文学を知ることには必要であろうし、政治家も歴史や自然科学の知識が必要である。具体的に教育するのに、概論を教えるか特別興味のある学問について教育するかは、バランスの問題だと思う。一般教育というのは、本人が専門家になるのに必要なことを教えるのではなく、人間性を豊かにするために役立つことを教えるものというように考えられている。

- 歴史的にみて、教養課程というものが入学

初めの2年間ということ、専門の準備教育のように考えられ勝ちである。しかし、一般教育が出て来た原点というのは、必ずしも現状のような形で一般教育が主張されたのではなくて、大学の教育はこれでよいのかという問い掛けの中から出て来たものである。すなわち、どんな大学を卒業させるかということであって、従って教養課程だけで完結するものではない。新制大学が設置以来30年にもなるので、教官の中には、それぞれの専門の教育は受けてはきたものの、現在の教育環境の中で育った教官達も多くなっているので、これらの教官の間では学部の壁を持たない専門家の集団が出来上がっているものと思われる。これは、日本の歴史にない特別な専門家の集団が出来上がったものといえる。そうして、これまでの基礎教育とか、専門の準備教育を生涯の仕事あるいは理想とされていた教官の多くは退任されて、現在は全く新しい教官層が出来上がりつつあると考えられる。このような状況である大学の中で、研究・教育の新しい仕組みを考えようと思えば、善し悪しは別として、一つの材料は出来上がっていると言ってよいのではなからうか。今後の教養部改革については、教育内容の問題、処遇の問題あるいは責任体制の問題等があるとは思いますが、新制大学創設当時とはかなり違った教官の体制になっていると思う。これは、また、今後教養部の改革に当たってのいろいろな可能性をもっているものと思われる。

- 旧制高校の教育を受けている者の中には、旧制高校のように教育すればよいのではないかというような考えが郷愁のようなものとしてあるわけである。いままでは、このような教官が指導に当たっていたが、しかし、現在は

世代が変ってきているという事情もあり、もう一つには、旧制の時代とは学生の質もかなり変ってきているという事態がある。このような状態にある現在、人間形成に当たっての大学教育は、このままでよいのかということが考えられる。

- 大学教育を受ける能力をもたないと思われるような学生までを含めての人間形成ということで教育の方向を考えるだけでなく、このような学生を専門家とするのにどのような仕上げをするのかというようなところまでを考えなければならないのではないだろうか。
- 「大学改革に関する調査研究報告書」(48年12月)の中で、教養部制度の新しい方向として幾つか提案されているが、いわゆる新制大学の教養部のもつ問題からみて、今後改革されるとすれば、これらの方向をもとにして議論されていくのではないだろうか。
- アメリカのリベラルアーツカレッジでは、文、理の2つを含めたような形で4カ年、何かの専攻部門で勉強するが、しかし、この4カ年に専攻したものは将来の職業とは必ずしも直結したものではない。このことは、考えてみれば人間形成であろうと思われる。そして、これを卒業してから医学部とか法学部等の専門学部に進学する。ところが、日本の大学教育では、専門性が非常に進んでいて、教育全体としての人間形成については、教官にも、学生にも、そのような意識は少なく、卒業と同時に職業に直結した教育をしているようである。
- 教養部というのが、旧制高校のように独立性を持たず、完全な専門への通過期間になっている。しかし、いずれ専門へ進むのであるから、その周辺についてできるだけ幅広い学

問を修めるという考えで、基礎と一般教育とをそうはっきり区別する必要もないのではないだろうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

差当り、来年6月の総会までの目標として、第一点としては、今までのケース・スタディについてのまとめをする。その過程でいろいろ問題が出ると思う。その作業を来年6月目標でやるが、これについては、先にも述べたような小委員会において原案を作り、親委員会の審議を経て成案とする。

第二点は、単科大学あるいは教養部が現存していない複数の学部をもつ大学からも、具体的な問題点を提出してもらい、別なパターンの大学における一般教育の問題についても検討をはじめたいと思う。それには、必要ならアンケートを行うが、差当りこの委員会の委員である香川大学、東京水産大学、浜松医科大学の3大学に、その問題点をまとめた資料の提出を1月下旬までお願いしたい。それを1月末開催の小委員会で検討し、その進み具合で3月あるいは4月頃に委員会を開いてご意見を伺うことにしたい。そして、6月までにケース・スタディの分については文書にして出し、単科大学等の分についてはその時までにとまとめれば一緒に出すが、間に合わなければそのあとで別途に発表することにしたい。なお、その過程において、国大協として文部省に要望的なものを出したらということになれば、これをまとめて次の6月の総会までに準備をするということにしたい。問題は主として金に関わる問題であるので、機会をみて文部省と折衝を重ねる要もある

う。また、必要に応じ、6月総会前に文部省から関係官を招いて懇談したいとも考える。大体そのような進め方でよろしいであろうか。

## 教員養成制度特別委員会 議事要録

日時 昭和52年11月8日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 須田委員長

岡路, 九嶋, 田浦, 三上, 井上, 大賀,

小野各委員

真下, 山田各専門委員

須田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり挨拶があった。

本日は、「大学における教員養成(案)」について、去る10月28日の小委員会において各大学から寄せられた意見をもとにして整理した小委員会案を最終的に審議し、できれば本委員会の成案を得て理事会および総会に報告する運びにしたい。

### 議 事

#### 1. 「大学における教員養成」(報告書案)に対する各大学からの意見の検討

初めに委員長から次のことが述べられた。

さきに「大学における教員養成(案)」を各大学に送付しご意見を伺ったところ、50教大学から貴重なご意見が寄せられた。そこで、小委員会でご意見をつぶさに検討し原案の修正を行った。しかし、その修正は、原案を一貫して流れている当委員会の基本的な考えを変えることはしないで、最小限の修正にとどめることにした。本日はこの原案を朗読しながら検討することも考えたが、各委員には、さきにこの原案をお手許に送付して、すでにご一読いただいているので、ここでの朗読は省略する。つ

いては、本日の作業の手順としては、まず、配付資料のように「大学における教員養成(案)」の修正点を事務局に整理してもらってあるので、その説明を聞きながら原案を一通り修正する。次に、真下専門委員の担当部分の追加原稿を検討し、最後に、各大学から寄せられた意見の総まとめを田浦委員に「あとがき」という形でまとめていただいたので、その説明を伺ったのちに、これの取扱いについて協議することにする。

概ね以上のことが述べられたのちに修正作業に入り、原案の各章の順序に従いながら補足修正が行われた。その際に、この報告書を公表したのちの、大学における教員養成に関する問題に対する、当特別委員会が取り組む姿勢について、この報告書に提起しておくかどうかについて、次の意見が述べられた。

田浦委員のまとめられた「あとがき」にも触れてあるように、今後、検討しなければならない多くのむずかしい問題を残していることを痛感した。したがって、本報告以後の取扱いについてということで、今後、当委員会としての取り組み方の方向ないし課題の設定を明記しておくということはいかがなものであろうか。

これに対し、委員長より次のように意見が述べられた。

そのことは、希望的意見としてはわかるが、当委員会としては、その方向や課題は十分慎重に見定めてやらなければならない。たとえば、設置基準の設定という一つのことにしても、それが本当によいものかどうかの判断はむずかしい。そこで、これだけ多くの問題の指摘があったので、小委員会でも、さらにこれらの問題を整

理して当委員会はどこに将来の問題提起をして取り組んでいかなければならないかということ、もう一度十分検討してみなければならぬ。いまの段階で、今後の取り組み方や課題の設定をすることは無理だと思われる。なお、教大協からだされた設置基準に関する意見についても、国大協は検討してみる必要があるから、今回の国大協の報告は、この案をもって当委員会の成案にすることにしたい。

以上の提言が了承されて本日の議事を終り、最後に小野委員から、定年退官（大分大）に伴い委員を辞任する旨の挨拶があり、これに対し委員長より謝辞が述べられた。

## 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和52年12月22日（木） 10:00~13:00

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 （文部省側）

木田、佐野、井内、三角、西崎各委員  
阿部、滝沢、斎藤、逸見各専門委員  
浪貝学生課長、佐藤計画課長、その他

（国大協側）

向坊、岡本(道)、香月、今村、岡本(舜)  
各委員

吉田、佐藤、丁子各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長より次のとおり述べられた。

本日は、文部省と国立大学協会との協議により、至急にお集まりをお願いすることになった。

については、来年度の国立学校特別会計概算要求に関し、文部省当局から大蔵省との折衝の状況等を伺い、それにもとづいて意見交換を行うことにしたいが、その前に、国立大学協会側の委員として、川上（前）東京工業大学長に代り、新たに香月千葉大学長に委員を委嘱するこ

とになったのでご紹介する。

以上の挨拶が続いて、木田議長代理より次のような挨拶が述べられた。

来年度予算については明日大蔵原案が内示される。来年度は公共事業関係に重点をおくという基本姿勢であるが、このような場合には、往往にして極端な舵取をしようとするために、その部面の反対側にはアンバランスが生じてくるということがある。そこで、ある程度の微調整をしなければならないが、すでにここまで追いつめてきた現実からして、残されたわずかな日数でどの程度の微調整ができるかむずかしい情勢にある。いずれにしても蓋を開けてみなければわからないが、全体のプロポーショナルをどこまで整えることができるか気掛かりである。これまでの特別会計制度協議会の意見も伺い、それによる詰めを行っているが、まだ蓋があいていないので、本日はその感触をお伝えするだけであるが、一応ご説明してご意見を伺うことにしたい。

以上の挨拶があったのち協議に入った。

## 議 事

### 1. 昭和53年度概算要求等について

初めに文部省側から、資料「昭和53年度予算編成方針」、「財政制度審議会報告」、「国立学校特別会計教職員定員増加状況」をもとに、次のとおり説明があった。

まず来年度の予算編成方針についてであるが、これについては、公債に依存する異常な状況にある現在のわが国財政の健全化を図ることが重要な課題となっている。そうして経済運営の基本としては、内需中心の景気回復を図ることを指向している。このような状況にかんが

み、昭和53年度の予算及び財政投融资計画は、財政の節度維持にも配慮しつつ、民需の動向を踏まえ、内需の振興のため財政が積極的な役割を果たす必要があるという考えにたって、臨時異例の財政運営を行うこととしている。

これにもとづいて財政規模に関しては、一般会計予算を経常部門と投資部門に分けて検討し、①経常的経費について経費の節減合理化に努め、極力その規模を抑制する一方、②投資的経費については、景気の着実な回復に資するよう、積極的に規模の拡大を図る方針とした。

次に重要な点は「財源の重点的かつ効率的な配分」ということであり、これについては①新規施策は、既定の経費・制度の整理合理化によって捻出する財源によって賄うように努める、②一般行政経費については、人件費、物件費を通じて厳にこれを抑制し、特に各省庁の経常事務費については、前年度と同額程度にとどめるものとする、③各省庁の部局の増設及び特殊法人の新設は行わない、④国家公務員の定員については、定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても極力振替によって対処し、増員を厳に抑制する、⑤補助金については、全体についてこれを洗い直し、廃止、減額、統合・メニュー化、終期の設定等の整理合理化を積極的に進める、等の方針がだされている。

要するに、来年度予算の編成方針については、経常的経費は極力抑え、反面投資的経費については十分なものをみていくという景気対策的な要素を色濃くだしているという点の特徴になっている。

これを国立学校特別会計に当てはめてみれば、施設等についてはかなり大幅な財投が見込まれるであろうが、定員ないしは人員増を伴う

内容のものについては相当厳しいものが予想される。

次は大蔵省の財政制度審議会の答申についてであるが、ここで一番大きな問題は国立大学の授業料の問題である。これについて同審議会は、費用負担の公平の確保の見地から、国立大学授業料について適正な引上げを図るとともに、学部間等で授業料等の格差を設けることも併せて検討すべきである、と提言している。

次に、教職員の定員増についてであるが、これについては極力、大学側と相談し、どうしても取らなければならないものに絞った要求になっている。これに対し、大蔵省・行政管理庁の基本的な方針は、前年度の伸率の85%に止めるという考えである。したがって、原則的には今年度増の3,240人を下回ることになる。しかし、学年進行に伴う需要増や新設大学のための必要要員もあるので、極力折衝を重ね大学の整備要求に応える努力をしたい。しかし、状況は厳しいものがあることを理解されたい。

以上のほか、授業料、寄宿料、入学検定料、看護学校給食費等について大蔵省と折衝した経過について報告があり、これについて質疑応答があったのち、予算問題について次のような意見交換があった。

○ 定員は、今年度伸率の85%ということであるが、これには新設医大も含めてのことであろうか。

○ 85%という率は、全省庁を通じての考え方である。しかし、文部省関係では学年進行分などもあり、その程度の率で済まされるものではないので、必要最小限のものを確保できるよう極力折衝している。文部省関係がそのような実情にあることは大蔵省・行政管理庁

も十分わかっているもの、だからといって、全体の状況からして大幅の増を期待することは到底できない。なお、この85%のなかには国立学校設置法の改正によって総定員法の外にでたものと、総定員法で定めた定員の双方が含まれている。今回の改正によって総定員法内の折衝は幾分楽になっている点はあるが、85%というものが全体を通じての考えであるので、やはり全体として困難な状況にあることには変りはない。

- 育英奨学金のことであるが、前回支給額が上がったが、実際の状況はよくなるということである。特に大学院において奨学金の貸与を受ける者の率が下がったという苦情がでているので、金額もさることながら人数の増についても努力されたい。
- 大学院レベルのところでは修士課程・博士課程ともに学生数が増えているので、ある程度の数の増についても折衝することになっている。なお、育英奨学金の問題は、私立大学も含めて考えていかなければならない問題である。
- 二次補正予算のことであるが、政府は公共事業拡充政策により二次補正予算の編成をやっている。そのうち国立学校関係については、施設整備の面——例えば管理棟・講義棟・図書館等、従来は手が付けられなかったものを、この際積極的にすすめようということである。その予想としては52年度歳出では40数億、それに53年1～3月分として60数億の歳出補正予算が、来年度予算の内示とともに示達されるものと思われる。これにより27大学の施設に実現の見通しがつくことになる。

次に、公害関係の大型設備の改修工事60数件を実行したいという計画が施設部ですすめ

られている。

- その二次補正予算というのは53年1月から3月までのうちに支出しなければならぬ性質のものであろうか。
- 学校施設の完成には3カ月ないし6カ月を要する。したがって、例えば、53年3月までは4割の支払を計上し、53年度は契約された残額の6割を支払うというような支払区分がある。
- このように一斉に建築をはじめるとなると、建築費の値上りを引き起こすという心配はないであろうか。
- それはむずかしい問題である。建築単価については、49年度の石油ショックでほぼ2倍になったが、その後は毎年6%ないし7%程度の値上りというところに落ち着いてきた。しかし、このような景気浮揚という観点から大規模の財政支出を行うことになれば、単価がどのように動くかという未知数の問題はあがあるが、建築費自体は51、52年度は落ち着きをみせているということと言える。  
なお、建築業界の仕事が落ち込んでいるので、競争が激しいということもあって、52年度の入札執行状況は既定の配分子算の範囲内でスムーズにすすんできているし、年度末3月の調整ではやや減額になるのではないかという傾向にある。
- 一般的なことであるが、来年度の予算編成が財政投融资に傾斜し経常的経費を抑制するというのであれば、そのことは国立学校特別会計にどのようなメリット、デメリットが現われてくるのであろうか。
- 特別会計制度のメリットとしては、例えば、収入を伴う病院の建設には大幅な財投を活用することができるし、収入も特別会計の



分で歳出することができるというメリットがある。今年度の財投は390億であったが、来年度においてもこの財投を大きく増やす努力は可能である。

次に、特別会計の伸率であるが、これは一般会計の伸率が13.8%であったのに比べ、特別会計は14.数%の伸率であるので、大きな率で伸びているということは言える。

なお、一般会計の分は各省庁が統一的な制約を受けることになるが、特別だということに強く要求できる面がある。

- 授業料問題は毎年のように論議されているが、これは授業料についての抜本の見解がないからである。財政制度審議会の答申はその考え方の方向が全然違うので、この際国大協としてもはっきりした見解をまとめる必要がある。
- その点はぜひ考えてほしいが、それについてはこれからの日本の財政運営や経済のメカニズムも考えて検討してほしい。現状固定では説得力がない。

その他科学研究費、東南アジアとの学術交流、留学生問題等が話題になった。

## 就職問題懇談会議事要旨

日時 昭和52年12月22日(木) 14:00~15:00  
場所 国立教育会館第8研修室  
出席者 大学8団体、高専3団体(公立高専協会、私立高専協会欠席)  
(文部省)  
浪貝学生課長、清見課長補佐、他2名

開会に当り、文部省浪貝学生課長より次のとおり挨拶があった。

年末ご多忙のところ急遽ご参集いただき恐縮

に堪えない。このように急遽お集まりいただくことになったのは、次のような事情によるものである。来年度の就職協定に関して、高校卒業予定者の就職事務開始時期の問題で労働省側と文部省側との意見が食い違い、そのためこの問題の結着は年を越しそうな形勢にあった。それで、当方もそのつもりでいたところ、昨日中央雇用対策協議会が開かれ、そこにおいて、高校関係の問題は一時保留して大学・高専関係の分のみを決定するという異例な措置が取られた。それで、こちらの方としても各大学・高専団体としての申合せを早急に行う必要が生じ、本日急遽お集まりいただくことになった次第である。そのようなことで、今日は、まず昨日決定された中央雇用対策協議会の決議の内容を説明し、ついで大学・高専側の申合せを作成したいと思うので、よろしく願いたい。

昨日決定された中央雇用対策協議会の決議の内容は、基本的には昨年度のものと同様ではない。すなわち、①求人(求職)のための企業と学生との接触は、卒業前年の10月1日以降とする。②選考は、同じく卒業前年の11月1日以降とする。というもので、これは昨年度のものと同様である。ただし、本年度の決議では、これが53年度だけのものでなく、「53年度以降」という移行協定となっている点が異なっている。それといま一つは、「決議の実効を確保するための措置」の部分について、昨年度の3項目のほかに第4項として「労働省及び文部省は必要に応じて、早期選考及び早期推薦を行った業界、企業及び学校名を公表する」という一項が新たに加えられた点である。

この第一点の移行協定としたことの理由は、大学・高専については10月—11月の線(51年度より施行)が定着しつつあるので、これを継続

した方がよいとの大多数の意見にもとづくもので、特別の事情の変化がない限りそのようにしたいということである。ただ問題は、高校関係の就職時期との絡みである。労働省側の考えは、大学・高専の方は動かさず高校の方を動かしたい（大学・高専のあとに回す）という方針のようであるが、これがどう決まるかによって大学・高専関係にも変更が生じることも考えられる。

第二点の「決議の実効を確保するための措置」に新たに第4項を設けたのは、10月1日以降の求人（求職）のための企業と学生との接触の過程で、事実上の採用内定が行われ、11月1日以降の選考が形式的試験に化しているとの批判に応え、これを防止する具体的な規制措置を講じたものである。

概略以上のようなことであるが、これについて質問、ご意見等があれば承りたい。

これに関し、①高校関係の就職試験時期についての労働省、文部省の考え方、②それと大学・高専の就職試験時期との絡み、③就職協定について業界側に大学側の意見を反映させる方途、④昨年度初めて定められた「企業と大学・高専との求人求職事務についての協定」の再検討、等について種々論議が交された。

中央雇用対策協議会の決議に関して以上のような点について質疑応答や意見交換が行われたのち、大学8団体としての申合せについての協議に移り、まず文部省側よりこれの原案提示があり、これについて次のような説明があった。

この原案において昨年度の申合せと変わった点は次の二点である。第一点は、昨年度の申合せにおいては、昭和52年度に限定した協定となっていたが、今回は、中央雇用対策協議会の決議

に対応し、53年度についてだけのものではなく「53年度以降」ということに改めた。第二点は、このように「53年度以降」ということにしたが、これは恒久的なものではないので、この措置は「当分の間」のものであることを表示することにした。以上の二点が昨年度の申合せと異なっている点で、その他については別段の変更はない。

以上の説明に対し次のような意見が述べられた。

この就職事務開始時期の問題については、まだ十分論議が尽くされていないので、恒久的な協定としないようにすべきである。従って、今回の協定は「53年度以降」ということでなく、53年度に限定し、「当分の間」とあるのを「当面」というように改めた方がよい。

この提案について各団体の意見を徴した結果、全員この提案に賛意を表したので、以上のように修正してこれを成案とし、文部省側においてこれを整理した上、持回りで各団体の会長印を貰い、正式文書を整えることとした。

ついでこれに関連して、昨年度新たに定められた「企業と大学・高専との求人求職事務についての協定」（企業側が求人票等を大学・高専へ送付する開始時期ならびにこれらの資料を学生に対して提示する開始時期を規定した協定）の再検討について、これをどのような方法で行うかについて協議され、これについては年が明けてからこの懇談会のメンバー全員が参加して審議を行うことが決定された。

以上で昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務に関する議事を終り、ついで文部省係官より「昭和53年3月卒業予定者の就職内定状況」（52.11.30現在、任意抽出調査）について別紙資料により報告があった。

最後に浪貝学生課長より次のような挨拶があり、閉会した。

本年は年始めから、文部大臣は学歴社会是正のため精力的な努力を続け、いわゆる排他的指定校制の是正について企業側にも積極的に働きかけられた。しかし、この問題は根が深く、かつ現下の景気の動向による経済界の激動もあって、簡単には実現を期待できない。しかし、これまでの努力によってある程度の効果は挙げているので、学生が公正な就職ができるよう、今後も労働省等の協力を得てこれをさらに推進して行きたい。なお、昨日の中央雇用対策協議会において、大学は、大学生らしい大学生を企業に送ってほしいとの発言があったので、ご参考までにお伝えしておく。本年は何かと多事であったが、来年もよろしく願いたい。

## 第61回総会 国立大学協会事業報告書

(注) 第60回総会より今総会前まで

### 1. 諸 会 合 (63回)

#### (1) 第60回総会

- 52. 6.21 (火) 第1日
- 6.22 (水) 第2日

#### (2) 事務連絡会議

- 52. 6.23 (木) 幹事会
- 6.24 (金) 第27回事務連絡会議

#### (3) 理 事 会 (3回)

- 52. 6.21 (火) 理事会
- 9.30 (金) 理事会
- 11.15 (火) 理事会

#### (4) 常置委員会 (41回)

##### ア) 第1常置委員会

(主要審議事項) 連合大学院問題に関し、農学系ならびに工学系の関係者を3回にわたり招致し、組織運営、制度の得失について検討したほか、総合大学院問題についても審議を進めた。また技術系職員等研究教育補助職員の処遇の問題について、第6常置委員会と合同小委員会を設けて検討を進めることとした。

- 52. 6.22 (水) 常置委員会
- 7.25 (月) 常置委員会
- 8.19 (金) 常置委員会
- 8.31 (水) 専門委員会
- 9.21 (水) 常置委員会
- 10.24 (月) 常置委員会
- 11.14 (月) 小委員会(専門官制度)

##### イ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 大学の履修課程に関する問題について、各大学に再照会しこれをまとめた。また入試改善については、大学入試センターの協力を得て、昭和54年度国立大学入試要項を編纂し、各大学に送付したほか、共通一次実施の期日、国立大と公立大の責任分担の問題その他について検討した。

- 52. 6.22 (水) 常置委員会
- 8. 5 (金) 小委員会
- 9.29 (木) 常置委員会
- 11.15 (火) 常置委員会

##### ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) さきに第4常置委員会と合同で行った、学寮問題に関する各大学の意見ならびに実状調査の結果を中心に、学寮問題について慎重に検討した。また大学卒業予定者の就

職問題に関し、指定校問題の検討、就職見通しの調査等を行った。

- 52. 6.22 (水) 常置委員会
- 7.26 (火) 常置委員会(第4と合同)
- 7.26 (火) 小委員会(第4と合同)
- 7.26 (火) 常置委員会
- 8.29 (月) 小委員会(第4と合同)
- 8.29 (月) 常置委員会(第4と合同)
- 9.29 (木) 就職問題懇談会(文部省)
- 9.30 (金) 学寮問題懇談会(第4と合同)
- 10.20 (金) 委員長, 小委員長打合せ会(学寮)
- 11.14 (火) 常置委員会(第4と合同)

#### エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学寮問題につき第3常置委員会と合同して慎重に検討を進めたほか、さきに要望した保健管理センター、共同利用研修施設等の増設・充実、奨学制度の拡充につきその推進に努めた。

- 52. 6.22 (水) 常置委員会
- 7.26 (火) 常置委員会(第3と合同)
- 7.26 (火) 小委員会(第3と合同)
- 8.29 (月) 小委員会(第3と合同)
- 8.29 (月) 常置委員会(第3と合同)
- 9.30 (金) 学寮問題懇談会(第3と合同)
- 10.20 (金) 委員長, 小委員長打合せ会(学寮)
- 11.14 (火) 常置委員会(第3と合同)

#### オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 学長の国際交流として、本年度はマレーシア国から5大学長を招待する計

画で準備委員会が発足され、受入計画を進めていたところ、先方の都合で来日が不可能になったため、関係方面と協議の上来年度に延期することになった。なお大学間の交流の立場から連合大学院問題について検討した。

- 52. 6.22 (水) 常置委員会
- 7.19 (火) 常置委員会

#### カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 昭和53年度予算に関する要望書を作成し関係方面に提出した。また同時に本年度予算の節約の問題についても要望した。定員問題については、「第4次定員削減と国立大学の事態」を各大学の参考に配付し意見資料等の送付を依頼した。

国立大学教職員の待遇改善としては、助手の任用ならびに職務の実態の調査のとりまとめを行ったほか、研究教育補助職員の処遇の問題について、第1常置委員会と合同小委員会を設けて検討を進めることとした。週休二日制については、各大学に状況報告を依頼し、それを資料として審議を行った。さらに学費問題について検討するため、とくに小委員会を設置した。

また「国立大学財政の諸問題について」のとりまとめを進めた。

- 52. 6.22 (水) 常置委員会
- 9. 7 (水) 小委員会(大学財政)
- 9.13 (火) 小委員会(定員・大学財政合同)
- 9.28 (水) 常置委員会
- 10.17 (月) 小委員会(学費)
- 10.22 (土) 小委員会(給与・定員合同)
- 10.29 (土) 小委員会(大学財政)
- 11.12 (土) 小委員会(学費)

52.11.14 (月) 常置委員会  
11.14 (月) 小委員会(専門官制度)

10.28 (金) 小委員会  
11. 8 (火) 特別委員会

#### (5) 特別委員会 (11回)

##### ア) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学・歯学の修士課程ならびに関連教育病院の問題について検討した。

52.11.14 (月) 特別委員会

##### イ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書を作成し、関係方面に提出した。また、大学図書館の当面取り上げるべき問題点ならびに内外の大学図書館の動向等について検討した。

52. 7.20 (水) 小委員会  
8.23 (火) 専門委員会  
9. 7 (水) 小委員会  
9.13 (火) 小委員会  
9.28 (水) 特別委員会

##### ウ) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養課程の問題につき今回は東京大学の状況をきき、これを中心に意見交換を行い検討した。

52.11.15 (火) 特別委員会

##### エ) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「大学における教員養成(案)」をとりまとめ、各大学にアンケートしてその意見により修正を行って成案を得た。また、教員養成の当面の問題について、文部省当局と懇談した。

52. 7.15 (金) 小委員会  
7.15 (金) 特別委員会

#### (6) 特別会計制度協議会 (1回)

(主要審議事項) 昭和53年度予算の概算編成に関連して文部省側と意見交換を行った。

52. 8. 8 (月) 第33回協議会

#### (7) その他の諸会合 (3回)

52. 8. 8 (月) マレーシア学長招待準備委員会  
8.22 (月) 日教組大学部との会見  
10.17 (月) 大学入試センターとの連絡協議会

## 2. 要望書その他諸活動 (15件)

### (対外的諸活動)

52. 6.23(6.24) 第60回総会において決議された各種要望書(大学保健管理施設、共同利用研修施設の増設・充実、奨学制度の拡充、国立大学教官等の待遇改善等)については、向坊会長、川上副会長、広根、山岡、今村各常置委員長が文部省、大蔵省、人事院、日本育英会にそれぞれ提出し、要望懇談した。

52. 9.16 昭和53年度予算に関する要望書ならびに大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書について、向坊会長、岡本副会長、今村第6常置兼図書館特別委員長が、文部省、大蔵省、行政管理庁および人事院をそれぞれ訪問し要望提出した。

### (各国立大学への意見等照会)

52. 7. 2 昭和54年度における各国立大学の第二次入学者選抜実施の基本的事項について、入試改善調査の一環として8月2日までに国立

大学協会宛各国立大学より報告せられたい旨、第2常置委員長より照会した。

52. 8.12 「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」案について、教員養成制度特別委員長から各国立大学長宛検討方照会した。

52. 8.24 第2常置委員長から、各国立大学長に対し大学の履修課程に関し再度アンケートを依頼した。

52. 9.17 昭和53年3月卒業予定者の就職見通しについて、各国立大学長に対し第3常置委員長名をもって照会を行った。

52. 9.28 週休二日制の試行について、前回に引続き国大協検討の資料として文部省への報告写を送付されたい旨、第6常置委員長名をもって各国立大学長宛依頼した。

52. 9.30 「第4次定員削減と国立大学の事態」について、定員問題に関する各大学の参考資料として第6常置委員長から送付するとともに、これについての意見、感想、資料、調査等を提出願いたい旨照会した。

(資料・連絡強化等)

52. 6.23 本日の理事会において、会長、副会長の互選が行われたことについて、事務局局長名をもって各国立大学長宛連絡した。

52. 6.28 第60回総会において決議された各

要望書の処理について、会長名をもって各国立大学長宛報告した。

52. 9. 2 昭和54年度国公立大学入学試験要項を、第2常置委員長と大学入試センター所長の連名をもって、各国立大学に対し参考のため送付した。

52. 9.12 第3常置委員長から各国立大学長宛「指定校制の是正について」を参考のため通知した。

52. 9.20 昭和53年度予算に関する要望書ならびに大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書を関係方面に提出した状況について、会長名をもって各国立大学長宛報告した。

52.10.11 労働省において、このたび愛知学生職業センターならびに福岡学生職業センターを設立したことについて、各国立大学長宛通知した。

52.10.20 さきに第3常置委員長から各国立大学に対して照会した昭和53年3月卒業予定者の就職見通しについて、各国立大学の回答をとりまとめた調査の報告書を、各国立大学長宛参考のため送付した。

(要望書等の受理)

国立大学協会宛各団体等から下記のとおり要望書の提出があったので、理事会に報告するとともに、それぞれ関係委員会宛送付した。

日付	団体等名称	事項
52. 6. 4	全国大学院生協議会	大学院生の研究教育条件の改善について
52. 6. 20	九州地区国立大学長会議	教員免許取得のための実習について
52. 6. 30	「定住外国人の国公立大学教員任用問題」シンポジウム	同問題についての声明
52. 6. 30	第27回国立大学工学部長会議総会(岩手大)	予算, 人事, 建物, 学生関係等
52. 7. 4	国立九大学法経学部長会議(神戸大)	社会系学部充実, 大学院研究条件等

52. 7. 6	日本学術会議	国立大学教官，研究公務員の待遇改善について
52. 7. 8	国立農水産関係大学学部長協議会	農水産関係の教育と研究に関する諸問題について
52. 7. 11	国立大学教育学部学部長会議	教職教育，教育実習の管理運営組織について
52. 7. 13	全国国立大学教養(学)部学部長会議	教養部定員，予算，増額，施設の改善策について
52. 8. 8	国立大学図書館協議会	国立大学図書館の整備充実要望について
52. 10. 20	国公立短期大学協(議)会	短期大学卒業者の大学への編入学について
52. 10. 28	全国大学院生協議会	女子大学院生の就職差別について
52. 11. 8	全日本学生自治会総連合	学費値上げについて
52. 11. 10	近畿高校教育研究協議会	大学入試改善について

### 3. 刊 行 物

- (1) 52. 8 大学における教員養成(案)
- (2) 52. 9 昭和54年度国立大学・公立大学入学試験実施要項
- (3) 52. 10 第4次定員削減と国立大学の実態(学内資料)
- (4) 52. 11 大学における教員養成
- (5) 52. 11 学寮に関するアンケートの集計報告

会報発行2回(第77号 52年8月)

(第78号 52年11月)

# 諸 会 合

(53年10月～12月)

10.17(月)	13:30	学費問題小委員会
10.22(土)	10:00	給与問題・定員問題小委員会合同委員会
10.24(月)	13:30	第1常置委員会
10.28(金)	10:00	教員養成制度特別委員会小委員会
	13:30	学寮問題打合せ
10.29(土)	10:30	大学財政小委員会
11. 8(火)	13:30	教員養成制度特別委員会
11.12(土)	10:00	学費問題小委員会
11.14(月)	13:30	第3・第4常置委員会合同委員会
	13:30	医学教育に関する特別委員会
	15:00	第6常置委員会
	17:00	専門官制度問題小委員会
11.15(火)	10:00	理事会
	13:30	教養課程に関する特別委員会
	13:30	第2常置委員会小委員会
	15:00	第2常置委員会
11.16(水)	10:00	第61回総会
	12:00	第1常置委員会
11.17(木)	18:00	幹事会
11.18(金)	10:00	第28回事務連絡会議
12. 8(木)	10:00	第2常置委員会小委員会
	13:30	第2常置委員会
12. 9(金)	13:30	専門官制度問題小委員会
12.12(月)	10:00	学費問題小委員会
	13:00	第6常置委員会
	13:30	第1常置委員会
12.15(木)	10:00	大学財政小委員会
12.22(木)	10:30	特別会計制度協議会
	13:30	理事会
	14:00	就職問題懇談会
12.23(金)	11:30	教養課程に関する特別委員会小委員会
	13:30	教養課程に関する特別委員会



近江泥棒、伊勢乞食という。江戸時代後半の日本経済近代化の担い手の功績について、当時の人が反動的に評価したのも、むりはないと思うが、現在にいたるも文字通りにしか認識されていないのは、はなはだ遺憾である。その本当の価値を事実でもって明らかにしようとして江州商人の研究を進めている。もっとも、伊勢乞食については誰かが研究されるであろうが、いずれ隣り合わせた江州商人の親類縁者であると思っている。

江州商人は本家を江州に構えて妻子をここに残したまま、北は北海道から南は九州南端まで、日本全土に店舗を構え、商品生産、流通に従事したが、当時は幕藩体制で、藩は自領内で自給自足経済を基本とし、貨幣を媒介とした自由交換経済は未発達であった。その領域経済を縫って、ある藩の産物を他藩へと流通せしめ、稼得した利益を貨幣の形で江州の自家へ持ち去るのであるから、当時の領域経済の主宰者にとっては、盗賊とみえたにちがいない。農本思想を奉戴した佐藤学派の実践本拠であった仙台藩で「反江州運動」が強く、かつ、仙台藩領は江州商人の東北経済侵攻基地であったというのはその事例の一斑にすぎない。もし、江州商人が勇敢に潜入していなかったら、東北経済の開発はあと百年は遅れたと思う。いつの世でも、イノベーターは貶されて立派になるものである。

江州商人が日本経済の近代化を促進したという論証をここで展開することはむづかしいが、その一例として会計制度が著しく進んでいて、ヨーロッパにひけをとらないことを述べてみよう。

江州商人は近代的商人の具備しなければならない資質の一つとしての計算的合理性の点で優秀であって、一切を貨幣計算に乗せて較量した。清教徒のごとくに節儉を旨とし、商に従事するを天職と心得え、蓄積に努めたが、世にいう「ドケチ」とは大分ちがっていて、すべてが計算的に合理的であった。その行動を支えたのが簿記会計であった。

記録用具、計算技術、記数法などは東洋文化の埒内にあったから、借方・貸方に分けて仕訳けという技法を用いて記録分類を機械的な便利さでおこなうという西洋簿記特有の洗練された技法は発達しなかったが、日本は日本なりに、「帳合わせ」という方法で、該当する記録に検印を押して、「取引複記」の原則を貫いたから、これを整理すれば、収益と費用の差として利益を求める損益計算的成果計算と、年度はじめの正味財産と年度末の正味財産を比較してその増加分として利益を求める資本計算的成果計算の二つの体系に分けて、それぞれで利益を計算すると、その計算結果は一致する筈である。前者は西洋の損益計算書、後者は貸借対照表である。すなわち、複式決算構造である。江州商人はこの決算原理を知っていた。店の内部は職種で分業していたので、帳簿が分割され、職場によって、売上帳・仕入帳・経費帳などに分けられ、多帳簿制をなして、その全部の間で上のような構造をなす仕組みである。西洋の複式簿記とは技法が違うというので、「多帳簿式複決算簿記」と仮称しているが、実質的には西洋の複式簿記とかわらない。ばかりでなく、各帳簿の合計を「大福帳」に合計転記してきて、大福帳が総勘定元帳になるというやり方は、西洋ではドイツ式簿記といわれるが、ドイツ式簿記と同じ仕組みを、ドイツより30年以上早く実現している。陶器でさえこの時代には日本の作品が50年ほどあとでドイツで模倣されるのであるから、商業が日本の方が早くても不思議ではない。

この方法で年度決算され、決算報告書「店卸目録」が支店群から元方店へ、元方店から自家へと送られるが、その間で次々と合併計算され、立派な本支店合併決算になっている。

このような完全な会計制度がなぜ成立したか、江州商人の店は合名会社的な資本持分制企業形態で、損益計算を正確におこなう必要があったこと、支店群は事業部のように分権されていて、その業績管理のためには、合理的で厳密な計算が必要であったからである。経営管理のための会計制度としては今日なお学ぶべき点が多いので驚嘆する。

わが国固有の簿記法は、明治維新以後も実用され、昭和10年頃まで存続したようである。

(滋賀大学経済学部教授)

# 要 望 書 等

## 国立大学の授業料の改訂 について（要望）

昭和52年12月13日

国立大学協会  
会長 向坊 隆

このたび昭和53年度予算の編成に際し、国立大学授業料の増額改訂が検討されている由であります。このことは、わが国の高等教育のあり方や学生生活に多大の影響を及ぼすことが憂慮されますので、国立大学の性格とわが国の国民生活の現状にかんがみ、これが善処方につき格別のご配慮をお願いいたしたく、別紙のとおり要望書を提出いたします。

### 要 望 書

政府においては、明年度予算の編成にあたり、国立大学の授業料を増額改訂する意図があると伝えられているが、下記に述べる理由により、国立大学協会はこれに賛成することができない。政府におかれても、われわれの意のあるところを賢察せられ、国立大学の授業料の取扱いについては、十分慎重を期せられるよう要望する。

### 記

1. 「国民がその能力に応じてひとしく教育を受ける権利」（憲法第26条、教育基本法第3条）を保障することは国の任務である。大学の授業料はこの教育の機会均等の原則を実現するためにできるだけ低廉であることが望ましい。
2. 高等教育をふくめて、一般に、教育による最大の受益者は国と社会であって、とくに国

の必要と責任において設置される国立大学の授業料は、単純な受益者負担の原則になじまず、またいわゆる教育投資の観点から取扱うべきものではない。

まして大学教育に要する経費を、専門分野別のコストに応じて学生に負担させるというコスト主義は、従来もとられていなかったし、今後も絶対にとるべきではない。

3. 国立大学と私立大学の間の授業料格差は、本質的には大学設置の趣旨と運営の差異によるもので、私立大学の授業料はそれぞれの建学の精神や経営方針などにもとづき、独自に決定されるものである。しかし、国立大学と私立大学の果している社会的役割という点から見れば、両者の間に大きな相違がないところから、授業料の格差を社会的不公正と見ることも十分理解することができる。しかし、その是正は国の教育責任の範囲内において国の助成等の施策を通じてなされるのが望ましく、この見地から国立大学の授業料の引上げを論ずべきではない。
4. 国立大学の授業料は国の教育政策にもとづいて決定されるべきで、消費者物価のような短期的な経済的指標と釣合いを保って改訂すべきであるとする見解には従うことができない。しかしそれと全く無関係ではありえないので、一つの判断材料として、同じように政策的に決定される消費者米価の推移と比較しても、現在の国立大学の授業料は決して低くはない。また昭和46年の中教審答申が目途とした国民一人あたりの個人消費支出のなかに占める割合から見ても、同様のことがいえ

る。

5. 今日の経済不況のなかで、学生と父兄の生活はいつそう困難を増している。各種奨学金を希望する学生は全国大学生の73%に達し（採用者は39%）地方ではアルバイトをしたくてもその口がほとんどないのが実情である。したがって、この時期における授業料の引上げが学生生活に及ぼす影響は決して少なくない。

昭和52年12月13日

国立大学協会

要望先；文部大臣，大蔵大臣

## 昭和53年度国立大学関係予算について

昭和52年12月23日

文部大臣

砂田 重民 殿

国立大学協会  
会長 向坊 隆

本件に関し、貴省におかれて、その充実のために格段のご努力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

しかるところ、本日の大蔵省よりの第一次内示を拝見いたしました結果、下記諸点について、いま一段のご努力を煩わしたく存じますので、何卒よろしく願ひ上げます。

1. 積算校費等大学の基準的経費をより充実させること
2. 授業料値上げ率をより低くすること
3. 科学研究費等の学術研究の拡充に必要な経費を増額すること
4. 育英奨学事業の拡充を図ること

## 国立大学協会会長談話

本日、昭和53年度政府予算に係る大蔵省原案が内示されたが、この機会に国立大学協会としての見解を申し述べたい。

去る12月20日および21日の両日にわたり、国民の前に明らかにされた「財政制度審議会報告」および「昭和53年度予算編成方針」（閣議決定）においては、専ら経済運営および財政安定の観点からの政府の方針、施策が示されたのみであって、わが国国家百年の計からする「人材の養成」ならびに「学術研究の振興」等の重要性について何等触れられていないことは、われわれ国立大学協会として甚だ遺憾とするところである。

特に、以下の諸点に関するわれわれの見解について、世論の支持と、政府の賢明な判断を期待したい。

1. 教官当り、あるいは学生当りの積算校費は、大学にとって最も基本的な必要経費であるので、これの増加が図られることを切望する。
2. 授業料について、現行の50%増という大幅な引上げが行われることには、国立大学協会としては到底賛成することができない。かねて当協会の主張するとおり、国立大学の授業料は、以下の見地から引上げるべきでないと考える。
  - (1) 教育の機会均等の原則に反する。
  - (2) 受益者負担の原則を国立大学の授業料に適用することは適切でない。
  - (3) 私立大学との授業料格差の問題は、私立大学への助成費増等によって修正されるべきで、国立大学の授業料値上げによる

べきでない。

3. 学術研究の振興のために、いま一段の拡充が図られるべきである。

4. 育英奨学事業の拡充を図るべきである。

昭和52年12月23日

国立大学協会会長

向坊 隆

## 大学院問題について

昭和53年1月20日

大学院問題懇談会 殿

国立大学協会  
第1常置委員会委員長  
北村 四郎

当常置委員会は、さきに国立大学における大学院の将来計画に関する構想についてアンケート調査を実施し、その結果をもとにして大学院問題を検討し、修士課程および博士課程に関して、一昨年11月と昨年2月の2回にわたり貴懇談会に要望書を提出した。その後、当常置委員会は、連合大学院および総合大学院を中心として、博士課程のあり方について全般的かつ具体的検討を加え、その討議の結果得られた結論の一部を下記の要望書にまとめた。

ついでには貴懇談会において大学院問題の報告書を作成されるにあたり、本要望書の趣旨を十分に反映されることを切望する。

### 記

- 1) 新設の国立大学に、何らかの形式で(連合大学院、総合大学院、その他)博士課程大学院が早急に設置されるよう強く要望する。
- 2) 既設の博士課程大学院がさらに充実するよう、その措置を強く要望する。

1)の理由

わが国における学術研究の水準は、主として大学、とくに博士課程大学院の研究によって維持されており、その水準の向上は、一にこれら研究機関における研究態勢の充実如何にかかっている。

然るにわが国においては、従来ややもすれば、独自の研究開発を促進することに配慮を欠き、安易に外国の学問・技術の導入にたよる傾向がある。しかし独創的な研究開発を恒常的に進めてゆくためにはその基盤をなす基礎的な学問の振興が絶対に必要であり、その幅広い基盤の上に立ってこそ優秀な研究開発も可能となるのである。

一方、多様に変化する社会的要請に対して、学術研究もそれに対応する新たな研究分野を開拓する必要がある、また各分野に適應できる多彩な人材を育成する必要に迫られている。

然るにこれを推進すべき立場にある博士課程大学院は、国立大学ではごく少数にすぎず、その大多数を占める新設の大学は修士課程の段階にとどめられ、施設・設備、経常予算、科学研究助成費、その他どの面からみてもその責を負い得ない劣悪な条件下におかれており、上述の人材養成に應ずる態勢に欠けるのみならず、わが国における高等教育の格差や社会的ひずみをもたらす要因ともなっている。

周知の如く、昭和24年に新設大学が開設されて以来、国立大学の大多数は、大学院修士課程の設置を要望し、十数年にわたる努力の末、昭和38年にはじめてそれが一部の大学に設立をみた。以後次第にこれが各大学に普及し、多くの大学においては前述の如き不遇な環境にもかかわらず全教官の努力により今や

博士課程を設置する実力を備えつつある。この段階において、これら修士課程大学院が博士課程への脱皮を要請するのは当然の帰結であり、全国の新設大学はこぞってその設置を熱望し、ここ数年来実現への努力を重ねてきた。然るに政府当局は、修士課程設置の時と同様に、国立の新設大学に博士課程大学院の設置を躊躇しているかの如き態度をとりつつある。

国立大学の博士課程大学院設置状況を見ると、昭和28年に12大学に設置されて以来、20年間は医学以外の博士課程の新設はなく、昭和49年の大学院設置基準の改正を受けて、昭和50年から52年の間に5大学に新設された。一方、私立大学にあっては、昭和49年までに設置されたもの72大学、それ以降に新設されたもの8大学であり、公立大学では8大学に医学以外の博士課程大学院が置かれている。この間、学生の入学定員が著しく増加していることを考慮に入れば、一般学部学科において、いかに博士課程大学院の設置が抑制されてきたかは明白である。因みにわが国における学部学生の数に対する博士課程大学院の学生数の比率を欧米のそれと対比すると、わが国のそれは著しく低率におかれている。

以上の理由から、新設大学に博士課程大学院を設置することは、大学教育の水準を高め、教官の研究意欲を高揚し、諸科学の基礎の充実、ひいては独創的な研究の進展を促すと共に、変転する社会的要請に応え得る科学者・技術者等を養成することにもなる。ただこの大学院の設置を妨げているとみられる要因に、いわゆるオーバードクターの問題がある。この状態を招来した原因はいくつかあるであろうが、現在の大学における博士課程

大学院が、推移する学問・価値観の多様性に柔軟に対応することができず、大学院修了者も大学・研究所等の教官又は特定の企業にのみ就職を希望する等、旧来の習慣を脱却できないところに原因の多くがひそんでいる。新設大学における博士課程大学院の設置は、この現状の隘路に新たな進路を開き、わが国の科学的水準が幅広い基盤の上に恒常的進展を遂げるための基をなすもので、このような状況下においてはオーバードクターの問題も自ずと解消するであろう。なお新設の大学院博士課程は、単なる学位審査権を取得するためのもではなく、施設・設備ともに充実した真の大学院の設置を求めているのである。

## 2)の理由

旧設の大学に設置されている博士課程大学院は、これまでわが国における学術水準向上のために多大の貢献をなし、今後もその誉望をになうものと期待されるが、急速に展開しつつある社会的推移に対して、今後いかに対処してゆくかが重要な課題となっており、すでに一部の大学においてその対応策が練られている。当常置委員会としては、その熟成を期待するものであるが現在の博士課程大学院における教育・研究の諸条件は、大学院設置基準の要求するところを充たしておらず、上述の対応策を推進するためにも全く不備といわざるを得ない。したがって旧設大学の大学院の整備拡充は急務であり、新設大学における博士課程の設置が、いささかも旧設大学に悪影響を及ぼすことのないよう十分の配慮がなされるべきである。

なお、本要望書と共に、さきに提出した第一次、第二次要望書について、十分参照せられることをお願いしたい。

# 資 料

## 学費について（事務連絡）

国大協総第 139 号  
昭和52年12月13日

各国立大学長 殿

国立大学協会  
事務局長 丁子 尚

国立大学の授業料の引上げについての関係方面に対する要望書提出については、別途12月13日付各国立大学長宛会長名をもって報告がありました。この問題に関し、国立大学協会のこれまでの動きの概要について、ご参考までに報告いたします。

### 記

1. 去る9月28日開催の第6常置委員会において、授業料問題について予め検討を行い、値上げの動きがあった場合適切な対応をなし得るよう用意しておく必要があるとして、畑群馬大学長を委員長とし、太田東京学芸大学長ならびに蓼沼一橋大学長を委員、大川一橋大学教授を専門委員とする学費問題小委員会を設け、以来熱心な検討を行った。

（註） その以前に、去る6月23日第60回総会において決議された諸要望書を、また同じ去る9月16日来年度予算に関する要望書を、文部省、大蔵省に持参した際会長、副会長、第6常置委員長より、両省事務次官に対し、授業料問題にも触れて慎重に考慮されたい旨要望した。

2. 去る11月16日開催の第61回総会において、第6常置委員会が検討しとりまとめた「国立大学の授業料について」が報告され、これを

各大学の部内参考資料とすることが承認された。

3. 続いて翌11月17日開催の学長懇談会においても、授業料問題が論議され、出席の文部省当局に対し、善処の配慮を強く要望した。
4. 去る12月5日向坊会長、岡本、香月両副会長、今村第6常置委員長等が、大蔵省長岡主計局長、山口同次長、的場主計官と懇談し、来年度予算編成に関連して研究教育予算ならびに定員につき特段の配慮方を要望した際、授業料問題についても言及し意見交換を行った。また同日同じくこの問題について、文部省木田事務次官（佐野大学局長、大塚審議官同席）とも懇談した。
5. 大蔵省主計局長との前日会見の際の約束により、翌12月6日今村第6常置委員長、畑同学費問題小委員長等が的場主計官を訪れ、授業料問題についての国立大学協会の考え方を資料に基づいて詳細に説明した。
6. 去る12月12日第6常置委員会を開催し、とくに向坊会長、岡本、香月両副会長も出席し文部省におけるこれまでの大蔵省との折衝の状況について文部省大塚審議官、滝沢大学課長の説明をきき、この際国立大学協会が文部省、大蔵省に対し提出すべき要望書について協議した。
7. 翌12月13日向坊会長、岡本、香月両副会長、今村第6常置委員長ならびに畑同学費問題小委員長が、文部省に木田事務次官（佐野大学局長同席）を、また大蔵省に吉瀬事務次官を訪ね、要望書を提出してその趣旨を説明

するとともに善処方について強く要請した。

## 学費について（事務連絡第2）

国大協総第139号2  
昭和52年12月27日

各国立大学長 殿

国立大学協会  
事務局長 丁子 尚

この問題に関し前回連絡以後のことについて、何等かのご参考までに下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 去る12月22日第34回特別会計制度協議会を開催し、文部省当局より大蔵省とのこれまでの折衝の経過について概要の説明をきき、相互に隔意のない意見交換を行った。
2. さらに同日午後理事会を開催し、午前中行われた特別会計制度協議会の状況について報告があり、これを中心に国立大学協会としての態度および今後とるべき措置等について熱心な協議が行われた。
3. 以上に基づき翌12月23日大蔵省よりの内示に際し、文部大臣宛要望書を提出しこの上の努力を要請するとともに、国立大学協会会長談話を発表して世論に訴えた。
4. 以下仄聞するところによれば、昭和53年度予算編成にあたっては、大蔵省においては、その過程において深刻な財政事情を背景とし文教予算の全面的見直しを行ったこと。
5. とくに国立大学の授業料については、財政制度審議会報告（52.12.20）の次第もあり、学生教育に要する経費の増大、私立大学授業料との格差等を理由として、現行の2倍乃至3倍の引上げと学部別授業料の導入を繰返し強く主張したこと。
6. その後文部省、大蔵省に対する国立大学協会よりの再三にわたる真剣な要望と文部省の強い反対の態度により終極的にはようやく現行の50%増の線まで後退し、また学部別授業料の設定も今回は見送ることになったこと。
7. 一方には、この程度の引上げでは妥当でないとする一部の強い世論もあり、文部省としてはその対応にも苦慮されたこと。
8. 入学検定料については、共通第一次学力試験実施の関係もあり、現行10,000円のところ一次の分として6,000円、二次の分としては7,000円とするに至ったこと。また寄宿料の引上げについては、大蔵省は提案を見合わせたこと。
9. 授業料引上げに伴う予算の見返り措置については、文部省において目下鋭意努力中の趣であること。

追って、去る12月13日付事務連絡の記4.の「この問題について、文部省」の次に「において砂田文部大臣ならびに」と修正してつけ加えるのでご了解願います。

## 昭和54年度大学入学者選抜の日程について

国大協総第3号  
昭和53年1月12日

各国立大学長 殿

国立大学協会  
会長 向坊 隆

去る12月24日付国大協総第142号をもってご連絡いたしました標記の件について、去る1月11日理事会を開催し、寄せられた各大学のご意見ならびに過日実施せられた大学入試センターの試行テストの報告等をも考慮し、慎重審議の結果、下記案により実施いたすことになりました。これについては、なお各高等学校・私立大

学その他の学校等ならびに大学入試センター等関係方面の一層の協力を得る必要があります、最終的には大学入試改善会議の検討を経て文部省の決定によるべきものでありますが、取敢えず理事会における審議の経緯をご報告して各大学のご了承を得たくご連絡いたします。

記

昭和54年度大学入学者選抜の日程（案）

共通第一次 学力試験の 実施期日	各大学の出 願受付期間	第二次試験 の実施期日	各大学の合 格者発表の 期限
1月13日(土) 1月14日(日)	2月9日(金) 2月15日(木)	3月4日(日) 所要の期間	3月20日(火) まで

追って、本件に関しては各大学において本案の円滑な実施をはかるため、近隣の大学に対し、必要に応じ援助に努めることが申し合わせられた。

国立大学の授業料について  
(その1)

第6常置委員会  
昭和50年9月18日

I 授業料の性格

I-1 従来の見解

- (1) 従来、授業料の性格については、
  - (イ) 「学校が教育を施すという事実に対する  
反対給付」
  - または、
  - (ロ) 「学校という建造物の利用に対して徴収  
される使用料」

であり、その水準は設置者が決定するもの、として説明する見解が有力であった。

しかるに、これに対しては、このような考え方は、「対価主義あるいは受益者負担に連なる」もので、授業料値上げに利用されている、

ということから、大学関係者の側からは、しばしば批判的な意見が述べられて来た。

〔かつて第6常置委員会が「授業料は形式的な使用料であり、(実質的には)有効利用のための確認料である」との見解を示したことがある(昭46.11.16。会報第55号72~75ページ参照。)]  
のも、このような懸念をもとに、授業料の「反対給付」又は「使用料」的性格を、実質的に否定しようとしたものであった。

しかし、学生の利用意思と授業料納付の事実とは本来関係のないことで、学生の除籍事由としても、(i)欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込がないとき、(ii)授業料の納付を怠り督促を受けなお納付しないとき、の両者があげられるのを例とするところから見ても、この説明は技巧的に過ぎ、現実にも適合しないものといわざるを得ないのである。]

(2) しかし、「反対給付」、「建造物使用料」の観念は、必ずしも対価主義、受益者負担の原則に連なるものではなく、その内容がどういう基準によって定められるべきかは、別に考えられるべき問題である。

元来、対価主義、受益者負担の原則というのは、社会的公正の見地からみて、当該公共事業に要する経費を、受益者の負担に帰せしめることを妥当とする場合における料金決定の基準となるものであるが、国の事業のすべてに通用する原則ではない。

授業料が、建造物使用料の一種であるという言い方は、とくにこのことをよく示している。

建造物というのは、公共の用に供する公の施設の総称で、その利用の代償をどういう基準によって定めるかは、建造物の種類、性質の如何による。建造物のうちには、無償利用が認められるものも少なくなく、使用料を徴する場合に



も、必ずしも常に、受益者負担の原則が適合するわけではないのである。

(3) 従って、問題は、上記(イ)、(ロ)のように説明するだけでは、国立大学の授業料の性格が十分に明らかではなく、そのため、対価主義、受益者負担説がしのび込む余地が残されていることにある、といつてよいだろう。

#### I-2 では、どう考えるべきか

(1) 国立大学の授業料について、純然たる受益者負担主義をとるべきであるとする説はないであろう。国際的比較(後出)においても、国公立大学に要する経費のうち、授業料の占める割合は、僅少に過ぎないのである。

(2) そして、このことは、教育のもつ社会的意義の然らしむるところであるといつてよい。教育は、直接には、個人の能力、資質の開発を目的とするが、それを通じて、人類社会が歴史的に蓄積した知的精神的遺産を、後の世代に発展的に継承させるという社会的意義をもつもので、大学教育を含む国民教育の充実が、当該社会を維持発展させるための不可欠の条件である。

そして、このことはまた、次代の国民に対して果すべき国の責務にほかならないものであるから、そのために必要とされる膨大な経費を、受益者負担的見地から、原則として被教育者の負担に帰すべきものと解するようなことは、本末転倒といわなくてはならない。

(3) 他方において、現代社会の複雑高度化は、当然に、高学歴社会の様相を呈する。従って、国民の教育需要は増大の一途を辿るが、そこにおいて、進学の意味と能力を有する者に、ひとしく大学教育を受ける機会を保障する(憲法26条参照)ためには、そのための費用はでき

るだけ低廉でなくてはならないのである。

(4) 従って、国立大学の教育は無償であってもよい筈のものであるが、現に授業料の徴収は行われており、それにはそれなりの理由があるといつてよい。

というのは、大学教育を受けることは、いうまでもなく大きな個人的利益をもたらすことであり、それは全国民中一部の者の享受する特殊利益である。しかしこのことが直ちに、受益者負担の原則と結びつくものではないことは、すでに詳しく述べたが、他方、被教育者に、教育費の一部を負担させる合理的根拠となるものであることも否定し難いところである。(いわゆる“教育投資論”はとらない。)

問題はその限界であるが、これには、様々な考慮要素があつて、にわかに論断することは困難というのほかはない。高等教育懇談会の「高等教育の拡充整備計画について」(昭49.3)及び「昭和49年度における審議のまとめ」(昭50.3)においてはそれぞれ「高等教育費の負担に関する検討課題」、「高等教育の経費負担について」の項目の下に、若干の検討課題を示しているが、学生の授業料に関しては、いまだ、「国公立を通じ、妥当な受益者負担のあり方について検討すること」(昭49)、「学生の負担については、国公立を通じて妥当な程度の負担を求めること」(昭50)というに止まっている。

ただ、上述のところよりすれば、その額はできるだけ低廉であることが望ましく、かつ、授業料の引上げは、学生生活に大きな影響を及ぼさざるを得ないから、余程の根拠がない限り、行うべきではない、といえるだろう。

#### I-3 ま と め

(1) 国立大学における教育に要する費用は、

国の教育責任に由来する費用であるから、国にはこれを負担する理由がある。

(2) 国立大学の授業料は、教育に要する経費の一部を学生の負担とするものであるが、それは、国立大学の学生が、現状においては特殊利益の享受者たる地位にあることに基づいている。

(3) 国立大学の授業料は、教育の機会均等を確保するために、できるだけ低廉であることが望ましく、その引上げには、余程の根拠を必要とする。

## II 補 論

### II-1 国立大学の授業料は安すぎるか

国立大学の授業料がいかにあるべきかについての明白な基準がない以上、この問題に対する解答のために、決め手となるものはない。しか

し、国立大学の授業料の性格に鑑みれば、いくら低廉であっても、安すぎるということはない筈であるが、なお若干の指標により、現状の検討を試みよう。

### (1) 教育に要する経費との比較

国立学校運営費に占める授業料等収入額の割合  
(単位百万円)

年度	授業料等収入額		国立学校運営費			
	総額(A)	授業料(B)	金額(C)	比 率		
				$\frac{A}{C} \times 100$	$\frac{B}{C} \times 100$	
45	6,015	4,029	181,008	3.3	2.2	
46	6,050	4,079	206,864	2.9	2.0	
47	10,079	6,296	242,763	4.2	2.6	
48	12,173	8,385	283,802	4.3	3.0	
49	14,148	10,555	343,453	4.1	3.1	

- (注) 1. 授業料等収入額は、歳入予算額である。  
2. 国立学校運営費は、(項)国立学校の当初予算額である。  
3. 資料：文部省大臣官房会計課調べ

### 高等教育費の負担区分 (国際比較)

高等教育懇談会 (昭50) 資料

国 名			公 財 政 負 担 分			そ の 他			合 計
			国	地 方	小 計	授業料等	寄附金等	小 計	
日 本	1972年度	平均	45.1%	7.6%	52.7%	25.1%	22.2%	47.3%	100.0%
		国公立	83.2	14.7	97.9	2.1	0.0	2.1	100.0
		私立	6.7	0.4	7.1	47.4	45.5	92.9	100.0
アメリカ合衆国	1970年度	平均	(連邦) 13.6	31.4	45.0	21.0	34.0	55.0	100.0
		国公立	13.2	46.9	60.1	13.1	26.8	39.9	100.0
		私立	14.1	2.5	16.6	35.8	47.6	83.4	100.0
イギリス	1970年度		86.9	0.5	87.4	6.4	6.2	12.6	100.0
フランス	1968年度		95.0	—	95.0	5.0	—	5.0	100.0
西ドイツ	1965年度			90.6	90.6	3.7	5.7	9.4	100.0

- (注) 1. 「授業料等」は、授業料その他の学生納付金である。  
2. 「寄附金等」は、寄附金、事業収入、借入金等である。

(出典) 「Digest of Educational Statistics」(1973年)  
「Statistics of Education」(1971年)

OECD「The Cost and Finance of Higher Education」

主要国の学生納付金状況及び1人当り国民所得との比較

国名	設置者	大学名	学生納付金(年額)		1人当り国民所得(B)	国民所得との比率(A/B)×100
			対円貨価格(A)	備考		
アメリカ合衆国	州立	総合(平均)	(74) 199,584	授業料及び実験費等が含まれる 授業料及びその他の納付金 ( )は州内出身者に係るもの	(73) 1,560,020	12.8
		カリフォルニア(サンディエゴ校)	(74) (214,368) 246,400		(73) 1,560,020	(13.7) 15.8
		ミシガン	(74) (214,368) 242,400		(73) 1,560,020	(13.7) 15.5
	私立	総合(平均)	(74) 802,648	授業料及び実験費等が含まれる 授業料及びその他の納付金	(73) 1,560,020	51.5
		コロンビア	(74) 1,016,400		(73) 1,560,020	65.2
		スタンフォード	(74) 1,039,500		(73) 1,560,020	66.6
イギリス	私立	ランカスター	(74) 78,624	授業料を含む複合納付金	(73) 721,644	10.9
		イーストアングリア	(74) 81,648		(73) 721,644	11.3
		エセックス	(71) 76,032		(70) 513,436	14.8
フランス	国立	国立	(74) 9,605	授業料は徴収しない 図書館費等の合計額	(73) 1,106,336	0.9
西ドイツ	国立	ボン	(74) 14,039	入学科、授業料は徴収しない 学生事業費等の合計である	(73) 1,405,404	1.0
		ポッフム	(74) 14,189		(73) 1,405,404	1.0
日本	国立	国立	(75) (86,000) 36,000	( )は授業料及びその他の納付金を含む	(74) 1,316,816	(6.5) 2.7
	私立	私立(平均)	(75) (361,624) 176,498		(74) 1,316,816	(27.5) 13.4

対円換算レート 1ドル=308円, 1ポンド=864円, 1フラン=64.9円, 1マルク=103.6円

資料:教育指標の国際比較(文部省大臣官房調査統計課調べ)

〃:国際比較統計(日本銀行統計局調べ)

この表(117頁)によってみれば、国立学校運営費に対する授業料等の割合は、著しく低い。この運営費の中には、直接には教育に関係のない多額の研究費も含まれていることに注意しなければならない。高等教育懇談会のまとめ(昭49)でも、このことは指摘されている。

なお、この点に関する国際的比較については、次のような資料がある。(117頁)

これによれば、日本の国公立大学における授業料等負担分は2.1%で、国際的には、最も低率であるが、国立学校運営費に占める授業料等収入額の割合(前掲)は、4.2%(昭47)となっているから、この数字をとれば、大差はない。

しかも、別の新しい資料(上表参照)によれば、フランスや西ドイツでは、現在授業料は徴収しないことになっていることにも注意する必要がある。

以上の諸資料によってみれば、教育に要する経費のうち、授業料の占める比率がとくに低すぎるとは、いえないのではなからうか。

(2) 学生の生活状態との対比

この点については、別稿に譲る。

(3) 私学の授業料との対比

次の表(119頁)に示されているように、国立の授業料は、私学のそれに比し遙かに安く、その格差は年々増大している。

他方、次表(119頁)をみれば明らかなよう

国立と私立の授業料、入学料及び検定料比較表

区 分 年 度	大						学					
	授 業 料				入 学 料				検 定 料			
	国 立		私 立		国 立		私 立		国 立		私 立	
	月 額	指 数	月 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数	金 額	指 数
31	円 750	100	円 1,964	100	円 1,000	100	円 9,715	100	円 1,000	100	円 2,441	100
32	↓	↓	2,101	107	↓	↓	10,834	112	↓	↓	2,568	105
33	↓	↓	2,279	116	↓	↓	13,366	138	↓	↓	2,681	110
34	↓	↓	2,387	122	↓	↓	13,226	136	↓	↓	2,850	117
35	↓	↓	2,648	135	↓	↓	15,155	156	↓	↓	2,913	119
36	↓	↓	3,181	162	↓	↓	20,507	211	↓	↓	3,085	126
37	↓	↓	3,723	190	↓	↓	25,470	262	↓	↓	3,400	139
38	1,000	133	4,313	220	1,500	150	30,328	312	1,500	150	3,802	156
39	↓	↓	5,146	262	↓	↓	35,571	366	↓	↓	4,275	175
40	↓	↓	5,669	289	↓	↓	41,628	428	↓	↓	—	—
41	↓	↓	6,218	317	4,000	400	44,718	460	3,000	300	5,027	206
42	↓	↓	6,426	327	↓	↓	48,311	497	↓	↓	5,120	210
43	↓	↓	6,855	349	↓	↓	51,026	525	↓	↓	5,272	216
44	↓	↓	7,004	357	↓	↓	52,028	536	↓	↓	5,335	219
45	↓	↓	7,139	363	↓	↓	52,755	543	↓	↓	5,416	222
46	↓	↓	7,665	390	↓	↓	53,511	551	↓	↓	5,713	234
47	3,000	400	8,708	443	12,000	1,200	57,637	593	5,000	500	6,097	250
48	↓	↓	9,981	508	↓	↓	66,221	682	↓	↓	7,155	293
49	↓	↓	10,983	559	↓	↓	72,513	746	↓	↓	7,916	324

各国の高等教育機関在学者数の設置者別の実数と比率（1971年度）

高等教育懇談会（昭50）資料

	計	国・公立		私立	
日 本	1,761,000人	407,000人	23.1%	1,354,000人	76.9%
アメリカ合衆国	8,116,000	6,014,000	74.1	2,102,000	25.3
イギリス	243,000	243,000	100.0	—	—
フランス	856,000	825,000	96.4	31,000	3.6
西ドイツ	478,000	478,000	100.0	—	—
ソ 連	4,598,000	4,598,000	100.0	—	—

（出典）「Digest of Educational Statistics」（1972年）

「Statistics of Education」（1971年）

「Statistiques des enseignements」（1971—72年）

「Statistisches Jahrbuch」（1973年）

「Narodnoe Khoziaistvo SSSR」（1971年）

に、わが国においては、私学に学ぶ学生の数は圧倒的に多いのである。

高学歴社会においては、大学教育に対する社会的需要は、当然に巨大なものとなる。わが国において、私学の学生が圧倒的に多いのは、国の教育施設がその需要に応じ切れないために外ならないが、そうである以上、私学に学ぶ学生やその家族が、彼等のみが高額の授業料負担を余儀なくさせられていることに対し、社会的な

不公平を感じるのは、むしろ当然といえよう。しかしこれが、国立の授業料の引上げによって解決されるべき性質の問題ではないことも、いうまでもないことである。

## II-2 授業料の値上げは必要か

この点についても、十分な資料がないのに断定的な見解を述べることは差控えなくてはならないが、次表にみるごとく、国の行政費中に占

### 国の行政費と国の教育費

高等教育懇談会（昭50）資料

	国の行政費 (A)	国の教育費 (B)	国の高等教育費 (C)	(B) (A)	(C) (A)	(C) (B)
昭和40年度	37,538億円	4,995億円	1,698億円	13.3%	4.5%	34.0%
41	44,932	5,673	2,012	12.6	4.5	35.5
42	51,485	6,412	2,314	12.5	4.5	36.1
43	59,817	7,249	2,616	12.1	4.4	36.1
44	70,486	8,072	2,823	11.5	4.0	35.0
45	82,410	9,515	3,282	11.6	4.0	34.5
46	96,154	11,015	3,715	11.5	3.9	33.7
47	119,828	12,968	4,251	10.8	3.5	32.8

- (注) 1. 「国の行政費」は、一般会計と国立学校特別会計の歳出純計額である。  
2. 「国の高等教育費」は、国立学校特別会計歳出決算と、公私立大学関係国庫補助金決算額の合計である。

### 文部省関係私学助成予算の推移

(IDE47集による)

区分	昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増
一般会計 予算総額	億円 58,185	% 17.5	億円 67,395	% 15.8	億円 79,497	% 18.0	億円 94,143	% 18.4	億円 114,704	% 21.8	億円 142,841	% 24.5	億円 170,994	% 19.7
文部省 所管 (純計)	6,984	12.1	7,889	13.0	8,973	13.7	10,410	16.0	12,497	20.0	15,015	20.1	18,966	26.3
国立学校 特別会計	2,504	(35.9) 10.2	2,764	(35.0) 10.4	3,054	(34.0) 10.5	3,411	(32.8) 11.7	3,978	(31.8) 16.6	4,645	(30.9) 16.8	5,704	(30.1) 22.8
私立学校 助成費 (うち私 大經常費 補助)	95	58.3	103	(1.3) 8.4	175	(2.0) 69.9	245	(2.4) 40.0	355	(2.8) 44.9	493	(3.3) 38.9	713	(3.8) 44.6
	—		—		(132)		(198)		(301)		(434)		(640)	

- (注) 1. 当初予算額（49年度は予算案）による。  
2. 「対前年増」欄のカッコ内は、文部省所管（純計）に占める割合である。

める教育費の割合は、むしろ低下の傾向にある。

国の高等教育費のうち、私立学校助成費の伸び率は次(120頁)のように著しい。

そして、先般の私立学校振興助成法の制定により、更に飛躍的増額が予想され、かりにその額が昭和49年度の倍額となるものとすれば、約1,500億円に達するが、これとて国の行政費における高等教育費の占める割合を、著増せしめるものではないであろう。

他方、国立大学の授業料収入は、昭和49年度において105億5500万円であるから、かりにこれを3倍にするとしても316億余円であり、国の教育費に対する寄与率の変化は、微々たるものであろう。

昭和50年度以降における国の財政事情の変化は、ここでは、考慮の外におかれているが、少なくとも、以上でみる限り、国の財政事情を理由とする授業料の値上げには、余り根拠があるとは思えない。のみならず、私立学校助成費の増額は、国立・私立間の較差の増大に歯止めをかける役割を果すものであることにも留意する必要がある。

### II-3 授業料減免及び育英制度との関係

(1) 授業料の減免は例外的措置であり(現在は4.75%)、それによって授業料値上げの影響を十分に除去することはできないだろう。

(2) 育英制度との関係については、第6常置昭46.11.16見解(会報55号73~74ページ)参照。とくに、「育英制度の充実は、低所得層の英才に対しその大学進学に伴う収入機会の喪失という機会費用を補填し、その大学における修学を可能にすることを目途としてすすめられるべきもの」と考える。育英制度の現状はこの目標

とはほど遠い。……育英資金の支給額と授業料の徴収額との間には直接の関連はない。……授業料が無料であって、しかも十分な育英資金の支給がなされてもすこしも不都合はないはずである。」との指摘に注意。

(別稿)

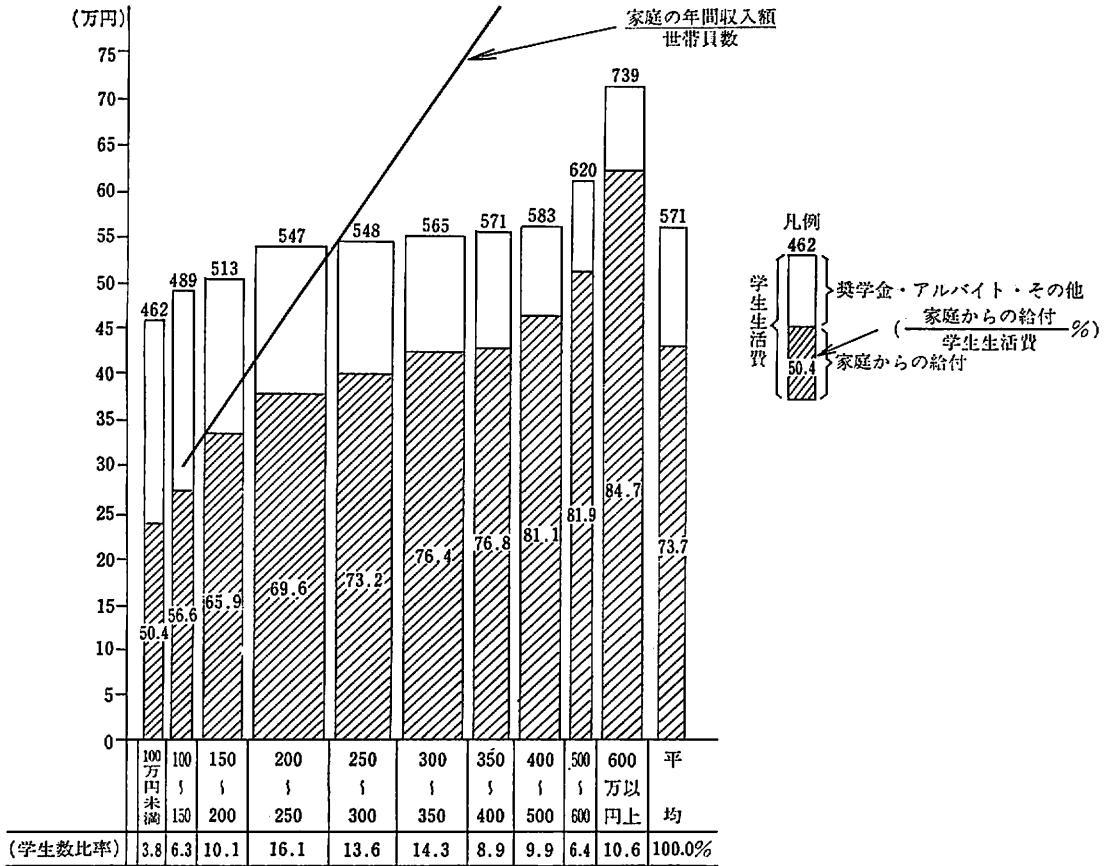
#### 学生の生活状態との対比

学生の生活費は文部省の昭和49年度「学生生活調査」によれば、昼間部大学生は平均571,000円であり、家庭からの送金が420,900円(73.7%)、奨学金23,600円(4.1%)、アルバイト収入113,900円(19.9%)、その他9,400円(1.6%)であるが、国立大学のそれは家庭からの送金が68.5%で、31.5%を奨学金およびアルバイト等の収入で補っているのが実態である。又、学生生活費と家庭からの給付の割合を明らかにしたものがA表(122頁)であり、これによれば学生生活費の8割以上の仕送りを受け、一応家庭からの仕送りのみで生活できると考えられる学生は家庭の所得が400万円以上の階層のものであり、この階層に属するものは全学生の27%であって、家庭の所得が150万円未満の学生(全学生の10%)は学生生活費の6割にも満たない仕送りしか受けていないことが明らかになる。

また一方、B表によれば、家庭の年間収入別の学生数の割合をみると、高収入階級(第IV、第V、5分位)の学生の割合は昭和47年度の62%から73%と増加している。一方、低収入階級(第I、第II、5分位)については、24%から16%へと減少しているが、国立大学ではこれが25.6%を占めていることはA表の学生生活費の実態と共にきびしい学生生活を続けなければならない学生が相当数にのぼっている点を認識し、教育の機会均等の理念からしても授業料の

A表

家庭の収入階級別学生生活費と家庭からの給付の割合（大学昼間部）



B表

家庭の収入階級別学生数（大学昼間部）

（単位：％）

区分	第 I	第 II	第 III	第 IV	第 V
	千円 ~1,331	千円 1,331~1,767	千円 1,767~2,246	千円 2,246~3,000	千円 ~3,000
国立	(19.7) 14.4	(18.1) 11.2	(14.6) 16.0	(19.6) 24.3	(28.0) 34.1
公立	(14.4) 9.3	(17.5) 9.7	(12.9) 14.3	(21.4) 21.0	(33.8) 45.7
私立	(7.9) 6.1	(12.3) 6.5	(13.0) 11.6	(20.4) 21.2	(46.4) 54.6
平均	(10.5) 8.0	(13.7) 7.5	(13.4) 12.6	(20.2) 21.8	(42.2) 50.1

（注）（ ）は昭和47年度調査の割合を示す。

引上げには慎重な態度で臨むべきであると同様に授業料免除および奨学金制度の拡充等積極的

な施策が望まれる。

## 国立大学の授業料について (その2)

第6常置委員会  
昭和52年11月14日

### 1. 最近の授業料改訂と国大協の態度

国立大学の授業料は昭和47年に、年額36,000円とそれまでの3倍に引上げられ、51年に再び約2.7倍の96,000円に改訂された。それから2年もたっていない今また、2倍以上の増額が検討されていると報道されている。それが事実とすれば、そのテンポと倍率において、他の物価や料金にも例を見ない値上げといわざるをえない。

国大協はこれらの改訂の都度、資料をもとにして、授業料の増額には賛成しがたいこと、または慎重に措置されるべきことを表明してきた。(①~④)

- ① 「国立大学の授業料の性格等について」  
(昭和46年11月16日 第6常置委員会)
- ② 「国立大学の授業料増額について」(要望)  
(昭和46年11月19日 国立大学協会)  
同  
(昭和46年12月18日 国立大学協会)  
同 (意見表明)  
(昭和47年1月22日 国立大学協会)
- ③ 「国立大学の授業料について」  
(昭和50年9月18日 第6常置委員会)
- ④ 「国立大学の授業料について」(要望)  
(昭和50年12月12日 国立大学協会)  
同  
(昭和51年2月17日 国立大学協会)

これらの趣旨を要約すれば次の通りである。

1. 教育の機会均等を確保するために、授業

料はできるだけ低廉であることが望ましい。

2. 国立大学における教育に要する経費は、高等教育に対する国の責任にもとづく経費で、国がこれを負担することには理由がある。
3. 国立大学の授業料は、授業の対価または受益者負担という経済的観点から考えるべきものではない。
4. 授業料の増額による財政的寄与はわずかでしかない。
5. 授業料の引上げは学生、父兄の経済生活を一層圧迫し、社会的に及ぼす影響も大きい。

これらの見解は今日でも変更する必要はない。しかし一方、国立大学の授業料の改訂にあたって、くりかえし提起されるいくつかの問題がある。私立大学との格差是正、消費者物価との釣り合い、受益者負担、等の問題である。以下これらについて若干の検討を行う。

### 2. 私立大学の授業料との格差について

私立大学は本来、独自の建学の精神をもち、それに賛同する団体、父兄、学生の支持によって成り立ってきたものである。私学における授業料が、このような私学の独自性を裏付けるものとして、学校運営の主要な財源の一つであることには根拠がある。他方国立学校は国の必要と責任によって設置され、その経費は国費でまかなわれることが原則とされてきた。授業料等の学生の納付金は戦後国立学校の運営費の5%をこえたことがなかった。

このような大学設置の趣旨と運営の差異にかかわらず、今日の大学の大量化状況のなかで、私立大学の果している社会的役割と国立大学の



それとの間に、大きな相違がなくなっていることも事実である。私立大学は全大学生の80%に近い数を引受けて、国が果すべき高等教育の責任の一端を担っている。そうだとすれば、私立大学に学ぶ学生やその家族が、国立大学より高額の授業料を支払わされていることに、社会的不公平を感じるのは、むしろ当然のことといえよう。

この是正は、国の教育責任の範囲において、私学への助成を通じてなされるのが本筋である。幸いにして国の政策はこの方向に沿って進められてきており、とくに私立学校振興助成法の成立（昭和50年）と前後して、私立大学への助成も大幅に増大し、昭和52年度には1,600億円をこえるにいたった。（昭和45年にくらべて12倍以上。）

国立大学と私立大学との授業料の差異が、前述のように建学の趣旨によるものであるとしても、その差がどの程度まで許されるかについては、今のところ一定の基準はないといわざるをえない。私立大学の教育と経営の方針、専門の種類等、私学側の事情に依存することが大きいからである。そこで一つの判断材料として両者の授業料の推移を事実について見たのが附表1（128頁）である。

昭和51年の国立大学の授業料の改訂によって、私立大学のそれとの比は2.31倍と、終戦後の一時期を除けば戦後の最低にまで格差を縮小した。52年度の2.58倍はそれに次いでいる。この値がどの程度であってよいかという判断はしがたいが、すくなくともこの歴史的な経過で見ると、この数年のうちに再改訂を行う必然性はないといわなければならない。

また私立大学が、まさにその独自性にもとづいて、高額の授業料を徴収し、または増額する

としても、国立大学がいちいちそれに追随しなければならない理由はないのである。

### 3. 物価との関係について

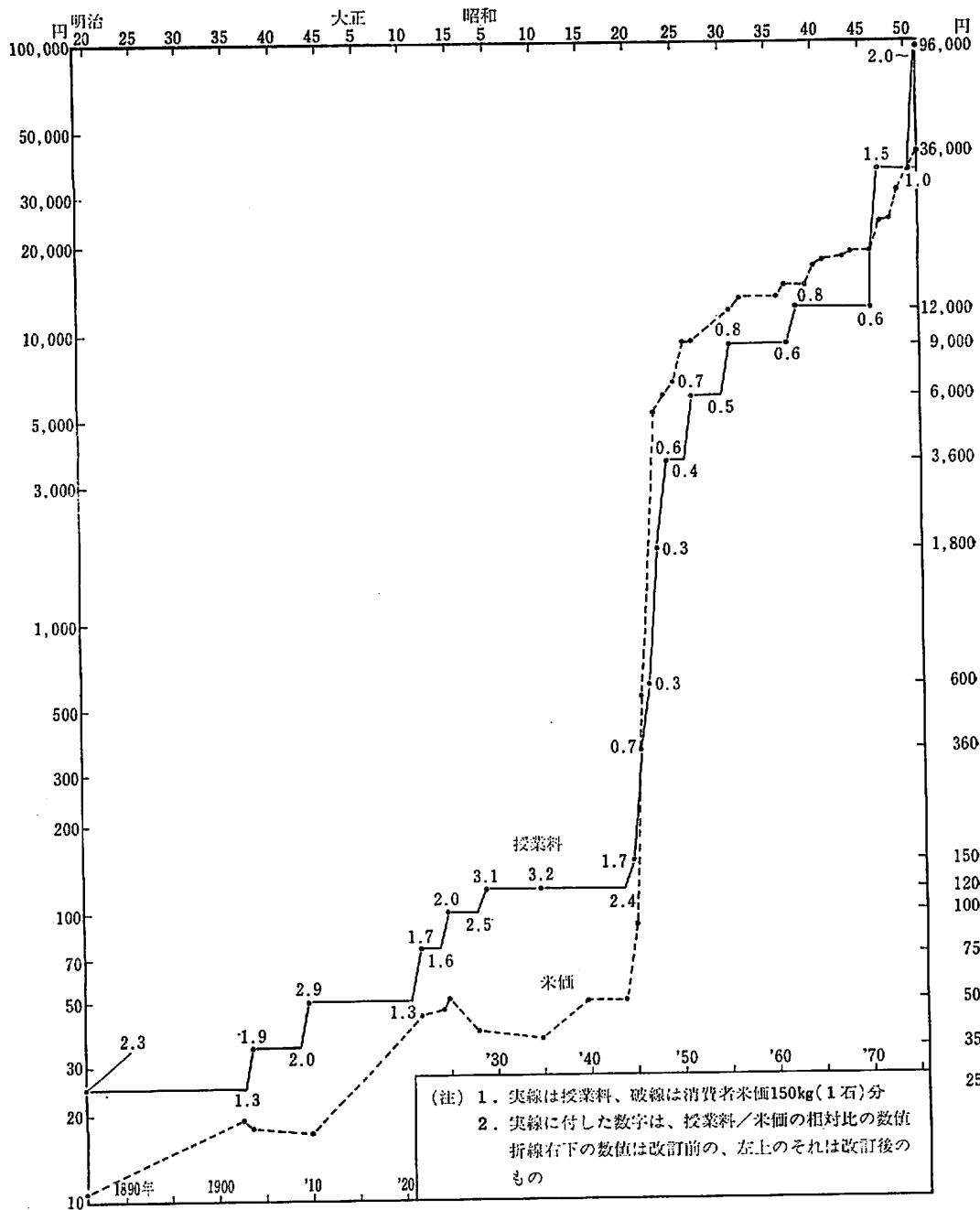
国立大学の授業料は国の教育政策にもとづいて決定されるべきものであるから、消費者物価のような短期的な経済的指標と釣合いを保って上下すべきであるとする見解には従うことができないが、それと全く無関係ではありえない。そこでここでも、一つの判断材料として、授業料と同様に政策的に決定される消費者米価と比較することを試みる。日本人の一年分の食糧で、社会生活の基本的尺度とされる150kg=1石の消費者米価と授業料との、明治20年以來の推移を示したのが図1（125頁）である。

興味のある点は、戦前の旧帝大を中心とする旧制大学の授業料は、消費者米価を2倍ないし3倍上まわって、まさに大学がエリートのための大学であったことを示しているのに対し、戦後は、昭和47年の改訂まで、授業料は消費者米価の50~80%にとどまって、大学の大衆化のすがたをはっきりと示していることである。戦前エリートのための大学であったときの授業料（120円）に消費物価指数をかけて、今日の授業料の尺度にしようという試み（たとえば自民党政調文教制度調査会、教育費等に関する小委員会の「国立大学の授業料について」（案）昭和46年12月16日、国大協会報第55号81頁）は、このような国立大学の構造的変化を全く無視したものだといわなければならない。

昭和47年以來授業料が再び消費者米価を大きく上まわっているのは、この両者の関係で見ると、戦前型への復帰であって、むしろその合理性を説明することが困難である。まして再値上げの必然性は考えられない。

図1

授業料の推移と消費者米価（150kg）との相関



#### 4. 生計費との関係について

授業料または教育費が、生計費のなかで占めべき割合についても明確な基準はない。昭和46年の中教審答申は、国民1人あたりの個人消費支出（＝生計費）の20%を高等教育費の目途としている。今かりにこの数字を採用することとし、教育費のうちの半分、すなわち個人消費支出の10%を授業料に相当する額と見なすことにしよう。（註、文部省の昭和51年度の「学生生活調査」によれば、私立大学もふくめた昼間部大学の学費平均は297,000円で、そのうち145,000円が授業料であるから、授業料は学費の約半分である。しかし、これを国立大学だけについてみれば、授業料と納付金をあわせても学費の3/5以下で、学費の半分以上を授業料と見なすのは、かなり過大な評価をしたことになる。）そのことを念頭においた上で、国民1人あたりの個人消費支出の10%と実際の授業料を比較したのが図2（127頁）である。

図に見るように、国立大学の授業料は、昭和35年ごろから以降、国民消費支出の10%を下まわっていたが、51年の改訂によってそれを追いつき越して今日にいたっている。前段の註を考慮に入れば、この結果は中教審の期待を越えて、むしろ異常といわなければならない。この点からも当面授業料の改訂の必要は認められない。

前に述べたように、国民消費支出というような短期的な経済指標と授業料とを比較して、その均衡を求めることは正しくない。授業料は低廉であればあるほどよいのである。しかしあえてこれを行ったのは、物価や生計との均衡という立場にたったとしても、当面授業料改訂の必要がないことを示すためであった。

#### 5. 受益者負担の原則について

「授業料は、国の営造物（公の用に供する人的物的施設の総体）の使用対価であり、併せて教育によって学生が受ける特殊利益の一部負担分である」とする見解から、授業料に対しても受益者負担の原則を適用しようとする考えがある。これに対しては昭和50年の第6常置が詳細に批判したところであるが（資料⑨）、要約していえば、教育による最大の受益者は国と社会であって、被教育者の負担に帰することを原則とすべきではない、ということである。

大学教育を受ける学生の特殊利益という点について、つけ加えていけば、それが単なる「学歴」による利益を意味するとすれば、これは国立大学設置の目的に副わない不本意な結果であって、いささかも授業料決定の基準にはなりえない。またある専門的能力が社会的条件によって一時的に高い評価をうけて余分の利得をもたらすとしても、それは大学における授業料決定の基準にはならない。（たとえば高度成長時代における工学部、または今日の医学部の隆盛。）

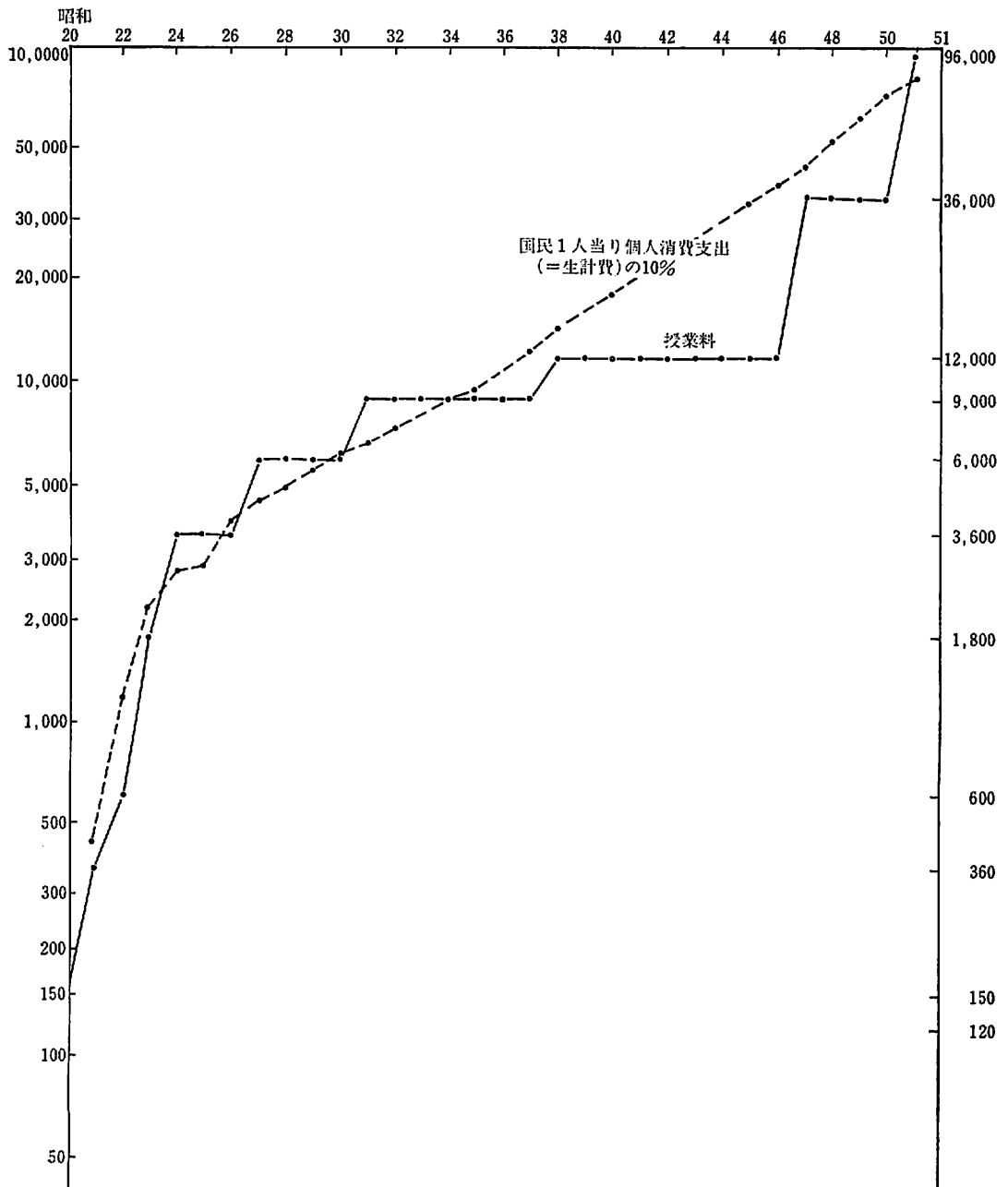
大学教育に要する経費を、コストに応じて学生に負担させるという考え（たとえば医学部、工学部、文学部等の授業料に差をつけるという考え）が一部にあるというが、私立大学ではありえても国の必要と責任において設置される国立大学では考えられない。このようなコスト主義が成り立っていないことも、授業料が受益者負担の原則に従っていない一つの証拠である。

#### 6. 学生生活について

昭和51年度の「学生生活調査の概要」（文部省）が発表された。そのなかからとくに国立大学と私立大学の差異に着目して、いくつかの特徴を指摘する。（詳細は同書参照）

図2

戦後における授業料と「国民1人当り個人消費支出」の10%の推移



(1) 学生生活費（学費と生活費）

学生生活費は国立59.4万円、私立78.7万円と約20万円の差がある。そのうちの生活費（食費、住居・光熱費及び保健衛生、娯楽嗜好費等の日常費）は両者とも45万円程度で同じなので、その差は学費（授業料・学校納付金と修学費、課外活動費、通学費）にある。学費のうち修学費等はいずれも10万円弱でほぼ同じだから、結局両者の差は授業料と納付金の差（国立14.7万、私立34.1万）である。

(2) 居住形態

私立の学生の約半数49%は自宅通学だが、

国立はそれが36%、他は8%が学寮、56%が下宿、間借り等をしている。学生生活費は自宅を100とすると、学寮130、下宿166で、このような居住形態が国立学生の生活費を相対的に高くしている。またこれを可能にしているのは低廉な学費である。

(3) 家計負担と奨学金・アルバイト

私立の学生生活費は80%まで家計でまかなわれているが、国立ではそれが72%で、他はアルバイト（23%）と奨学金（9%）に頼っている。なお地方大学ではアルバイトをしたくても、その口がないという事情がある。国

表1 国公立大学の授業料比較（推移）

区分 年度	国立	公立		私立 (平均)	私立/国立	備考
		横浜市立大学	東京都立大学			
31	9,000円	12,000円	12,000円	23,567円	2.62倍	
32	9,000	12,000	12,000	25,213	2.81	
33	9,000	15,000	12,000	27,351	3.04	
34	9,000	15,000	12,000	28,641	3.18	
35	9,000	15,000	12,000	31,773	3.53	
36	9,000	15,000	12,000	38,169	4.24	
37	9,000	15,000	12,000	44,671	4.96	
38	12,000	15,000	12,000	51,756	4.31	
39	12,000	15,000	12,000	61,746	5.15	
40	12,000	15,000	15,000	68,023	5.67	
41	12,000	15,000	15,000	74,617	6.22	
42	12,000	15,000	15,000	77,110	6.43	
43	12,000	15,000	15,000	82,265	6.86	
44	12,000	15,000	15,000	84,048	7.00	
45	12,000	15,000	15,000	85,666	7.14	
46	12,000	17,703		91,985	7.67	
47	(24,000)36,000	24,570		104,490	2.90	
48	36,000	27,600		119,769	3.33	
49	36,000	27,600		131,792	3.66	
50	36,000	27,847		182,677	5.07	
51	(66,000)96,000	66,582		221,844	2.31	
52	96,000	78,141		248,066	2.58	
53						

- (注) 1. 国立大学の( )の金額は当該年度のみ設けられた特例授業料額である。  
 2. 公立大学の46年度以降の金額は、公立大学平均（文部省大学局大学課調べ）である。  
 3. 私立大学の金額は、文部省管理局私学振興課調べである。

立では奨学金の受給者(39%),申請したが不採用(7%),希望するが申請しなかった(27%)をあわせて,73%の学生が奨学金を希望している。私立ではこれらをあわせても44%である。

(4) 家庭の経済状態

家庭の年間収入平均は,国立が376万円で公立とほぼ等しく,私立の504万円とは128万円の差がある。家庭の収入階層別学生数の割合は表2の通りで,国公私立を問わず,全国全世帯の収入階層区分の分布(各区分とも20%)より高収入にかたよっている。これ

は,大学生の家庭の世帯主の平均年齢が,全国全世帯の平均年齢に比較して高いために収入が多くなるという効果をふくんでいる。そこで学生の家庭の世帯主を45~54歳と想定して,この年齢層の5分位階級区分に学生数の割合をあてはめたのが表3である。

表3によれば,国立と公立では各階層からほぼ平均して入学しているが,私立では高所得層にかたよっている。国公立が機会均等を保証しているのは低廉な授業料によることは明らかである。

家庭の収入階層別学生数(大学昼間部)

表2

(単位:%)

区 分	第 I	第 II	第 III	第 IV	第 V
	~1,780千円	1,780~2,390千円	2,390~3,040千円	3,040~4,060千円	4,060千円~
国 立	(14.4) 12.7	(11.2) 12.3	(16.0) 15.1	(24.3) 24.5	(34.1) 35.4
公 立	(9.3) 11.0	(9.7) 13.0	(14.3) 13.4	(21.0) 24.6	(45.7) 38.0
私 立	(6.1) 5.6	(6.5) 7.7	(11.6) 10.6	(21.2) 25.4	(54.6) 50.7
平 均	(8.0) 7.2	(7.5) 8.7	(12.6) 11.6	(21.8) 25.2	(50.1) 47.3

(注) ( ) は,昭和49年度調査の割合を示す。

45~54歳の世帯主の5分位階層区分別学生数(大学昼間部)

表3

(単位:%)

区 分	第 I	第 II	第 III	第 IV	第 V
	~2,149千円	2,149~3,000千円	3,000~3,811千円	3,811~4,946千円	4,946千円~
国 立	19.5	19.4	20.4	20.7	20.0
公 立	18.2	18.1	20.5	22.0	21.2
私 立	9.5	13.2	20.7	22.6	34.0
平 均	11.8	14.6	20.6	22.2	30.8

同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行う  
ことを申し合わせる。

昭和52年12月22日

## 昭和53年度大学卒業予定者の ための就職事務に関する申合せ

国・公・私立大学の各協会連盟等は、最終学  
年の学生が勉学に専念できる期間を確保するた  
めには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降  
とすることが望ましいと考え、その実現に努め  
てきたところであるが、当面、昭和53年度の大  
学卒業予定者については、昭和53年10月1日  
求人（求職）のための企業と学生の接触開始、

国立大学協会会長	向坊 隆
公立大学協会会長	高木健太郎
日本私立大学連盟会長	大泉 孝
日本私立大学協会会長	中原 実
私立大学懇話会会長	桜井 和市
国立短期大学協議会会長	丸山 健
全国公立短期大学協会会長	林 秀
日本私立短期大学協会会長	公江喜市郎

窓

### 有珠山噴火とマグマ

横山 泉

新春3ヶ日を過ぎて、有珠山麓も寒さが厳しくなってきた。今朝も7時頃、震度Ⅲくらいの地震で目が覚める。数時間毎の群発である。12月中旬から増加した有感地震は一向に減る気配がない。毎度のことながら、いささか不安を感じて、宿舎（壮瞥町の「母と子の家」）の南側の窓から外を見る。粉雪が右から左へ斜めに飛んでいる。有珠外輪山と大有珠ドームの輪廓だけが灰色の視野に浮んで、山の外見には特に異常はないようである。その麓に見える三恵病院は、玄関ピローテの柱は傾いて、中央部は既にゆがんでいるが、未だ3階建として立っている。地震も執念深く続くが、この建物も皆の予想に反して立ち続けている。有珠山の下、約1kmまで達していると思われるマグマは依然として活発である。最後のあがきか、或は新しい動きの前兆か、もうしばらく経過を見ないと判断できない。こういうと、世人はなかなか納得しないようである。大学というところで研究していて、何故、マグマの動きくらいを明確に断定できないか――。

しかし、このマグマなるものが難物なのである。元来、マグマとはラテン語・ギリシャ語で、やわらかく粘性のあるもの、軟膏などを意味するが、いまの場合、地下にある岩石の熔融体のことで、邦語では「岩漿」と称する。これには相当量の水蒸気が含まれていて、上昇して減圧されると発泡し、それが急激に起る場合が火山爆発である。マグマが地表に出て来れば、「溶岩」と呼ばれるが、地下では性質を異にしている。マグマの正体は未だに不明で、何処で発生して、何処に溜っているかなど未解決である――本年3月、わが国で、「マグマの起源」に関する国際シンポジウムがある。

もう20年も昔のことであるが、同僚の家でマグマについて論じていたら、後で、その夫人が「マグマとはどんな熊ですか」と質問した由。今や、有珠山周辺では、小学生にいたるまで、マグマを大体、感覚的に理解しているようである。有珠山噴火で、先ず軽石・火山灰を中天に噴き上げ、後は、山体下に潜んで、じわじわと地殻を歪ませ、思い出したように地殻を震わせる、しぶとくて気まぐれな巨人という感じであろう。壮瞥町の館崎町長は、よく町民に向って、「マルトン大王から派遣されているマグマ大使に会って、有珠山噴火の今後について、話を聞きたいと思うのだが、なかなか会って貰えないので――」と弁じて、私共の立場に理解を示している。しかし、他方では、「マグマの動きを見通せないようでは、予知連（噴火予知連絡会）ではなく、既知連だ」という声も聞えてくる。兎に角、まだまだ有珠山マグマとの虚々実々の対決が続くことを覚悟せねばなるまい。

（北海道大学理学部教授・有珠火山観測所長）

---

# そ の 他

---

## 学長等の異動

### ○学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
弘前大学	臼淵 勇	大池弥三郎
東京商船大学	小山 正一	谷 初蔵
山口大学	中村正二郎	小西 俊造

### ○委員の交代

	(前 任)	(新 任)
特別会計制度協議会	川上 正光(東工大)	香月 秀雄(千葉大)
大学運営協議会	同	同
教職員の厚生等	同	同
研 究 所	同	同
科学技術行政	同	同
教員養成制度	高橋 陸男(大阪教育大) 井上 友治(愛知教育大)	安藤 格(大阪教育大) 橋爪 貞雄(愛知教育大)

(訂正：前号で前任高橋先生としましたが誤りにつき訂正します)

### ○専門委員の委嘱

第1常置委員会	坂井 光夫(東大原子核研究所長) 柘植 利之(名古屋大教養部長) 鬼沢 貞(岩手大人文社会科学部教授) 中川 努(大阪大言語文化部長)
第3常置委員会	桜井 達祐(東京農工大厚生課長)

### ○専門委員の解嘱

教員養成制度	大田 堯(東大)
--------	----------



## 寄贈図書

教育と情報 11月号236号, 1月号238号 (文部省)  
厚生補導 11月号137号, 12月号138号 (文部省)  
産業と教育 11月号, 12月号 (産業教育振興中央会)  
IDE 11月号184号, 12月号185号 (民主教育協会)  
ESP 11月号 (経済企画庁)  
学校基本調査速報 学校調査 (文部省)  
会報 第34号 (大学基準協会)  
大学時報 9月号136号, 10月号137号 (日本私立大学連盟)  
インターナショナル・リクルートメント・ニュース 第34号, 第35号, 第36号 (外務省)  
みんぱく 11月号, 12月号 (民族学振興会)  
学士会会報 第737号 (学士会)  
学士会会報 講演特集号 (学士会)  
教育工学研究所研究報告 第5号 (東海大学)  
明治学院百年史資料集 第6集 (明治学院)  
国際交流 15号 (秋季号) (国際交流基金)  
エネルギー対話 生のかたち (エッソ・スタンダード株式会社)

### ◆編集後記◆

- 今回の特別寄稿は医学教育の特殊性について浜松医科大吉利学長から、また窓欄には北大横山教授の「有珠山噴火とマグマ」、滋賀大小倉教授の「江州商人」のそれぞれ興味深い研究を頂いた。深謝申しあげる。
- 会議議事録としては第61回総会記事等、資料としてはとくに授業料問題について特輯し、大部のものとなった。(C)

昭和53年2月25日 印刷  
昭和53年2月28日 発行 (非売品)

## 会 報 第 79 号

編集兼  
発行者 丁 子 尚  
発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
(東京大学構内)  
電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)  
(直通) 03 (813) 0647

印刷・製本 憊文唱堂